

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和7年2月13日上程・令和7年3月12日可決)

第 1 号	令和7年度長野県一般会計予算案	1
第 2 号	令和7年度長野県公債費特別会計予算案	20
第 3 号	令和7年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算案	23
第 4 号	令和7年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予 算案	25
第 5 号	令和7年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備 等資金貸付金特別会計予算案	27
第 6 号	令和7年度長野県国民健康保険特別会計予算案	29
第 7 号	令和7年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算案	32
第 8 号	令和7年度長野県農業改良資金特別会計予算案	34
第 9 号	令和7年度長野県漁業改善資金特別会計予算案	36
第 10 号	令和7年度長野県県営林経営費特別会計予算案	38
第 11 号	令和7年度長野県林業改善資金特別会計予算案	41
第 12 号	令和7年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予 算案	43
第 13 号	令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算 案	45
第 14 号	令和7年度長野県流域下水道事業会計予算案	48
第 15 号	令和7年度長野県電気事業会計予算案	52
第 16 号	令和7年度長野県水道事業会計予算案	56
第 17 号	個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関 する条例の一部を改正する条例案	60
第 18 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案	61
第 19 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す	

	る条例案	124
第 20 号	長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	126
第 21 号	長野県県税条例の一部を改正する条例案	128
第 22 号	創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を 応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例 案	129
第 23 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 理等に関する条例案	132
第 24 号	長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案	137
第 25 号	長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例案	138
第 26 号	長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する 条例案	176
第 27 号	長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案	177
第 28 号	幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例案	178
第 29 号	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要 件に関する条例等の一部を改正する条例案	179
第 30 号	一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案	183
第 31 号	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案	195
第 32 号	長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を 改正する条例案	196
第 33 号	長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	197
第 34 号	技術専門校条例等の一部を改正する条例案	297
第 35 号	長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例案	299
第 36 号	長野県宿泊税条例案	301
第 37 号	長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例案	314
第 38 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等 の特例に関する条例の一部を改正する条例案	315
第 39 号	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改 正する条例案	316
第 40 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一	

	部を改正する条例案……………	318
第 41 号	長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する 条例案……………	319
第 42 号	国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例案……………	321
第 43 号	長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案……………	324
第 44 号	長野県都市公園条例の一部を改正する条例案……………	325
第 45 号	長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案……………	328
第 46 号	良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条 例案……………	329
第 47 号	長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例案……………	331
第 48 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案……………	395
第 49 号	特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案……………	396
第 50 号	化学消防車の購入について……………	398
第 51 号	包括外部監査契約の締結について……………	399
第 52 号	公立大学法人長野県立大学が行う出資等に係る不要財産 の納付の認可について……………	400
第 53 号	公立大学法人長野県立大学定款の変更について……………	401
第 54 号	地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画の認 可について……………	402
第 55 号	県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について……………	440
第 56 号	国営土地改良事業の県負担金に対する市町村の負担につ いて……………	442
第 57 号	県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事請 負契約の締結について……………	443
第 58 号	県営林道事業施行に伴う市町村の負担について……………	444
第 59 号	長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の 負担について……………	445
第 60 号	主要地方道大町明科線道路改築工事（安曇野道路）委託 契約の締結について……………	446
第 61 号	一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 1 工区）変更請	

	負契約の締結について……………	447
第 62 号	一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について……………	448
第 63 号	一般国道158号道路改築工事（狸平）変更請負契約の締結について……………	449
第 64 号	一般県道上松南木曾線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）変更請負契約の締結について……………	450
第 65 号	栃平砂防えん堤建設工事変更請負契約の締結について……………	451
第 66 号	都市計画道路出川双葉線街路工事（出川から双葉工区）委託契約の締結について……………	452
第 67 号	松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結について……………	453
第 68 号	道路事業施行に伴う市町村の負担について……………	454
第 69 号	急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について……………	455
第 70 号	都市計画事業施行に伴う市町村の負担について……………	456
第 71 号	流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について……………	457
第 72 号	長野県諏訪湖流域下水道の維持管理に要する費用の負担について……………	458
第 73 号	高等学校の統合について……………	459

（令和 7 年 2 月13日上程）

報第 1 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	502
報第 2 号	捜査中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	504
報第 3 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	506
報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	508
報第 5 号	会場使用中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	510
報第 6 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	512
報第 7 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	514
報第 8 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	523
報第 9 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	527

（令和 7 年 2 月19日上程・令和 7 年 2 月28日可決）

第 85 号	副知事の選任について……………	498
--------	-----------------	-----

(令和 7 年 2 月 19 日上程・令和 7 年 3 月 12 日可決)

第 74 号	令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案……………	460
第 75 号	令和 6 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案……………	479
第 76 号	令和 6 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案……………	481
第 77 号	令和 6 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計 補正予算（第 1 号）案……………	483
第 78 号	令和 6 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案……………	485
第 79 号	令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案……………	489
第 80 号	令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正 予算（第 3 号）案……………	491
第 81 号	令和 6 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案……………	493
第 82 号	令和 6 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案……………	495
第 83 号	令和 6 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案……………	496
第 84 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案……………	497
第 86 号	防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について……………	499

(令和 7 年 3 月 13 日上程・同日可決)

第 87 号	監査委員の選任について……………	528
--------	------------------	-----

(2) 議員提出議案

(令和 7 年 2 月 28 日上程・同日可決)

議第 1 号	信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例 (案) ……………	529
議第 2 号	東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意 見書 (案) ……………	534

議第3号	日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）	535
議第4号	民間医療機関に対する支援の充実を求める意見書（案）	536
議第5号	寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書（案）	537
議第6号	持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革を求 める意見書（案）	538
議第7号	治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める意見書（案）	539
議第8号	公立・公的病院への支援の拡充を求める意見書（案）	540
議第9号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求 める意見書（案）	541
議第10号	ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を求める意見 書（案）	542
議第11号	性犯罪の再犯防止の取組に対する支援の強化を求める意 見書（案）	543
議第12号	高額療養費の自己負担上限額の引上げに関する十分な議 論を求める意見書（案）	544
議第13号	米の安定供給に向けた取組の充実を求める意見書（案）	545

(3) 委員会提出議案

（令和7年3月12日上程・同日可決）

委第1号	長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）	546
委第2号	長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一 部を改正する条例（案）	547

2 諸般の報告

（令和7年2月13日報告）

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	548
長野県国民保護計画の変更について	549
「公立大学法人長野県立大学第1期中期目標の期間における業務の 実績に関する評価結果報告書」について	550
令和6年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について	551
現金出納検査結果	552

(令和 7 年 2 月 19 日 報告)	
人事委員会意見回答	553
(令和 7 年 3 月 12 日 報告)	
令和 6 年度包括外部監査の結果に関する報告について	554
現金出納検査結果	555
3 口頭説明を省略した部長の議案説明要旨	
危機管理部長議案説明要旨	556
企画振興部長議案説明要旨	561
総務部長議案説明要旨	570
県民文化部長議案説明要旨	576
健康福祉部長議案説明要旨	587
環境部長議案説明要旨	600
産業労働部長議案説明要旨	608
観光スポーツ部長議案説明要旨	616
農政部長議案説明要旨	622
林務部長議案説明要旨	629
建設部長議案説明要旨	634
4 発言通告者一覧表	648
5 陳情文書表	650
6 委員会審査報告書	
危機管理建設委員会	651
県民文化健康福祉委員会	657
農政林務委員会	663
環境文教委員会	667
産業観光企業委員会	674
総務企画警察委員会	677

7	長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会調査中間報告書……………	682
8	常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿……………	734
9	常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿……………	735

信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（案）

長野県は、森林面積が県土の約8割を占める全国有数の森林県であり、県民は、古くから森林の恵みを享受し、住まいや日用品に木を取り入れることで、森林資源を生かした快適で潤いのある暮らしを営んできた。

木材、特に、信州の森で育まれた県産材を利用することは、林業をはじめとする産業の健全な発展、ひいては、地域経済の活性化に資するだけでなく、主伐及び再造林を通じた森林の若返りと災害に強い森林づくりに寄与するものであり、さらには、二酸化炭素固定量の増加を通じて脱炭素化にも貢献することから、安定的かつ持続的な利用の確立が重要な課題となっている。

しかしながら、近年は、住宅等の様々な分野において木材に代わる素材が利用されているほか、外国産の木材との競合や担い手不足を背景として、林業、木材産業等を取り巻く環境は厳しさを増しており、県産材の利用についても十分とは言えない状況にある。

本県では、これまで「長野県ふるさとの森林づくり条例」の制定をはじめ、県産材の供給源である森林の整備及び保全に取り組んできたが、県内の人工林が本格的な利用期を迎えている今こそ、森林所有者や林業事業者はもとより、木材産業事業者や建築関係事業者、土木関係事業者に対する支援を充実させ、併せて、県民への普及啓発等に取り組むことで、県産材のより一層の利用の促進を図る必要がある。

このような認識に基づき、ふるさと信州の豊かな森林と環境を守るという決意の下、林業、木材産業等の発展、地域内経済循環の活性化とともに、県産材の利用の促進を通じた脱炭素社会の実現に向け、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、県民共通の財産である県産材の利用の促進に関する実効性ある施策を強力に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、及び森林資源の循環利用の確立による林業、木材産業等の持続的な発展を図り、もって地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 公共建築物 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木

材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する公共建築物をいう。

- (4) 土木施設 河川施設、砂防施設、道路施設、上下水道施設、公園施設、土地改良施設、治山施設等をいう。
- (5) 公共土木施設 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する土木施設をいう。
- (6) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。
- (7) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。
- (8) 木材産業事業者 製材その他の木材の加工（第17条において「木材の加工」という。）又は木材の流通の事業を行う者をいう。
- (9) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (10) 土木関係事業者 土木施設の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (11) その他事業者 林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び土木関係事業者以外の事業者をいう。

（基本理念）

第3条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 木材の流通における川上から川中、川下までの林業、木材産業等を持続可能な産業として振興すること。
- (2) 地域の豊かな森林資源を有効活用する取組を通じて、多様な産業の発展を図るとともに、県産材の需要を喚起し、地域内の経済循環を活性化すること。
- (3) 森林資源の循環利用により、二酸化炭素の吸収及び固定化を通じた脱炭素化のための取組を効果的に推進すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（市町村との連携等）

第5条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を円滑に進めるため、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、県産材の利用の意義について理解を深めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第7条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第8条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の整備及び保全、県産材の安定供給並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第9条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産材の有効利用、安定供給及び品質確保、新しい技術の開発及び導入並びに人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第10条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土木関係事業者の役割)

第11条 土木関係事業者は、基本理念にのっとり、県産材の利用の促進、県産材に係る知識の習得、土木技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(その他事業者の役割)

第12条 その他事業者は、基本理念にのっとり、県産材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第13条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針を定めなければならない。

2 前項の基本的な方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県産材の利用の促進に関する方針

(2) 県産材の利用の促進に関する施策

(県による県産材の率先利用)

第14条 県は、県が整備する公共建築物及び公共土木施設の整備等に当たっては、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない。

(建築物における県産材の利用の促進)

第15条 県は、市町村、一部事務組合及び広域連合並びに民間事業者が整備する公共建築物における県産材の利用を促進するために支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用を促進するため、脱炭素化に配慮した支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（建築物以外における県産材の利用の促進）

第16条 県は、建築物以外における県産材の利用を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合が整備する公共土木施設における県産材の利用の促進に関すること。

(2) 県産材製品（県産材を使用した製品をいう。第18条において同じ。）の利用の促進に関すること。

(3) 県産材の木質バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。）としての利用の促進に関すること。

2 県は、民間事業者が整備する土木施設における県産材の利用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（県産材の安定供給の促進）

第17条 県は、県産材の安定的かつ持続的な供給を確保するため、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者等による森林資源の循環利用に向けた取組の促進、木材の加工及び木材の流通に係る体制の整備への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産材及び県産材製品の産地づくり及び販路拡大）

第18条 県は、県産材及び県産材製品について、地域の特色を活かした産地づくりに努めるとともに、大都市圏における流通及び利用の促進その他の販路拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

（県産材の利用による脱炭素化に向けた取組の推進）

第19条 県は、カーボンクレジット（温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出削減量及び吸収量を認証し、並びに活用する取組をいう。）の活用をはじめ、県産材の利用を通じた脱炭素化のための取組を推進するとともに、当該取組の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発等）

第20条 県は、県産材の利用を促進するため、林業及び木材産業に関わる新しい技術の研究開発、導入及び情報の収集に努めるとともに、その成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保及び育成）

第21条 県は、県産材の利用に関する助言及び支援を行うことができる専門人材その他の県産材の利用の促進に関わる人材の確保及び育成のために必要な施策を講ずるものとする。

（普及啓発）

第22条 県は、子どもたちをはじめ、広く県民の県産材の利用に対する理解を

深めるため、木育（二酸化炭素の吸収及び固定化による脱炭素化への貢献をはじめとする県産材の利用の意義その他森林及び林業に関して学ぶ活動をいう。）の推進、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

（木材以外の林産物の利用の促進）

第23条 県は、第14条から前条までの規定を踏まえ、木材以外の林産物（食用に供されるものを除く。）の利用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第24条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の報告及び公表）

第25条 知事は、毎年、県が講じた県産材の利用の促進に関する施策の実施状況並びに当該施策の実施による二酸化炭素の吸収及び固定化への効果について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、及び森林資源の循環利用の確立による林業、木材産業等の持続的な発展を図り、もって地域内の経済循環の活性化及び脱炭素社会の実現に寄与するため。

東京一極集中の是正に向けた抜本的な
改善策を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
経 済 産 業 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方創生の取組開始から10年の歳月が流れた。この間、本県でも様々な事業で地方活性化に注力してきたが、活力を生み出す元になる県民人口は、昨年2月、約半世紀ぶりに200万人を切り、人口減少に歯止めがかからない。

昨年の我が国の合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録し、東京都は0.99まで低下するなど、都市部は地方よりも出生率が低い傾向で、国全体の少子化及び人口減少が続く一要因となっている一方、進学や就職で若者が大量に流入する東京都の活力は高まるが、若者が流出する地方の活力はそがれていく。

産業が集中する東京都には、企業から徴収する法人事業税をはじめとした十分な税収があり、潤沢な予算を背景に手厚い行政サービスを提供できるが、財政力が劣る自治体には難しく、子育て、教育等、本来国内どこでも同水準のサービスを享受すべき事柄さえ、明らかに都道府県格差が生じている。財政力豊かな自治体の住民だけが恩恵を受ける現状に対して、地方から不満の声が上がっており、格差の解消が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策により、将来にわたって地方の活力の維持向上を図り、かつ、全国同水準の行政サービスを提供するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 全ての地方自治体が十分な収入を確保できるように税制及び地方財政制度を改革すること。
- 2 子育て、教育等、国民全てが平等にサービスを享受すべき事柄については国が責任を持って現在の不平等を正すこと。なお、自治体への補助等の際には、財政力を考慮するなど、自治体間格差が拡大しないよう留意すること。
- 3 東京に集中する中央官公庁を地方に移転させるとともに、企業・大学に地方移転を促す制度を構築すること。

日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
外 務 大 臣
拉 致 問 題 担 当 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

北朝鮮による日本人拉致問題については、これまでに5人の拉致被害者が帰国を果たしたものの、北朝鮮側が一方的に特別調査委員会の解体を宣言して以降は、大きな進展が見られないまま、被害者及び家族の高齢化が進んでおり、その解決に向けては、もはや一刻の猶予も許されない状況にある。

政府は、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題として位置付け、北朝鮮に対して再三にわたり解決を求めてきた中、昨年就任した石破首相は、同問題について「国家主権の侵害」とであると強調し、長年実現していない日朝首脳会談の開催について意欲を示した。

拉致問題解決の重要性については、諸外国の理解も得ているところであり、今月の日米首脳会談でも改めて確認された。過去には、政府の要請によって、米国が北朝鮮との会談において拉致問題を取り上げたこともあり、事態の打開に向けては、関係諸国、国際機関等との協調もますます重要となる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被害者全員の一刻も早い帰国に向けて、あらゆる手段を講ずるとともに、国際社会との連携強化を図り、日本人拉致問題の早期解決を実現するよう強く要請する。

民間医療機関に対する支援の充実を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築には、安定的な医療提供体制の確保が必要であり、高齢化の進展等による医療需要の高まりが想定される中、持続可能な医療の提供に向けては、民間医療機関が地域における役割を果たしていくことが期待される。

一方で、多くの医療機関では、人口減少による慢性的な収益減が顕在化しており、長期化する物価高騰、医療従事者の賃上げに関連する人件費の増加等も厳しい経営状況に拍車をかけているが、昨年6月の診療報酬の改定は、経営の改善につながっているとはいえない。

効果的・効率的な医療提供体制の確保に向けて、地域医療構想に基づく医療機関ごとの役割の明確化、相互の連携強化等が求められる中、民間医療機関に対する公的な支援が不足していることから、日常的な診察、在宅医療等を担う民間医療機関における診療体制が将来にわたって維持されるよう、経営実態に即した対応が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、安定的な地域医療体制の確保により、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、臨時的な診療報酬の改定、新たな補助制度の創設等、地域を支える民間医療機関に対する支援の充実を図るよう強く要請する。

寒冷地手当の支給地域等の適正化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
人 事 院 総 裁

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公務員の給与改定は、国の職員、民間事業の従事者等の給与その他の事情を総合的に勘案した上で方針が決定されるところ、昨年8月、人事院は、冬季間の寒冷・積雪による暖房費等の補填を目的とする、国家公務員の寒冷地手当について、支給地域を大幅に改定する旨を勧告し、その影響は地方自治体にも広がりつつある。

今回の改定には、長野県内の支給地域の縮小も含まれるが、その根拠とされる「メッシュ平年値2020」は、豪雪地帯対策特別措置法上の豪雪地帯である中野市の平均積雪量を0センチメートルと推計するなど、地域の実態とは異なる点もあり、寒冷地の判定に適したデータであるとは言い難い。

地方自治体においては、職員の生活への影響、人事異動に係る管理上の支障等を懸念し、支給地域を縮小しないことなども検討されているが、寒冷地手当の支給総額が、改定後の国基準で支給した場合の総額を上回る場合、その超過分に相当する特別交付税が減額となるため、各自治体の独自の判断による支給地域の維持は難しい。

よって、本県議会は、国会及び政府において、寒冷地手当の支給地域等の適正化を図り、冬季間の公務員の負担を軽減するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 寒冷地の判定に際しては、メッシュ平年値のみならず、様々なデータを参考とした上で、地域の実態に即して判断することとし、昨年8月の人事院勧告による支給地域の改定については見直しを行うこと。
- 2 地方自治体が支給地域を縮小せず、寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準を上回った場合においても、特別交付税の減額措置は行わないこと。

持続可能な学校の実現に向けた教職員の
働き方改革を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

社会全体で労働時間の適正化が推進される中、公立学校では、教員の長時間労働等を背景とする教員採用試験の志願者の減少に加え、病気休職者、離職者の増加等により生じている深刻な教職員不足の解消が課題となっている。

今国会では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正による教職調整額の引上げが審議されているが、超過勤務縮減につながる具体策も示されていないことから、今後も教員の長時間労働が慢性化するおそれがある。

教育ニーズが多様化する中、教職員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、教員一人当たりの授業時数を減らし、時間外の業務が生じにくい環境の整備が不可欠であり、国が現場の勤務実態を把握した上で、教育課程の再検討による業務の削減、十分な人員の確保等、教職員の処遇の抜本的な改善が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革の推進により、学校現場を魅力ある職場とするため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 教育課程の基準を定めた学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数の削減等を行うこと。
- 2 教職員の配置・確保も含め、働き方改革推進のために必要な財源の確保等を行うこと。
- 3 教育ニーズの多様化を踏まえ、業務に見合った正規教員配置が可能となるよう必要な措置を講ずること。
- 4 教員の長時間労働の抑制に向けた具体策について検討すること。
- 5 現場の勤務実態を調査し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

治水対策の迅速かつ着実な推進等を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、我が国における自然災害が激甚化・頻発化しており、本県でも、毎年のように発生する台風、豪雨等に対応した治水対策が急務であることから、令和元年東日本台風の被災後には、国及び市町村と連携し、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、護岸整備、堤防強化等を進めている。

しかしながら、県内の一級河川のうち、国管理区間及び県管理区間が混在している、いわゆる「中抜け区間」がある河川並びに複数県を流下する河川については、管理者各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、河川の整備に当たり、関係者間での様々な調整が求められる状況にある。

今後、自然災害の更なる激甚化・頻発化が懸念される中、現在の治水対策が十分な財源の下で安定的に推進されることはもとより、将来的には、広域的かつ重要な一級河川を国の一元管理とし、水系一貫した計画に基づき河川の整備を行うことが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、治水対策の迅速かつ着実な推進等により、自然災害から住民の生命及び財産を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 県が行う「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に位置付けられた事業をはじめ、防災・減災、国土強靱化に向けた河川の整備が確実に進み、その効果が十分に発揮されるよう必要な予算を確保すること。
- 2 本県の財政状況、自然災害への対応状況等を踏まえ、千曲川、犀川、天竜川、木曽川等の県管理区間について、国による一元管理とすること。

公立・公的病院への支援の拡充を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

公立・公的病院は、へき地における医療、救急及び小児といった民間の医療機関での対応が困難な医療等を多く担っており、新型コロナウイルス感染症の流行時にも、感染者を積極的に受け入れるなど、地域における医療提供体制の確保に向けて中心的な役割を果たしてきた。

一方で、コロナ禍の特例的な財政支援の終了に加え、物価高騰、人件費の増加等により、病院の経営状況は一層厳しさを増す中、医療DXの推進、サイバーセキュリティ対策等への対応も迫られているが、診療報酬は全国一律の公定価格であることから、コスト増に見合った価格転嫁は難しい。

また、医療・介護人材の慢性的な不足に加え、地方においては、地域間及び診療科間の医師の偏在も大きな課題となっていることから、住民の安心な暮らしの実現に向け、地域医療の担い手確保についても対策の強化が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、公立・公的病院への支援の拡充により、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 公立・公的病院が担う事業について、地方交付税措置単価の引上げ、算定ルールの見直し等、地域の実情に応じた支援制度の拡充を図ること。
- 2 臨時的な診療報酬の改定、新たな補助制度の創設等、病院経営の強化に向けた支援策を適時適切に講じること。
- 3 医療・介護人材の確保に向けた支援を拡充するとともに、医師の偏在対策を推進すること。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）
の見直しを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

インボイス制度は、消費税の適正な課税の確保を目的とした仕入税額控除の方式であり、令和5年10月に導入された。この制度では、消費税の納税義務がある課税事業者が、取引先の仕入税額控除に必要な適格請求書、いわゆるインボイスの発行事業者として登録を受けることができる。

制度開始から1年余りが経過し、インボイスの発行を目的に免税事業者から課税事業者への移行が進む中、国は、新たに課税事業者となった場合の消費税納税額を3年間軽減するなどの特例措置を講じているものの、税負担及びインボイスの発行に伴う事務負担の増大、課税事業者と免税事業者との取引の打切り等、制度導入に伴う影響が生じている。

近年、中小零細企業をはじめとする事業者は、原材料価格の高騰、人手不足等の影響により厳しい経営状況にある中、現行のインボイス制度が続けば、経営に深刻な影響を及ぼすことが危惧されることから、事業者の負担を軽減するとともに、事業者間の取引が滞りなく行われるよう、早急な制度の改善が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、制度導入後の実情を踏まえ、地域経済を支える事業者の負担軽減及び取引の円滑化に向けて、インボイス制度の見直しを行うよう強く要請する。

ガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
経 済 再 生 担 当 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

燃料油価格の高騰が国民の暮らし及び企業経営を圧迫する中、政府は、令和4年1月からガソリンをはじめとする燃料油の卸売価格を抑制する補助金の支給により小売価格の急騰を抑制してきたが、補助金の段階的縮小によりガソリン価格は上昇傾向にあり、家計及び企業の負担が増加している。

こうした中、昨年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、いわゆる暫定税率の廃止を含むガソリン減税について、国による検討が進められている。

ガソリンは地方の生活、交通・運輸業をはじめとする様々な企業の活動等に不可欠であることから、家計及び企業の負担軽減に向けたガソリン減税の早急な実現とともに、国による適切な価格高騰対策が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の暮らしを守り、企業活動を支えるため、政府が進めているガソリン税の暫定税率の廃止に向けた議論の加速化を含めたガソリン価格高騰への迅速かつ適切な対策を講ずるよう強く要請する。

性犯罪の再犯防止の取組に対する支援
の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
法 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

性犯罪は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであるため、国は、性犯罪をした者に対し、矯正施設等において再犯防止の取組を実施するとともに、出所後も地方公共団体において取組を継続できるようガイドラインを示している。

しかしながら、取組の継続に当たって、地方公共団体が対象者の把握・確認のために必要な情報を収集することは容易ではなく、一部の都道府県では、出所後に住所等の届出を求める条例を独自に制定する動きもあることから、個人情報情報の適正な取扱いを確保しつつ、各地方公共団体で再犯防止に取り組めるよう、国による仕組みづくりが求められている。

また、矯正施設等で行われる取組は、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムであり、一貫した治療、支援等の実施が再犯防止に有効であることから、出所後も地方公共団体において取組を効果的に続けるためには、専門的な知識及び技術を有する人材の確保・育成が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、性犯罪の根絶に向けて、社会全体で再犯防止に取り組むため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 矯正施設等において再犯防止の取組を実施する際に、出所後も継続する意義について啓発し、地方公共団体による円滑な取組につなげること。
- 2 地方公共団体において再犯防止の取組を実施する際に、対象者の把握・確認のために必要な住所等の情報を提供する方法を検討すること。
- 3 地方公共団体において、性犯罪の再犯防止に関する知見に基づいた取組を実施できるよう、専門人材の確保・育成に向けた施策を講ずること。

高額療養費の自己負担上限額の引上げに
関する十分な議論を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、医療費が高額になる場合に患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たしている。

こうした中、政府は、高齢化の進展、医療の高度化等による高額療養費総額の増額を背景に、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るため、本年8月以降、自己負担上限額を段階的に引き上げる方針を決定した。

自己負担上限額の引上げについては、がん患者団体等から受診の抑制、治療継続の断念等につながるといった懸念が示されたことを受け、政府が方針を一部見直したところであるが、今後も、当事者の声を踏まえた上で、十分な議論がなされるべきである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての国民が安心して必要な医療を受けることができる社会を維持するため、現場の実態を踏まえ、高額療養費の自己負担上限額の引上げに関して十分に議論するよう強く要請する。

米の安定供給に向けた取組の充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

人口減少、食の多様化等により米の需要が減少傾向にある中、政府は、段階的に生産を抑制し、過剰な流通を防ぐことで米の安定的な取引を目指してきたが、昨年夏の全国的な米の不足以降、流通現場における業者間の調達競争の激化による米価の高騰が続き、主食である米の確保に困難が生じている。

こうした状況を受け、政府は、流通量の回復により米価の安定を図るため、凶作で生産量が落ち込んだ場合等に限らず、円滑な流通に支障が生じる場合にも政府備蓄米を放出できるよう基本指針を見直し、来月半ばにも放出を実施することとしている。

一方で、今回の流通現場における混乱は、供給を抑え米価を維持する長年の農業政策によって生産基盤が弱体化したことが背景にあるため、従来の政策を見直し、農家の経営に対する支援を抜本的に強化するなど、国の責任の下、米の安定的な生産を確立する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、主食である米を将来にわたって確保するため、市場の動向に応じた政府備蓄米の放出を着実に実施するとともに、米の安定供給に向けた取組を充実させるよう強く要請する。

委 第 1 号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「出産」の次に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第109条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会への多様な層の人材の参画をはかるため、欠席事由の例示として「看護、配偶者の出産」を追加する等の所要の改正を行う。

委 第 2 号

長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例（案）

長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年長野県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表の第37条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下この条」を「次項」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第46条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第46条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第37条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第46条において」を削る。

第38条第3項中「この章において」を削る。

第46条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第50条から第52条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項、第18条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条第3項、第37条第1項及び第2項、第38条第3項並びに第46条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表の第37条第1項第1号の項の改正規定 令和7年4月1日

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

刑法の一部改正に伴い、刑罰の懲役を拘禁刑に改めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の項ずれを修正するほか、所要の改正を行う。

全 議 員 様

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

令和7年2月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企 画 振 興 部 長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
(2月19日から2月28日までの会議)	
総 務 部 長	渡 辺 高 秀
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
(2月19日から2月28日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 刈 美 香
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄
(2月19日から2月28日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	加 藤 浩
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(2月19日から2月28日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	尾 島 信 久
公 営 企 業 管 理 者 扱	吉 沢 正
企 業 局 長 事 務 取 扱	
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

6 危第269号
令和 7 年(2025年) 2 月 7 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県国民保護計画の変更について（報告）

長野県国民保護計画について、統計数値、組織名称などの変更等に伴い、下記のとおり長野県国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第6項の規定により、報告します。

記

1 変更の理由

統計、組織名、各種規程の変更等に伴い、所要の変更を行う。

2 主な変更の概要

- (1) 人口について、令和 6 年10月 1 日時点の統計に変更
- (2) 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十号）の施行に伴う変更
- (3) 水道行政の見直しに伴う所管行政機関の変更
- (4) 長野県警戒・対策本部設置要綱名称変更に伴う本編及び資料編の変更
- (5) 資料編の長野県国民保護対策本部規定、長野県緊急対処事態対策本部規定及び長野県警戒・対策本部設置要綱について、組織改正等による規程及び要綱改正に伴う変更
- (6) 筑北村役場所在地修正による変更

3 変更年月日

令和 7 年 2 月 7 日

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 県学第385号
令和7年(2025年) 1月17日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

「公立大学法人長野県立大学第1期中期目標の期間における業務の
実績に関する評価結果報告書」について(報告)

このことについて、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2
第5項により、公立大学法人長野県立大学評価委員会から報告がありましたので、
同条第6項により第1期中期目標期間を対象として行った評価結果を報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 監査第67号
令和7年(2025年)2月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員	増 田 隆 志
同	青 木 孝 子
同	柄 澤 千恵子
同	依 田 明 善

令和6年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、松本空港ターミナルビル株式会社以下25団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 監査第 4－11号
令和 7 年(2025年) 1 月31日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 1 月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年12月31日現在の令和 6 年度12月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年12月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年12月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年12月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6人委第319号
令和7年(2025年)2月13日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和7年2月13日付け6議議第117号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第19号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第20号 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

第23号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例案

第25号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第47号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

(写)

令和7年3月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

包括外部監査人 弓 場 法

令和6年度包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定による監査を行ったので、同条第5項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 監査第 4－12 号
令和 7 年(2025 年) 3 月 5 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 7 年 2 月 28 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 7 年 1 月 31 日現在の令和 6 年度 1 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 7 年 1 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 7 年 1 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 7 年 1 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

危機管理部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、危機管理部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

危機管理部関係の令和7年度当初予算の総額は、一般会計 48 億 7,298 万 4 千円であります。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する傾向にある中、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨では、多くの尊い人命や貴重な財産が失われました。

また、昨年8月と本年1月には「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、長野県においても大規模災害が身近であることが改めて確認されたところです。

県では、令和元年東日本台風災害に基づく「逃げ遅れゼロ」プロジェクトの取組、令和6年能登半島地震を受けた長野県地震防災対策強化アクションプランなど、大規模災害において明確になった課題を教訓として捉え、防災対策の点検と充実・強化を図ってきました。また、国においても、平時の備えにより被害の最小化を図るため、災害対策基本法の改正を進めるとともに、防災庁の設置に向けた準備を行っているところです。

今年度は、県として災害対策本部を設置して対応にあたった災害は現在まで発生しておりませんが、多くの中山間地域を抱える本県においても、総合的な地域防災力の向上は急務となっております。

引き続き、消防・警察・自衛隊などの防災関係機関や市町村と協力し、災害をはじめとするあらゆる危機管理事象への備えを万全にすることにより、災害に強い県づくりを進めてまいります。

これらを踏まえて、以下、令和7年度の主な事業について、順次、御説明申し上げます。

まず、「長野県地震防災対策強化アクションプランに基づく地震防災対策の充実・強化」について申し上げます。

県では、昨年9月に本プランを策定し、喫緊に対応が必要な事項に関しては積極的に取組を進めてまいりました。令和7年度は基本目標の『「地震災害死ゼロ」に挑戦』の実現に向け、取組を加速化してまいります。

まず、「予防対策」として、発災時に孤立の可能性があると予想され、かつ通信手段を有しない地域を対象として、市町村が地域の実情に応じて行う災害対応通信機器の整備経費について助成を行います。また、信州大学と連携し、住民が協力して要配慮者の避難支援や避難所運営を行うための仕組みづくりに向け防災人材の育成研修を開催するとともに、昭和19年に発生した東南海地震に関するデジタルアーカイブを構築し、地域の防災活動や学校教育など様々な場面で活用されるよう展開を図ってまいります。

次に「応急対策」として、大規模災害に際し、被災地に支援物資を迅速かつ円滑に提供するため、県内21か所に存在する広域防災輸送拠点における、災害時の運用オペレーションや開設までのタイムラインなどを定めた運営マニュアルの整備に取り組みます。

最後に「復旧復興対策」として、被災者が生活を再建する上で大きな一歩となる罹災^り証明書の発行を迅速化するため、住家の被害認定調査について、市町村のニーズの高さを踏まえ、新たにタブレット端末を用いた体験型の研修を実施します。また、誰ひとり取り残さない復旧復興に向け、被災者が抱える課題に寄り添い解決を図る災害ケースマネジメントの仕組みづくりを市町村や社会福祉協議会等と進めてまいります。

次に、「逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進」について申し上げます。

避難所TKB（トイレ・キッチン・ベッド）の環境改善に向け、令和6年能

登半島地震で支援調整や避難所運営に携わった方を講師として、避難所の実情と課題を学び、実際に避難スペースの設営・運営を行う演習を実施するなど、引き続き、環境改善に係る取組を進めます。

さらに、県民モニターアンケートでは若年層において防災意識が薄い傾向が見られたことから、これらの層をターゲットに、Web 広告やインフルエンサーなど多様な媒体を用いて、各家庭で最低3日分の備蓄やハザードマップの確認、また合わせて地震に備えた家具の転倒防止など県民一人ひとりが取り組める防災対策の実践を呼びかけてまいります

次に、「火山防災対策の推進」について申し上げます。

年明け早々の1月16日、火山性地震の増加により御嶽山の噴火警戒レベルが2に引上げとなりました。

これまでの間、噴火は観測されておらず、火山性地震も減少しておりますが、火山活動の状況は広く報道され、関心が高まっております。

本県は、県境一帯に7つの常時観測火山を抱え、そのふもとで多くの県民が生活しています。「火山県」長野県が火山との共生を図るためには、火山を正しく知り、火山災害を正しく恐れ、正しく備える、意識の向上が重要であることから、令和7年度は、焼岳、乗鞍岳の2つの活火山を抱える松本市において開催される日本火山学会秋季大会に合わせ、火山防災教室などを実施し、県民の火山への理解を深める取組を実施してまいります。

また、引き続き、火山対策総合アドバイザーなど火山人材の積極的な活用を進めるとともに、各火山地域における火山防災の普及啓発に係る取組を支援し、火山防災意識のさらなる向上と火山と共生する地域づくりを進めてまいります。

次に、「危機管理防災体制」の強化について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでの成果と課題を踏まえて、今後の感染症危機に備えるため、県の対応を取りまとめた「新型コロナウイルス感染症 長野県対応記録集」を2月に作成しました。

また、昨年7月の政府行動計画の改定を受けて、作成を進めてきました「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画」につきましては、昨年2回開催した有識者懇談会等においてご意見を伺うとともに、1月中旬からパブリックコメントを実施し、改定案を取りまとめたところであり、3月下旬での改定を予定しております。

新たな県行動計画に基づき、引き続き、感染症危機に対する体制の強化を図るとともに、行動計画の改定を行う市町村の取組を支援してまいります。

次に「消防体制の充実・強化」について、申し上げます。

消防防災ヘリコプターの運航は、令和3年4月に再開してから間もなく4年が経過します。安全を最優先とした緊急運航を継続しており、若手隊員の育成も順調に進んでいるところです。安全運航を確保するため、来年度も引き続き、民間航空会社等での訓練・研修の実施により、隊員の技術の更なる向上に努めてまいります。

また、地域防災力の担い手となる消防団の活動に係る支援につきましては、消防団活動への理解や入団を促進していくため、若者や女性等を対象とした一日消防団員体験の実施や入団意欲の喚起を目的とした広報活動に取り組んでまいります。

次に「防災情報基盤の整備」について申し上げます。

災害時に迅速かつ確実な情報の収集及び伝達を行うため、令和5年度から防災行政無線衛星系設備の更新を行い、機能の高度化を図っております。令和7

年度が整備最終年度であり、衛星通信を管理・運用している自治体衛星通信機構との連携を図り、計画的に進めてまいります。

以上、令和7年度の主な事業について、御説明申し上げます。

事件案は、1件であります。

「長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について」は、防災行政無線設備の更新に伴い、市町村及び消防本部等に設置する無線設備に要する経費の一部を当該市町村及び一部事務組合が負担するもので、令和6年度に引き続き実施するものであります。

以上、危機管理部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、企画振興部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本県の人口は昨年 2 月に約 50 年ぶりに 200 万人を下回り、2001 年のピークから 20 年余りで約 1 割減少しました。現状のまま何もしなければ、2050 年にはピーク時から約 3 割減少する「7 がけ社会」が到来する見通しです。

昨年 12 月、こうした人口減少にオール信州で立ち向かうため、「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」を設立し、「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」を決定したところです。この戦略を踏まえて、県民会議の参加者がそれぞれ主体的に行動するための「アクション」を任意で掲げて取り組むこととしており、県では今月 5 日にアクション案を公表しました。このアクション案に基づいて、全庁を挙げて人口減少対策に取り組んでまいります。

来年度、「しあわせ信州創造プラン 3.0」は折り返しの年を迎えます。「政策の柱」である施策の総合的展開はもとより、新しい時代に向けて、社会経済システムの転換や施策の新展開・加速化などを進めていく「新時代創造プロジェクト」を各部局と連携しながら推進し、基本目標に掲げた、確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創ってまいります。

以下、企画振興部の主な施策につきまして、プラン 3.0 の「政策の柱」に沿って、順次御説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

(公共交通の充実をはじめ移動の利便性・快適性の向上)

地域公共交通は、人口減少や自家用車の普及等による輸送需要の減少、担い手不足等により厳しい状況に置かれており、安定的な輸送サービスの維持・確保に向け、行政が主体的に関与する必要があります。このため、昨年6月に策定した長野県地域公共交通計画に掲げた「担い手確保」、「交通ネットワークの構築」、「利便性向上」、「脱炭素化の推進」の4つの施策に沿って、社会的共通資本である地域公共交通の維持・発展に取り組んでまいります。

まず、地域公共交通の維持に不可欠な担い手を確保するため、県外から県内の乗合バス事業者には運転手として就職する者に対する移住支援金の支給や、就職相談窓口の設置、マッチングイベントの開催、産業労働部や教育委員会と連携した将来世代への魅力発信などに積極的に取り組みます。

通院・通学・観光の移動に必要な交通ネットワークの維持・発展を図るため、県内南北の主要都市間を結ぶみずずハイウェイバスの実証的な増便運行、しなの鉄道株式会社が行う緊急修繕に対する支援を行うほか、JR大糸線の利用促進に関係者一丸となって取り組みます。また、「交通空白」を解消するため、今年度実施した調査結果を踏まえ、公共ライドシェアや日本版ライドシェア等の多様なサービスが展開できるよう、市町村をはじめ関係者と連携し取組を進めます。また、最適な交通ネットワークを構築するため、地域の関係者の皆様と十分議論を重ねるとともに、基幹的なバス路線に対する県独自の支援策の構築に向け、速やかに検討を進めてまいります。

さらに、交通系ICカードの導入支援、オープンデータを活用したバスロケーションシステムの導入促進、観光スポーツ部と連携した観光MaaSの実装に向けた推進体制の構築などにより利用者の利便性向上を図るほか、自家用車から公共交通への利用転換や電気バスの導入促進により、移動における脱炭素化を推進してまいります。

(信州まつもと空港の利便性向上と更なる活性化の推進)

信州まつもと空港は、昨年7月にジェット化開港30周年の節目を迎え、令和5年度の利用者数は25万9千人と開港後2番目に多い実績となりました。本年4月には大阪・関西万博が開催され、関西方面を中心に利用者の増加が期待されます。これらを契機として、空港の更なる発展に向け、地元の皆様や市町村の御理解・御協力をいただきながら、神戸便をはじめとする定期便の利用促進や拡充に取り組んでまいります。また、沖縄とのチャーター便については、旅行商品の造成支援に加え、個人販売を行うチャーター便への支援等により、増便や利便性の向上に取り組めます。

空港の国際化については、昨年9月に4年8か月ぶりに再開した国際チャーター便の更なる誘致や、既存発着路線と国際線との乗り継ぎ利用の拡充を図ってまいります。さらに、安全・安心な空港運営のために、滑走路端安全区域（RESA）の整備や空港灯火の更新・LED化を進めるとともに、将来を見据えた空港の機能強化・充実のための調査検討を進めてまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

(デジタルの力を活用した便利で快適な暮らしの実現)

人口減少による担い手不足が深刻化する中、デジタル技術の活用はこれからの時代に不可欠です。また県土が広く中山間地域が多い本県にとって、時間や距離の制約を克服するデジタル技術は、地域の課題解決に大変有効なツールです。県民の皆様がデジタル化の恩恵を実感できるよう、暮らし、産業、行政のあらゆる分野でDXを加速化させるための実行計画、「長野県DXアクションプラン」を今年度中に策定し、全県的な取組を県がリードしてまいります。

官民間問わずデジタル人材が不足する中、県内市町村でも人的リソースの不足から地域DXの推進に苦慮している例が見受けられます。今年度は市町村への調査結果を基に、22市町村に対しそれぞれの課題に対応した伴走支援を実施しました。

来年度は、この取組を拡大し、県が確保したデジタル人材を市町村に派遣して「書かない窓口」などの住民サービスの改革を支援してまいります。

県行政に関しても、住民の方がいつでも、県内のどこからでもオンラインで手続などができるよう、ニーズの高い手続からオンライン化を進めてまいります。

ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティについては、産学官 160 団体が参加する「信州次世代空モビリティ活用推進協議会」を活用し、官民連携のもと社会実装に向けた環境を整備するとともに、県内での事業化を目指す企業・団体の取組を支援し、長野県が空域活用の先進地となることを目指してまいります。

また、デジタル活用に不安のある高齢者の皆様などにデジタルを身近に感じていただけるよう、スマートフォンの基本的な扱い方や、スマートフォンを使用した行政手続等に関する助言等を行う講習を実施してまいります。

（地域活力の維持・発展）

本県の発展は、個性豊かな 77 市町村が自治の力を発揮し輝き続けることによって成り立ちます。

人口減少下にあっても地域の活力を維持・向上していくためには、地域がそれぞれの強みや特性を活かしながら、地域課題を自主的・主体的に解決する取組を進める必要があります。これまでも多くの成果を上げてきた「地域発 元気づくり支援金」を、時代に則した、より効果的な制度へと見直すことにより、人口減少下でも持続可能な地域づくりに資する、広域的な連携や、地域課題解決のモデルとなるような取組を促進するとともに、「地域振興推進費」を活用し、地域振興局長がリーダーシップを発揮して、地域の関係者が一体となった取組を推進してまいります。

地域おこし協力隊員の確保・定着に向けては、引き続き県協力隊員を配置し、市町村協力隊員の活動事例の情報発信や隊員同士のつながりの強化に取り組むとともに、中間支援組織と連携し、市町村の受入体制の充実に取り組んでまいりま

す。また、人口の急減に直面している地域の担い手を確保するため、マルチワーカーの派遣を行う特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進に向けて、引き続きコーディネーターを設置し、組合設立段階から運営相談まで一貫した支援を実施してまいります。

さらに、豊かな自然や原風景、歴史、文化、特産品など、地域特有の資源の魅力を最大限活用することにより、新しい価値を複合的に生み出す「輝く農山村地域」の創造を目指し、飯綱町の「りんご」や根羽村の「森林」を核とした地域づくりの取組に加え、持続可能な農業・農村モデルで更なる発展が期待される飯島町を新たに支援対象とし、3町村の地域資源を核とした創造的な取組の加速化に向けて、人的・技術的支援や財政支援を行ってまいります。また、他地域への波及や、地域内外の交流を更に促すための情報発信をしてまいります。

小規模町村が多く存在する本県において、市町村が最適な行政サービスを提供し続けていけるよう、行財政基盤の安定・確保と、自治体同士の連携を強化する取組を進めてまいります。定住自立圏などの国の支援制度が適用されず、県内で唯一町村のみで構成される木曽地域においては、引き続き圏域が取り組む連携事業について県独自に支援してまいります。

加えて、県域を越えて、様々な主体との連携・協力を進めていくことが必要です。このため、県外企業と地方創生に取り組む本県とを繋ぐ、企業版ふるさと納税制度を活用し、包括連携協定企業や本県と所縁のある企業に対して寄附や人材派遣を呼びかけ、連携・協働に積極的に取り組んでまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

長野県は都市部からのアクセスのしやすさと、多彩な産業や文化を活かし、早くから努力を続けてきたこともあり、本年1月に発行された田舎暮らしに関する情報誌の「移住したい都道府県」ランキングでは19年連続の1位となりました。人口減少が進む中で、地域の活力を維持・向上させるためには、移住人気県とし

てのブランド力を更に高め、社会増を推進するとともに、二地域居住の促進により、県内への人々の流れを創出することが必要です。多くの方々に移住・二地域居住先として選ばれ、多様な人々の交流と相互理解が生まれる県づくりを進めるため、取組を強化してまいります。

まず、東京のNPO法人ふるさと回帰支援センターとの連携により相談員を増員し、移住等相談体制を充実・強化するとともに、新たに県が採用する地域おこし協力隊員を県内に配置し、広域的な移住促進とつながり人口の創出に取り組んでまいります。また、県や市町村の発信力強化に向けて、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会において、民間の知見やデータを活用した効果的なプロモーションを検討し、県全体の広報スキルアップを図ってまいります。移住者等の住まい確保のため、今年度から取り組んでいる空き家の掘り起こしと利活用を促す専門人材の育成も引き続き進めてまいります。

さらに、先日全国で初めて策定した、二地域居住を促進するための「広域的地域活性化基盤整備計画」を踏まえ、多様な生き方働き方を促進してまいります。信州の魅力を伝え、多様な人々を県内に呼び込むため、「信州ワーキングホリデー」プログラムによる移住・二地域居住体験の提供や、地域の「ヒト・コト・モノ」と大都市圏の若者等を繋ぐプログラムを実施してまいります。また、今年度過去最高の入場者を記録した県主催の移住イベント「信州で暮らす、働くフェア」については、規模・回数を拡大し、「仕事」と「暮らし」をセットにした提案を強化してまいります。

沖縄県との交流連携については、令和5年3月に締結した交流連携協定に基づき、幅広い分野での交流を進めているところです。本年1月の知事の沖縄訪問では、玉城デニー知事との会談や沖縄県の経済団体との懇談を行いました。

来年度も引き続き、関係部局と調整しながら、多様な分野での協力・交流を進め、沖縄県との交流連携を一層深めてまいります。

（世界との積極的なつながり・交流の推進）

今年度は、知事がアメリカ及び台湾を訪問し、県産品の販路拡大、インバウンド誘客をはじめ、国際チャーター便の誘致などトップセールスを行いました。また、在ブラジル長野県人会やJ E Tプログラム経験者など海外にいる長野県所縁の方々とのつながりを深めてまいりました。国内においては、海外の友好都市から多くの訪問団を受け入れるとともに、在京の駐日大使館との関係づくりに取り組んでまいります。

来年度も、これまでの取組を足掛かりにして、県内の産学官民の海外展開を促進するべく、世界各国との関係構築や交流を積極的に進めてまいります。中国をはじめとする東アジアに加え、東南アジア諸国の友好都市や政府等との間で、交流協力関係を拡大・構築してまいります。また、中南米の長野県人会からは、次世代を担う若者を長期の研修生として受け入れ、県内企業や地域との交流を通じて長野県とのかけ橋となる人材を育成するなど、世界各国との人的ネットワークの構築強化に取り組み、海外戦略の強化や優秀な外国人材の受入れ促進に繋げてまいります。

【総合的な施策の企画・調整】

（広報の強化）

県の施策を推進するにあたっては、まず県民の皆様に知っていただき、その反応や声を把握して更に改善に繋げる好循環を生み出すことが重要です。そのため、広報予算を大幅に増額し、県民の皆様にとって必要な県政情報が確実に伝わるよう取り組んでまいります。

特に広報すべき県政情報については、ターゲットに応じた適切な広報媒体を活用して重点的に発信するなど、部局横断による戦略的な広報を実施してまいります。併せて、デジタルツールを一層活用し、今年度開設した県公式L I N Eの登録者拡大を図るとともに、若者から支持されるインフルエンサーを活用した県の

取組の発信など、若者に響く広報にも積極的に取り組みます。

また、幹部向けの職員研修を新たに加え、外部人材を活用しながら幅広い職層向けの研修を実施し、職員の広報マインドのアップを図ってまいります。

（データ等を活用した政策形成の推進）

限られた行財政資源の下で、県の施策を効果的、効率的に実施するためには、「客観的な根拠（データ）に基づく政策立案（E B P M）」が重要です。このため、データに基づく政策立案に資する分析モデルを構築するため、移住・観光・まちづくりなど、関係部局と連携して「E B P Mモデル構築事業」に取り組んでおります。

さらに、来年度は、包括連携協定を締結する企業が提供する、即時性が高くデータ量の多い民間データツールを活用し、関係各課が常に最新の情報で分析できる環境を整備してまいります。併せて、職員研修や専門家による実践支援を行い、民間データツールを活用したE B P Mを進めてまいります。

引き続き、更なるデータ等を活用した政策形成の推進のために、手法の蓄積と普及に努めるとともに、令和7年に実施される国勢統計をはじめとする基幹統計調査の統計データや、新たに民間データツールの利活用に取り組み、説得力と有効性のある「政策立案」や、施策の「効果検証」と「手法改善」に向けたE B P Mの推進に取り組んでまいります。

（地方分権・規制改革）

人口減少・少子化や相次ぐ災害への対応など、地方自治体が抱える諸課題を的確に解決していくためには、地方が自らの判断と責任で、地域の実情に応じた施策を実施できるよう地方分権改革を強力に推進することが必要です。地方自治体の事務事業に関する 義務付け・枠付けの緩和や更なる事務・権限及び税財源の移譲・充実等の提案・要望を、国に対して行なってまいります。

また、県土のグランドデザインの策定や経営等の革新など、今後信州未来共創戦略の取組を進める中で阻害となる規制や制度について、県自らが見直しを行うとともに、国に対しても提案・要望を行ってまいります。

以上、御説明いたしました企画振興部関係の令和7年度当初予算案の総額は、一般会計152億4,101万9千円であります。

また、債務負担行為として、高速情報通信ネットワーク整備事業231万9千円、自治体情報セキュリティクラウド構築事業118万8千円、しなの鉄道の設備投資等借入金に対する損失補償15億円の3件を設定いたしました。

【条例案】

条例案は、「個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案」です。

【事件案】

事件案は、「化学消防車の購入について」です。

以上、企画振興部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

総務部長議案説明要旨

令和 6 年度の財政状況と令和 7 年度の歳入を中心とする県財政の見通しについて御説明申し上げ、あわせて、今回提出いたしました予算案等のうち総務部関係の概要について申し上げます。

まず、令和 6 年度の財政状況について申し上げます。

本県の令和 6 年度当初予算は、「しあわせ信州創造プラン 3.0」の本格展開を図るため、8 つの新時代創造プロジェクトの具体化に向けた施策を盛り込むとともに、子育て支援に関しては、「子育て家庭応援プラン」による手厚い支援策を展開する予算を編成いたしました。

また、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、昨年 9 月に「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定し、地震防災対策の強化に取り組むこととしたほか、大雨災害等への応急・復旧対応や道路インフラを集中的に修繕する道路リフレッシュプランの推進、県立高校や特別支援学校の教育環境の整備などを進めるための補正予算を編成してきました。

これに加え、昨年末に成立した国の総合経済対策関連の補正予算を最大限活用し、物価高への対応として、県民や事業者への切れ目のない支援を講じるとともに、防災・減災対策や、ゼロカーボンの推進、人口減少社会を踏まえた生産性向上などに取り組むため、令和 6 年度 1 月補正予算を編成したところです。これらを含めた一般会計の現計予算額は 1 兆 960 億 1,758 万 8 千円となります。今後は、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴う予算の補正が見込まれるところです。

歳入について申し上げますと、県税収入は、非製造業を中心に企業業績が好

調に推移したことにより、法人関係税や地方消費税などが増となったため、当初予算額を 117 億円余上回るものと見込んでいます。地方交付税については、普通交付税が国の補正予算による追加措置もあり、当初予算額を 148 億円余上回る 2,221 億円余となる見込みです。県債については、補正予算における「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を活用した事業の追加などにより、当初予算額を上回る見込みです。

なお、令和 6 年度の一般会計は、当初予算段階で財政調整のための基金を 110 億円取崩して対応しているところであり、引き続き、事業の効率的な実施や経費の節減に努め、収支の改善を図ってまいります。

次に、令和 7 年度の国の地方財政計画について申し上げます。

地方財政計画の通常収支分については、歳出面において、自治体 D X ・地域社会 D X を推進するため、「デジタル活用推進事業費」が創設されたほか、災害への対応として、河川などの^{しゅんせつ}浚渫を進める「緊急浚渫推進事業費」の事業期間の延長や、地方公務員の給与改定等による人件費の増加や物価高への対応を踏まえた経費の増額などにより、地方財政計画の規模は 97 兆 94 億円で前年度と比べて 3.6 パーセントの増加、公債費等を除く地方一般歳出は 81 兆 2,741 億円で、同じく 3.6 パーセントの増加となっております。

歳入面では、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで 63 兆 7,714 億円と前年度と比べて 1.7 パーセントの増となっています。その主な内訳は、地方税が 45 兆 4,493 億円で、個人住民税の定額減税終了の影響も含め、前年度と比べて 6.4 パーセント、地方交付税が 18 兆 9,574 億円で 1.6 パーセント増加する一方、臨時財政対策債が平成 13 年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなっています。

続いて、本県の令和7年度当初予算案の概要について申し上げます。

この予算案は、人口減少をはじめとする様々な課題から確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を築くため、「しあわせ信州創造プラン 3.0」に基づく取組を一層推進するための予算として編成いたしました。「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」で策定された「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」で掲げられた方向性の実現に貢献するとともに、ゼロカーボンやDXの推進、地震防災対策の強化などに加え、県民に伝わる広報・県民と共に創る県政の実現に取り組む予算を計上いたしました。

当初予算案の規模は、一般会計で1兆118億5,725万2千円と、前年度当初予算額と比べて127億円余、率にして1.3パーセントの増となっています。

以下、歳入の概要について申し上げます。

県税については、今年度の税収見通しと最近の経済情勢を踏まえ、前年度当初予算額と比べて6.0パーセント増の2,547億1,807万円を計上しました。主な税目別では、県民税887億2,728万1千円、事業税695億2,477万2千円、地方消費税386億106万円、自動車税328億910万5千円、軽油引取税166億4,267万3千円を見込んでいます。

地方交付税については、前年度当初予算額と比べて2.6パーセント増の2,153億2,900万円を、地方消費税清算金については、8.5パーセント増の1,118億3,031万5千円を、地方譲与税については、9.7パーセント増の453億1,200万円を、地方財政計画等を踏まえ計上しました。

県債については、臨時財政対策債が地方財政計画により発行額がゼロとなる一方、通常債が防災・減災対策の推進、県立高校や特別支援学校の学習環境の整備などにより増加することから、前年度当初予算額と比べて51億円余の増となる731億2,500万円を計上しました。なお、来年度の県債残高は、臨時財政対策債の抑制等により減少する見通しです。また、通常債について後年度に

交付税措置のある県債を最大限活用することにより、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率は、引き続き健全な水準を維持する見通しです。

国庫支出金については、公共事業費が増加することなどから、前年度当初予算額と比べて 55 億円余の増となる 1,211 億 2,128 万 5 千円を計上しました。

このほか、諸収入 1,395 億 2,503 万 7 千円、繰入金 284 億 6,281 万 5 千円、使用料及び手数料 144 億 4,822 万 4 千円などを計上しました。

なお、財源不足額は、前年度当初予算時と同額の 110 億円となっており、財政調整基金 60 億円及び減債基金 50 億円を取り崩して対応することとしています。

今後の県財政については、高齢化等による社会保障関係費の増加や金利上昇等により、これまで以上に厳しい財政運営を強いられることが懸念される一方、人口減少対策をはじめとした各種施策を積極的に推進していくことが必要となります。このため、「長野県行政・財政改革方針 2023」に基づく取組を加速化するとともに、人口減少下にあっても、職員が付加価値の高い業務に注力できる環境を整備し、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応できる県組織へと変革していくため、長野県行政・財政改革実行本部のもと、民間のノウハウも活用して、徹底した業務改革に取り組んでまいります。

次に、総務部関係の予算案及び条例案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総務部関係の令和 7 年度当初予算案は、一般会計 2,589 億 8,174 万 7 千円、公債費特別会計 2,488 億 9,246 万 7 千円をそれぞれ計上しました。

2050 ゼロカーボン達成のための「第 6 次長野県職員率先実行計画」に基づき、県有施設の省エネルギー化を推進するため、照明設備の LED 化工事等を実施するとともに、「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有施設の長寿命化

等を図る工事を計画的に進めます。また、県庁周辺の県有地等に関する測量や地盤調査などを行い、警察本部庁舎の整備などの事業化に向け、具体的な検討を進めてまいります。

昨年２月の「かえるプロジェクト」からの提言を受け、職員がやりがいを持って、その能力を最大限発揮し、活躍できる環境づくりを本年度から全庁挙げて進めています。職員研修では、職場の心理的安全性を高める研修など管理監督職員のマネジメント力の向上にも取り組んでいますが、新年度においては、職員一人ひとりの主体的な学びや成長を支援するため、管理職などを対象にキャリア形成支援に関する研修を充実してまいります。また、テレワークなど新しい働き方を実現するためのデジタルツールの活用を一層推進するとともに、場所や時間にとらわれない働き方を支える職場環境の実現に向けたオフィス改革を進め、職員間のコミュニケーションの活性化としごとの生産性の向上につなげてまいります。

歳入の確保につきましては、引き続き、県税の納期内納付の促進に一層努めるほか、クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金「ガチなが」や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、広告収入などの確保に積極的に取り組むとともに、新たな観光振興財源の確保のため今定例会に提出しています「長野県宿泊税条例案」について御議決をいただきましたら、その円滑な執行に向けて準備を進めてまいります。

条例案は、一部改正条例案６件であります。

このうち、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、人事委員会勧告に基づいて、地域手当の引下げや通勤手当の限度額の引上げなど、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うほか、所要の改正を行うものです。

「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、３歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するほか、所要の改正を行うものです。

以上、概要について御説明を申し上げました。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、県民文化部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

県民文化部関係の令和7年度当初予算案の総額は、一般会計417億8,554万6千円、特別会計4億4,357万3千円であります。

県民文化部は、県民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、県民生活に密接に関連する施策を展開しております。

新年度は、しあわせ信州創造プラン3.0の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向け、県民生活の安全確保、文化芸術の振興、子ども・若者の夢や希望の実現、人権の尊重、男女共同参画や多文化共生社会の実現、学びの県づくりの推進など、多種多様な施策を総合的に推進してまいります。

また、信州未来共創戦略における4つの「明るい未来の実現に向けた取組の方向性」のうち、「女性・若者から選ばれる寛容な社会づくり」では、社会の寛容性を高めることにより、若者や女性の地元離れを防ぐとともに、一人ひとりの幸福感や自己肯定感を高め、その土台の上で、希望する方が安心して結婚や子育てをすることができる社会の実現を目指して取り組んでまいります。

以下、しあわせ信州創造プラン3.0の施策の総合的展開に沿って、県民文化部が取り組む主な施策につきまして順次御説明申し上げます。

【県民生活の安全を確保する】

安全で安心な県民生活を確保するため、交通事故や犯罪、消費者被害の防止に向けた取組を関係団体等と連携して推進してまいります。

昨年の交通事故死者に占める高齢者の割合は約6割と依然として高く、高齢

ドライバーによる交通事故の割合も増加していることから、季別の交通安全運動等において高齢者の交通事故防止に重点的に取り組んでまいります。

また、先月 22 日に 3 名の方が殺傷される痛ましい事件が発生しましたが、安全・安心に暮らしていける長野県の実現のためには、県民一人ひとりの防犯意識の向上が重要と考えております。近年増加する若年層を中心とした「闇バイト」と称する犯罪加担の防止に向け、SNS やスマートフォンアプリ等も活用し、県警、民間企業等と連携して幅広い世代に対し啓発を行ってまいります。あわせて、犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組むため、「安全安心なまちづくり」のあり方を有識者と検討してまいります。

県民の皆様が自ら安全に消費生活を営むことができるよう、本年 4 月に消費生活センターを集約し、職員の知見の集約と資質・対応力の向上を図って相談機能を強化するとともに、市町村の消費生活相談員に対する研修等の支援を充実することにより、県と市町村が共同して消費者行政を推進する体制を構築してまいります。

【人や社会に配慮した環境再生的で分配的な経済を実現する】

持続可能な社会の実現に向けては、一人ひとりの消費者が環境や地域などに配慮した商品を選択するなどのエシカル消費を実践し、市場経済を通じて社会の変革を促しながら、よりよい未来を選び取っていくことが大切です。

このため、産業労働部の「しあわせバイ信州運動」と一本化した消費運動として、他部局とも連携しながら県民の皆様への浸透を図っているところですが、テレビ、WEB 等のメディアを活用した啓発を強化してエシカル消費の意義について理解を広げ、地元の商品の積極的な購入など、日常生活における更なる実践に繋がるよう取り組んでまいります。

【文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する】

文化芸術と触れ合うことは、県民の皆様にも心の豊かさと潤いをもたらします。

文化芸術があらゆる分野に根つき生かされるとともに、文化芸術活動や伝統文化が地域で支えられ、その価値が次世代へ引き継がれるよう文化芸術振興の取組を推進してまいります。

文化芸術活動の創造力や発信力を社会課題の解決に活かすため、有識者による意見交換を行い、県における様々な施策に文化芸術を織り込む方策について検討してまいります。

「信州アーツカウンシル」では、地域の文化芸術活動に対する助成や専門スタッフによる相談・助言といった寄り添い型の支援に加え、これまで助成を受けた団体が、新たに支援する側としてアーツカウンシルに参画・協働する仕組みの構築により、県内全域における支援の輪を広げてまいります。

県民文化会館をはじめとする県立3文化会館については、広域的な文化芸術振興を担う拠点として、指定管理者である一般財団法人長野県文化振興事業団と連携しながら、引き続き県民の皆様の鑑賞や発表の機会の充実に取り組みます。また、3館が中核となって県内の公共ホール等のネットワークを強化し、協働して人材育成やプログラムの開発に取り組むことにより、地域文化の活性化を図ってまいります。

県立美術館においては、東山魁夷館開館35周年を記念した企画展を秋に開催し、約2年かけて修復・額装した皇居宮殿の壁画「朝明けの潮^{うしお}」の原寸大の色分け大下図^{おおしたず}を一般公開するほか、幅広い世代に美術館へ訪れていただけるような展覧会を開催してまいります。また、引き続き障がいのある方を対象とした特別鑑賞日やスクールプログラムの実施、県立美術館以外の会場における移動展や交流展の開催など、多くの皆様が美術作品を鑑賞し、学びを深めることができる機会の提供に取り組んでまいります。

県立歴史館においては、「安曇野」や「飯山市小菅地区」などをテーマとした企画展等を開催することにより、本県の歴史文化や県内各地の魅力を分かりやすく紹介するとともに、引き続き歴史資料等の収集・保存、歴史学習の拠点としての機能を担ってまいります。

今年度中に策定する「新しい長野県史編さん大綱」に基づき、令和8年度からの県史の編さんを円滑に実施するため、刊行の方法や編さんの方針等を具体化した編さん計画の検討を進めるとともに、県内外の各地に散在する資料の概要調査等を実施してまいります。

人口減少や少子高齢化の進行により民俗芸能の担い手確保が課題となっているため、地域振興局と連携しながら民俗芸能の保存・継承の支援に取り組んでまいります。

【子どもや若者の幸福追求を最大限支援する】

◇若者の結婚・出産・子育ての希望実現

結婚、妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を進めてまいります。

婚活支援センターの運営と異業種交流イベントの開催を一体的に民間委託し、出会い・交流の場づくりの強化を図るほか、大学生や若手社会人向けに、プレコンセプションケアを含むライフデザインセミナーを開催し、仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めた総合的なライフデザインについて、若者自らが考える機会を提供します。

また、社会全体で子どもの育ちを支え、次世代を担う子どもたちが安心して暮らすことができる社会を実現するため、「子育て家庭応援プラン」を拡充するなど、子育て支援を総合的に実施します。

保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備するため、昨年度末に実施した保育士・保育所等実態調査結果を踏まえた対策として、保育所等の管理職向けのマネジメント研修の実施や高校生及び保育士養成校の学生が保育現場の魅力を感じ取る機会を提供するなど、職場環境の改善による保育人材の確保・定着と学生の保育士への就労促進に取り組んでまいります。

子どもを3人以上扶養する世帯については、私立専門学校生の授業料・入学金を所得制限なく上限額まで減免するとともに、低所得世帯については、県内

出身者を対象に長野県立大学の授業料・入学料を減免するなど、多子世帯等に重点を置いて教育費負担の軽減を図ります。

◇子ども・若者が夢を持てる社会の創造

子ども・若者が健やかに育つことができ、支援を必要とする子ども・若者を支えることができる環境を整備していくことが求められています。

家庭の経済状況等によって学びの選択肢が制約されないよう、給付型奨学金制度により、将来有望な若者の大学等への進学希望を応援するとともに、奨学生同士の交流を図り、意見交換や長野県への政策提案などを実施してまいります。

若者の主体的な活動の支援等につなげる場として、信州みらいフェスや信州若者みらい会議を開催し、信州をよりよくする提案を行政や企業等に対して行っていただくとともに、若者同士の交流を促進します。交流連携協定を締結している沖縄県との間では、長野・沖縄両県の若者が交流する機会を創出し、相互理解の促進や、地域づくりの核となる人材の育成などに取り組めます。

また、困難を抱える子ども・若者への支援としては、従来の「子ども・若者支援地域協議会」を拡充する形で「子ども・若者総合相談センター」を設置し、ひきこもりや発達障がい等に関する相談体制を強化するとともに、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、必要な支援に結び付けるため、専用相談窓口の設置に加え、実態調査の実施や外国語対応通訳派遣の充実等により、ヤングケアラー支援の体制整備の強化に取り組んでまいります。

脳や神経に由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で活かしていこうというニューロダイバーシティの考え方を企業に普及啓発するため、県内2地域に新たに専門人材を配置し、多様な発達特性を持つ若者の離職防止や就労促進を図ってまいります。

ひとり親家庭の就業・自立に向けては、引き続き生活・子育て支援、就業・相談支援などに取り組めます。児童扶養手当の支給、職業能力開発に係る受講

料助成や訓練期間中の生活費支援、弁護士による専門法律相談や公正証書等の作成支援、保証契約の締結に係る費用の補助など、ひとり親家庭が抱える課題に対し、包括的に支援してまいります。また、貧困等による子どもの進学段階における格差を是正するため、経済的課題を抱える家庭に対して入学試験に係る模擬試験費用及び大学等の受験料を支援してまいります。

依然として高止まり状態にある児童虐待への対応は喫緊の課題であるとともに、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全体で支えていく取組を推進していく必要があります。

新年度から現行の長野県社会的養育推進計画を見直した後期計画が始まります。全ての子どもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられるよう、「家庭養育優先原則」と、子どもが特定の大人との永続的な関係性を抱きながら成長できる養育環境を保障する「パーマネンシー保障」の理念に基づく取組を順次実施してまいります。

社会的養護が必要な児童の養育環境の改善を図るため、社会的養護下にある子どもの声を第三者が聴き、その声に適切に対応するための体制を整備するほか、妊娠期から出産後において悩みや困難を抱える妊産婦等への相談支援や入所等による生活支援を実施してまいります。また、児童養護施設等の出身者が交流や相談のできる場の提供や、施設や里親家庭で暮らす子どもの習い事や就業体験に係る経費等の補助に取り組めます。

里親委託や特別養子縁組の拡大を図るため、里親を新たに開拓してその養育を支援する「里親支援センター」を児童福祉施設等に設置するほか、養子のあっせんを受ける際に養親希望者が養子縁組の民間あっせん機関に支払う手数料の一部を補助します。

【年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる】

年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが多様性や違いを認め、人権を尊

重し、社会や地域で個性や能力を発揮できる公正な社会を実現していく必要があります。

本県では、これまで「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してまいりましたが、策定から15年となり、この間、社会経済情勢の変化等に伴い人権を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生、SNS上の誹謗中傷など、人権課題は一層多様化、複雑化してきております。このため、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と共有し、人権がより尊重される社会を実現することを目的として、人権政策審議会において包括的な人権尊重を規定する条例の制定について、具体的に検討してまいります。

犯罪被害者等に切れ目のない支援を実現するため、見舞金の給付や長野県弁護士会と連携した無料法律相談などによる支援のほか、警察・市町村・早期援助団体などの関係機関と連携した支援体制の更なる充実に向けた検討を進めてまいります。

このほか、性的マイノリティの生活上の障壁を取り除くための長野県パートナーシップ届出制度の運用等、様々な課題の解消に向け取り組んでまいります。

また、近年増加する外国人県民の皆様につきましては、外国籍の方を含む全ての県民の皆様が地域社会の一員として等しく活躍できる社会を目指していく必要があります。このため、最低限必要な日本語や日本文化、生活習慣を学ぶことができるオンライン教室を通じて、外国人県民の皆様がどこに住んでも日本語で意思疎通を図ることができる環境を整えます。また、今後の外国人政策のあり方や現行制度上の課題等について議論するため、有識者等による長野県外国人政策検討会議（仮称）を設置するとともに、庁内に長野県多文化共生推進本部（仮称）を設置し、外国人に関する様々な課題に部局横断的に連携して取り組んでまいります。

【女性が自分らしく輝ける環境をつくる】

多様な働き方、暮らし方の選択肢がある中で、女性が自らの意思に基づいて、職場、地域、家庭などあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生活できる社会を実現していく必要があります。

女性が活躍できる職場づくりの推進に向けて、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を発展させ、メンバーの拡大を図るとともに、企業や自治体等のリーダーの意識改革を促進し、各組織における更なる取組につなげます。また、新たに女性同士が悩みや課題を共有できる機会として、働く女性と女性リーダーの交流会を実施します。加えて、地域活動等における意思決定の場に女性の意見が反映される社会の実現を目指し、地域活動に意欲のある女性の後押し及び参加しやすい環境づくりを促進するため、地域で活躍する女性等の意見交換会を実施します。

悩みや困難を抱える女性が安心かつ自立して暮らせるよう、アウトリーチ型の相談、居場所の提供、自立支援等を一体的に行う民間団体の活動経費に対して補助し、若年女性等への支援を強化します。

ジェンダーギャップや性別による固定的役割分担意識をなくし、多様な価値観が認められ、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現を図る施策を総合的に推進するため、令和8年度を初年度とする第6次長野県男女共同参画計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

【一人ひとりが自分にとっての幸せを実現できる学びを推進する】

変化が激しく先行き不透明な時代にあって、これまでの一律一様の学びから児童生徒一人ひとりのニーズ、個性、認知・発達特性に応じた「個別最適な学びへの転換」が求められております。

信州学び円卓会議や県民意見交換会における「議論」を「実行」へと移していくため、様々な主体の連携・協働の促進や取組状況の発信等に取り組み、県民全体の機運醸成を図ることで、「学びの『新しい当たり前』を共に創る」ため

の取組を県下に拡大してまいります。

信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した信州型自然保育認定制度「信州やまほいく」は、引き続き更なる認定園の普及を目指してまいります。さらに保育の質を向上させるためのフィールド整備への支援や自然保育に関する研修の実施、認可外の認定園に対する環境整備や保育料の負担軽減に取り組むほか、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」に加盟する全国の自治体や関係者等の交流や学び合いの場として、「森と自然の育ちと学びフォーラム」を開催します。

【一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる】

不登校児童生徒が増加する中、一人ひとりに合った「学びの場」を確保することが重要です。

今年度創設した「信州型フリースクール認証制度」では、補助制度における補助対象経費の拡大などのほか、支援力向上のための研修の実施や、総合的な情報を発信するポータルサイトの充実を図るとともに、不登校児童生徒の支援機関の連携等をサポートする推進員を増員し、子どもたちに多様な学びの場を提供してまいります。

夏休みなどを活用し、子どもたちが、様々な分野の最前線で活躍する社会人や国内外の大学生など多様な先輩と関わりながら、国境や地域、世代を超えて学び合うアドバンス・ラーナーを対象とした自由研究型プログラムを開催することにより、多様な学びの機会を県内各地で創出します。

地方から大都市圏への流出を食い止め、また、大都市圏に住む若者や子育て世代を長野県に呼び込むため、県内外の高校生に長野県の高等教育機関で学ぶ魅力を発信するとともに、子育て世代に向けて長野県で学ぶことの魅力を併せて発信してまいります。

私立学校は、独自の建学精神に基づき、特色ある教育の実践を通じ、公立学校とともに公教育の一翼を担っています。長野県の子どものための多様な学びを

支えるため、引き続き私立学校への運営支援を行うとともに、私立幼稚園が実施する教育相談体制の整備や外部人材の活用などの特色ある取組の充実に向けた支援を行ってまいります。

【高等教育の振興により地域の中核となる人材を育成する】

長野県立大学は、今年度から第2期中期目標の期間が始まりました。大学がその理念や使命を果たすため、開学以来の着実な歩みを基盤として、飛躍を遂げられるよう、取組を進めてまいります。

新年度は、引き続き、地域の特性を踏まえた研究や地域イノベーションを実現するための産学官連携の推進など、大学とともに取り組んでまいります。

県内大学の収容力は依然として低く、県内高校生の大学進学者の8割以上が県外に進学していることから、県内の大学進学希望者の選択肢を増やすことが必要です。また、地域においては、大学の立地促進を契機とした地域の活性化が期待されております。このため、市町村と連携して県外大学への訪問や営業活動を実施するなど、県内への立地促進活動に取り組んでまいります。

また、理工系の県内大学や県内企業と連携し、学生が企業への理解を深める機会の創出や、県内高校生のキャリア形成に向けた交流会の開催などにより、理工系人材の確保・育成に取り組めます。

以上、令和7年度一般会計当初予算案における主な施策について申し上げます。

令和7年度特別会計当初予算案につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」に4億4,357万3千円を計上し、母子父子寡婦福祉資金の貸付けなど、ひとり親家庭、寡婦への福祉の充実を図ってまいります。

条例案は、「長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案」以下４件であります。

事件案は、公立大学法人長野県立大学に関する議案２件であります。

以上、県民文化部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。

何とぞ御審議の程をお願い申し上げます。

健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和7年度当初予算案の総額は、一般会計1,411億9,479万3千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計4億6,864万2千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計45億9,224万4千円、国民健康保険特別会計1,757億9,252万6千円、総合リハビリテーション事業会計18億7,727万9千円であります。

健康福祉部では、これまで、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」が掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標の実現のため、「信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各種計画に基づく施策に、全力で取り組んでまいりました。

令和7年度は、3年目を迎える「しあわせ信州創造プラン3.0」のほか、2年目を迎える「第3期信州保健医療総合計画」、「第9期長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン2024」等を着実に推進するため、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「デジタル化の急速な進展への対応」といった課題に対して、保健・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「適切な医療・介護提供体制の整備と人材確保」、「社会全体での健康づくり・疾病対策の推進」、「県民生活の安全・安心の確保」、「誰もが自分らしく活躍できる環境の整備」に重点的に取り組んでまいります。

また、県民会議で策定された信州未来共創戦略に基づき、「若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり」の観点から、妊娠、出産を望む方への支援の充実に努めていくほか、「変革期を乗り越える経営等の革新」の観点からは、医療・介護

分野における職場環境や労働環境の改善等に向けた取組を進めてまいります。

以下、令和7年度の主な施策につきまして、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の政策の柱に沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

総合5か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「災害に強い県づくりを推進する」こと、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、医療・福祉人材の確保、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

（逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進）

はじめに、逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進についてでございます。

災害時の個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされておりますが、日常生活等を営むために人工呼吸器による呼吸管理などが恒常的に必要な医療的ケア児等につきましては、医療職と連携して個別避難計画を作成することが必要であることを踏まえ、引き続き、市町村が医療的ケア児等の個別避難計画を作成する際の医療専門職への謝金等を助成し、計画作成と医療的ケア児等の適切な避難行動を支援いたします。

（信州ACE（エース）プロジェクトと疾病予防の推進）

県民の健康づくりを推進するため、市町村や保険者、企業等と連携し、県民が一体となって健康長寿を目指す「信州ACE（エース）プロジェクト」に取り組んでまいります。

県民の生活の質の向上と、医療・介護費の適正化を念頭に置き、減塩や野菜摂取の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開するとともに、保健・医療・介護データの分析や情報提供により、市町村等の保健活動を支援するほか、ライフステージに応じた課題にも取り組んでまいります。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用した企業対抗ウォーキングや、令和6年度に改定した長野県版身体活動ガイドを活用した運動習慣定着のための普及啓発を実施するとともに、健康に配慮した食事を選択できる環境づくりを企業や関係団体と連携して取り組み、運動習慣の定着・食生活の改善を促します。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村や企業へ派遣し、要介護などの危険性が高まる転倒防止や、予防に携わる関係者の知識・技術の向上を目指した研修会の開催等、フレイル予防の取組を支援いたします。

また、歯科口腔保健につきまして、県内の小学校・中学校・高等学校へ歯科専門職を紹介し、仕事の概要や魅力をPRするとともに、大学生等に歯科検診を実施し、受診機会の拡充を図るなど、全身の健康づくりと一体化した取組を推進してまいります。

市町村国保においては、被保険者の高齢化や被保険者数の減少等により、一人当たり医療費の増加が避けられません。各市町村の健康指標データの相関関係帳票の作成・提供を通じ、市町村に効果的な保健事業実施を促す取組等を推進してまいります。

(医療・介護提供体制の充実)

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

今後の人口減少等の進展を踏まえ、医療提供体制の「グランドデザイン」に基づく医療機関間の更なる役割分担と連携を推進するため、救急医療体制等の地域課題に着目したデータ分析や、病院間連携の強化に取り組む病院への支援に加え、県民の適切な受療行動を関係者一丸となって促進するなど、引き続きグランドデザインの実現に向けて取り組んでまいります。

また、摂食障がい医療提供体制の整備につきましては、摂食障がいで困っている方を早期治療に繋げて社会復帰の促進が図られるよう、「摂食障がい支援拠点病院」を指定してコーディネーターによる適切な相談支援を行うとともに、必要な医療を受けることができる医療機関へ橋渡しできるよう、摂食障がい患者を受け入れた医療機関に対する財政支援を行いつつ医療提供ネットワークの構築に取り組んでまいります。

新興感染症対策につきましては、新興感染症の発生時に必要な検査が迅速かつ的確に実施できる体制を維持・強化するため、環境保全研究所等に新たな検査機器を導入するとともに、老朽化した検査機器を更新いたします。

また、新興感染症発生時には、医療機関における個人防護具の需要増加が予想されることから、医療提供体制を維持するため、県において平時から備蓄を行い必要な時に供給できる体制を構築いたします。

地方独立行政法人長野県立病院機構につきましては、これまで本県の地域医療や高度・専門医療等に貢献してきた一方、近年、厳しい経営状況にあることから、令和7年度から始まる第4期中期計画には、県の示した第4期中期目標を受け、各病院の役割の具現化と経営基盤の強化を図る具体的な取組が盛り込まれました。この計画が着実に推進されるよう、県立病院機構と連携して取り組むことにより、質が高く効率的な医療を持続的かつ安定的に提供してまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の深化・推進を、「第9期長野県高齢者プラン」の重点施策に位置付けているところですが、昨年12月に策定された政府の「認知症施策推進基本計画」で打ち出された「新しい認知症観」の理解促進も含め、市町村とともに取り組んでまいります。

さらに、令和7年度は高齢者プランの中間年度となることから、介護需要の高まる85歳以上人口がピークとなる2040年を見据え、計画的に特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、地域密着型サービスを展開するための起業セミナーの開催やアドバイザーの派遣、有料老人ホーム等の介護保険施設以外の多様な住まいを含めたサービス提供体制の整備と質の確保に取り組んでまいります。

また、令和9年度を始期とする次期高齢者プランの策定に当たっては、実態調査を行い取組の成果を把握することで、地域包括ケア体制の「見える化」を推進してまいります。

（医療・福祉人材の確保）

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、医師無料職業紹介や研究資金の貸与等により、即戦力となる医師の確保に取り組むほか、大学医学部の地域枠の学生分を含めた修学資金貸与事業の拡大や、貸与を受けた医学生に対するキャリア形成支援の充実等により、将来の地域医療を担う医師の養成・確保に努めてまいります。

また、医師の働き方改革につきましては、特定労務管理対象機関の指定を受けた病院が取り組む勤務環境改善への支援等により、着実に推進してまいります。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所への運営費補助や、長野県看護大学の教育ＩＣＴ環境の整備等により、新規養成に向けた取組を一層推進してまいります。

また、特定行為研修の受講に対する支援等による資質向上、ナースセンターによる研修や就労相談会等を通じた再就業の促進にも努めてまいります。

介護職員の確保につきましては、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸与や、資格取得から入職までの一体的支援を実施するとともに、介護分野における外国人材の更なる活用を進めるため、事業者向けセミナーの開催や、介護福祉士を目指す留学生へ奨学金を支給する事業者を支援するなど、総合的な人材確保対策に取り組んでまいります。

また、介護サービスの質の向上や介護職員の負担軽減などに資する、介護テクノロジーの導入・定着を支援し、介護現場の環境改善や生産性向上を推進してまいります。

薬剤師の確保につきましては、潜在有資格者への復職・就業説明会や、中高生等を対象とした説明会を開催するほか、特に不足している病院に勤務する薬剤師に対しては、奨学金の返還助成を実施するなど、県内への就業促進、必要な薬剤師の確保に努めてまいります。

（食品・医薬品等の安全対策の推進）

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、食品衛生法に基づくＨＡＣＣＰ（ハサップ）に沿った衛生管理を行っていただくよう助言・指導を行い、県内で製造・加工される食品

の安全性を高め、県民の食生活の更なる向上を図ってまいります。

また、薬局や医薬品の販売業者等への監視指導と、医薬品製造業者等に対する適切な製造・品質管理の調査・助言を行うとともに、研修会等により薬局薬剤師の資質向上を図り、かかりつけ薬局の機能の向上を推進してまいります。

旅館業無許可営業者への対策につきましては、新たな取組として、外部委託によるネット監視や保健所指導時の通訳派遣により、監視・指導体制を強化することで、宿泊税導入に向けた税負担の公平性の確保や宿泊施設の衛生環境保全に努めてまいります。

（自殺対策の推進）

次に、自殺対策の推進についてでございます。

1月に公表された警察庁の自殺統計（暫定値）によると、令和6年における本県の自殺者数は344名、自殺死亡率は17.2と、それぞれ前年より減少しましたが、急減な社会情勢の変化、長期化する物価高騰などにより、自殺者の増加が危惧される状況であることに変わりはありません。

このため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、関係部局や市町村、関係機関等と連携して、各種施策を展開してまいります。

特に、この計画の重点施策に位置付けた、環境の変化の影響を受け易いと考えられる子ども・若者への対策を強化し、20歳未満の自殺ゼロを目指します。

子どもたちの生きることにに対する促進要因の向上や、自殺リスクの抑制に向け、全国に先駆けて展開している「子どもの自殺危機対応チーム」による支援のほか、子どもの潜在的自殺リスクを可視化するツールの活用に取り組み、「誰も

自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指します。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

総合5か年計画は、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」ことも政策の柱の一つに据えており、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、文化芸術の力の様々な領域への拡大に取り組んでまいります。

(文化芸術の力の様々な領域への拡大)

障がい者の芸術文化活動の普及支援についてでございます。

令和4年度に長野県障がい者芸術文化活動支援センターを設置し、障がい者が芸術文化活動を通じて生きがいや楽しさを感じられるよう支援してまいりました。

事業所等への相談支援、展覧会の開催による発表機会の確保や、各種研修会・ワークショップ等により支援人材の育成に取り組むとともに、昨年12月に開始した障がい者が創作したアート作品のレンタル事業を通じて、障がいへの理解促進と障がい者との交流の拡大を図ってまいります。

また、新たな取組として、特別支援学校等へアーティストを派遣し、子ども達のアート活動を支援するなど、障がい者が芸術文化活動に参加できる環境づくりを推進してまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

次に、総合5か年計画の柱の一つである、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」では、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こと、「年齢、性

別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げています。

これを踏まえ、健康福祉部では、妊娠・出産の安心向上、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

（妊娠・出産の安心向上）

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

住んでいる地域で妊娠・出産の希望を実現し、安心して出産・子育てができるためには、多様化するニーズに応じた、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の構築が必要です。

このため、「信州母子保健推進センター」において、市町村の母子保健事業の推進に向けた人材育成や情報発信等を行い、母子保健事業の質の向上や、地域格差の是正に取り組んでまいります。

また、多様化する母子保健ニーズに対応するため、不妊治療のうち保険診療と併用可能な先進医療に要する費用への助成額を拡充するほか、新たに疾患や治療等により卵巣機能低下が認められる女性への卵子凍結等への助成を実施し、経済的支援を行ってまいります。

さらに、妊産婦のメンタルヘルス支援のため、新たに拠点病院を中心とした県内の医療機関や市町村等県内関係機関のネットワーク体制の整備に取り組んでまいります。

（困難を抱える子ども・若者や家庭の支援）

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

生活保護世帯の子どもは、一般の世帯と比べ、依然、大学等への進学率が大幅

に低い状況にあります。その要因としては、経済的負担への不安のほか、進学に必要な学習環境や学習の機会を得られていないことが考えられることから、市福祉事務所とも連携し、ケースワーカーを通じた経済的支援の情報提供や、進路についての相談・助言を行うとともに、高校等の卒業年度及びその前年度における学習塾費用などを助成することにより、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援いたします。

(障がい者共生社会の実現)

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（長野県障がい者共生条例）」の基本理念や障がいの「社会モデル」の考え方のさらなる普及を目指し、イベントでの啓発や出前講座の実施、積極的に優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大を図ってまいります。

また、障がい者の農業分野での就労を促進し働く場の拡大や工賃向上を図るとともに、農業分野の担い手不足を緩和・解消するため、専任のコーディネーターを配置することに加え、新たに農家を対象とした現場見学会を開催するなどにより農福連携の取組を強化してまいります。

高次脳機能障害支援につきましては、障がい特性の理解や各地域での支援体制の構築が進んでいないこと等により、拠点病院の患者以外の潜在的な高次脳機能障害のある方の把握や本人及びそのご家族等への支援の不足が課題となっていることから、新たに「高次脳機能障害支援コーディネーター」を配置し、関係機関による連携会議を発足し、地域における支援体制づくりを推進するとともに、障がい特性への理解促進や支援者の養成研修等を通じて、高次脳機能障害

のある方への総合的な支援体制の強化を図ってまいります。

総合リハビリテーションセンターの整備につきましては、現地整備における地盤や浸水対策等を総合的に検討する中で、より条件の整った近隣の県営住宅跡地へ病院と障害者施設の一体的移転を前提に、敷地調査を実施いたします。

（生活困窮者等の援護を要する人々の支援）

次に、生活困窮者等の援護を要する人々の支援についてでございます。

継続する物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、「生活就労支援センター（まいさぼ）」を中心に、家計改善や就労支援など、自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

また、「ガソリン緊急支援センター（仮称）」において世帯年収 200 万円未満又は住民税非課税世帯の方に対するいわゆるガソリン券の配布、「長野県フードサポートセンター」における食料支援、「生活就労支援センター（まいさぼ）」におけるトイレトペーパー、LED電球、灯油等の生活必需品を支援するなど、生活にお困りの方のニーズに寄り添った支援を行ってまいります。

（シニア世代の社会参加の促進）

人生 100 年時代を迎え、人口減少が進む中、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、社会活動や就業など、様々なステージでより一層活躍できる社会の実現が望まれています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心として、地域課題に関する相談支援や、活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発や広報の強化などを通じ、シニア世代が存分に活躍できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、長野県シニア大学において、新たな知識・教養の習得、趣味活動等を通じた交流、地域活動に必要なノウハウの学びと実践を支援し、地域で活躍できる

人材の育成に努めてまいります。

以上、令和7年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和7年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給について218万円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案4件でございます。

「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案」は、栄養士法の一部改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士となることが可能となったことに伴い、関係条例中の栄養士に関する用語の整理を行うものです。

「民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案」は、民生委員の一斉改選に当たり、地域の実情を踏まえ、市町村ごとの委員の定数を改定するものです。

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行により、知事による輸出証明書の発行等の事務が定められたことに伴い、手数料の額を定めるもの、及び諸経費の増大に伴い、医薬品販売業の許可等に係る手数料の額を改定するものです。

「長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案」は、諸経費の増加に伴い、診断書及び諸証明書の発行手数料の額を改定するものです。

事件案は、地方独立行政法人長野県立病院機構第4期中期計画の認可についてでございます。

このほか、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告 1 件であります。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

環境部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、環境部関係について、その概要を御説明申し上げます。

環境部関係の令和 7 年度当初予算案の総額は、一般会計 55 億 133 万 7 千円、流域下水道事業会計 204 億 8,167 万 6 千円であります。

本県は、雄大な山々、清らかな川や湖、そして広大な森林が織りなす景観に加え、多様な動植物が生息する豊かな自然環境を有しています。この貴重な財産を未来へつないでいくため、長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」及び「第五次長野県環境基本計画」、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、中長期的な視点に立ち環境施策を総合的に進めてまいります。

以下、令和 7 年度の主な事業につきまして、環境部の施策体系に沿って、順次御説明いたします。

第一に、「持続可能な脱炭素社会の創出」について申し上げます。

省エネルギーの推進につきましては、県内の温室効果ガス排出量の約 4 割を占める産業・業務部門において、サプライチェーン全体で脱炭素化を目指す動きが国際的に広がる中、事業者自らがエネルギー使用状況を「見える化」し、温室効果ガス排出量の削減につなげていくことが重要です。このため、「事業活動温暖化対策計画書制度」により、引き続き県内の産業・業務部門における温室効果ガスの約 6 割を排出する大規模排出事業者の排出抑制に取り組むほか、中小規模排出事業者の計画書制度への参画を促すため、融資金利を優遇する「サステナビリティ・リンク・ローン」の活用を促進する融資制度を構築します。

また、信州省エネスペシャリスト等による省エネ診断や、国が「有償」で実施する省エネ診断の診断料への補助を行い、「実質無料」とすることで受診環境の拡充を図るなど、事業者の脱炭素化を一層促してまいります。

電気自動車（EV）が利用しやすい環境を構築するため、屋根ソーラーとEVをつなぐV2H機器の導入支援の拡充や、「長野県次世代自動車インフラ整備ビジョン」に基づき、引き続き道の駅や観光地等における急速充電設備の設置を促進し、未設置区間ゼロ・電池切れゼロを目指してまいります。

今年度9月に環境審議会に設置されました専門委員会において、長野県地球温暖化対策条例の改正による「国のZEH水準適合義務付けに先駆けた、本県独自の新築住宅のZEH水準適合義務化」及び「建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化」を調査・検討いただいております。去る2月3日に開催された第3回委員会では、論点を整理した条例改正案のたたき台について議論されたところです。今後、県議会をはじめ、県民、事業者などからの御意見も伺いながら、鋭意検討を進めてまいります。

さらに、再生可能エネルギーを普及拡大していくため、様々な取組を進めてまいります。「長野県版・初期費用ゼロ円ソーラー」の制度構築、今年度開設した太陽光発電ポータルサイト「つなぐ 信州屋根ソーラー」を起点とした普及啓発の強化などにより、屋根ソーラーが当たり前の信州を目指してまいります。

また、今年度、県民参加型予算により事業に取り組んでいる「雪国に適したパネルの設置手法の研究成果」を基に導入事例を創出し、太陽光発電の設置が難しい積雪地における普及拡大を進めるほか、軽量・柔軟という特長から、これまで太陽光パネルの設置が困難であった建物等にも導入が可能となるペロブスカイト太陽電池の普及を促進するため、率先して県有施設への導入に向けた調査・検討を行い、設計に着手いたします。

野立て太陽光発電につきましては、今年度施行した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の適切な運用に加え、市町村と連携した

ソーラーシェアリングの導入支援等により、地域に調和した太陽光発電事業を推進してまいります。

小水力発電につきましては、2030 年度には 103.2 万 kW に増加させるため、「収益納付型補助金」により県内の発電事業者を支援するとともに、引き続き設置の障壁となりやすい地域の合意形成に関し、他部局とも連携して積極的に調整に関わることで、事業の促進に取り組んでまいります。

熱利用につきましては、地中熱の導入事例について調査・分析を行うことにより、詳細なデータを収集し、今後の普及促進につなげてまいります。

加えて、地域の強みを生かした再エネ活用や、エネルギーの地消地産に向けた市町村等の取組を支援してまいります。

総合的な地球温暖化対策の推進につきましては、「くらしふと信州」において企業、自治体等が課題やノウハウを共有する場を提供するほか、ゼロカーボンの取組事例を広く発信し、県民一丸となった脱炭素社会実現に向けた取組を進めてまいります。

また、下水汚泥の焼却や運搬に伴う温室効果ガス排出量の削減や地域内での資源循環を図るため、引き続き農政部と連携して汚泥肥料の安全性や有効性を検証する試験を実施し、その結果を広く周知して農業関係者等の汚泥肥料使用への理解を促進してまいります。犀川安曇野流域下水道事務所では昨年 5 月に汚泥肥料「アクアピア 1 号」を肥料登録して試験的な活用を進めているところであり、今後も汚泥肥料の活用に積極的に取り組んでまいります。

ゼロカーボン戦略は 2030 年度までの 10 年間を計画期間としており、来年度が策定後 5 年目となることから見直しを進めてまいります。これまでの進捗状況や成果を総点検し、課題や問題点を洗い出した上で、国内外の先進的な取組や新技術の活用、社会情勢の変化を施策に的確に反映するとともに、県議会からの御意見をはじめ、県民や事業者、関係団体等との意見交換の機会を通じて、幅広い英知を結集し、具体的かつ実践的な内容に改定してまいります。あわせ

て、ゼロカーボン施策を一元的に推進・調整するため、ゼロカーボン推進室を再編し、ゼロカーボン推進課を設置して、「2050 ゼロカーボン」の実現に向けた取組を強化してまいります。

第二に、「人と自然が共生する社会の実現」「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」について申し上げます。

生物多様性・自然環境の保全の推進につきましては、本県の県鳥であり絶滅危惧種に指定されているライチョウの保護対策を進めてまいります。本年度、北アルプス南部常念岳周辺において実施した生息状況等の調査結果を踏まえ、捕食者対策を実施するほか、引き続き他の山域での生息状況調査や寄付金募集を通じた保護意識の高揚などに取り組んでまいります。

また、環境保全に関心のある企業等の参画を推進する「生物多様性保全パートナーシップ協定」の締結を増やすとともに、今年度「特別指定希少野生動植物」に新たに指定した鳥類「アカモズ」の保護回復事業計画を策定するなど、生物多様性と自然環境の保全に官民連携で取り組んでまいります。

自然とのふれあいや魅力ある自然環境の利活用の推進につきましては、誰もが安心して県内の美しい自然を満喫できるよう自然公園の受入環境整備を進めてまいります。八ヶ岳中信高原国定公園にある美ヶ原及び霧ヶ峰高原においては、質の高い受入環境の整備に向けた現況調査を実施し、バリアフリー化や多言語化等の整備計画を策定するほか、国定公園化を目指している御岳県立公園においては、案内板の改修準備を進めるとともに地域の機運醸成に取り組んでまいります。

第三に「良好な生活環境保全の推進」について申し上げます。

水環境の保全につきましては、諏訪湖においてヒシの大量繁茂による景観や

水生生物への悪影響が生じていることから、「生態系に配慮したヒシ刈りや浚渫」等の対策が急務となっています。このため、諏訪湖環境研究センターにおいて水質に加え、魚類の分布等の生態系に係る調査研究を進め、諸対策に活かしてまいります。

また、野尻湖は水質汚濁により平成6年に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼となりましたが、以降6期にわたり水質保全計画に基づく対策を講じてきた結果、昨年度初めて水質環境基準を満たしました。今年度末には「第7期湖沼水質保全計画」を策定し、指定湖沼の解除を目指して更に生活排水対策等を進めてまいります。

廃棄物の適正処理等の推進につきましては、一層の減量化、リサイクルの取組を促進するため、多量排出事業者等の廃棄物処理計画の策定・実施に係る指導を通して、排出抑制など自主的な取組を支援するとともに、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導により、産業廃棄物の適正な処理を推進してまいります。

また、生活環境の保全及び廃棄物処理に対する県民の不安解消と信頼確保のため、引き続き産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対する立入検査を実施し、違反に対する行政処分を厳正かつ迅速に行うとともに、県民や市町村、警察等の関係機関と連携した監視体制により、ドローンによる上空監視、夜間パトロールなどを実施し、不法投棄等の防止と早期対応に努めてまいります。

第四に、「災害に強い県づくりの推進」「社会的なインフラの維持・発展」について申し上げます。

上下水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化の進行、耐震化の遅れ、専門人材の不足など多くの課題に直面しており、将来にわたりサービスを提供していくには、人材や施設、資金といった資源の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進が重要です。

このため、令和5年3月に改定した「長野県水道ビジョン」及び令和5年3月に策定した「長野県生活排水処理構想（2022改定版）」に基づき、市町村と

連携して圏域ごとに検討を進めているところですが、これまで水道事業の広域連携を対象に実施していたアドバイザー派遣事業を、下水道事業や耐震化を含めた内容に拡充し、外部専門家による指導・助言やセミナーを開催するなど、上下水道の基盤強化に向けた取組を加速してまいります。

昨年1月に発生した能登半島地震では、上下水道施設が大きな被害を受け、断水期間の長期化による住民生活への影響が生じました。この地震を契機に国が実施した「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検」の結果では、県内の防災拠点となる重要施設のうち、接続する上下水道の管路が両方とも耐震化されている施設の割合は全国平均と同等でしたが、上水道の取水施設や配水池など地震時にその機能を失うと上下水道システム全体が機能を失う急所施設の耐震化率は総じて全国平均よりも低い状況となりました。今後は、上下水道の強靱化に向けて、県内の市町村が1月末までに策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、上下水道施設や管路の耐震化が計画的に進められるよう市町村を支援してまいります。

また、埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を受け、県が管理する流域下水道では事故翌日に緊急パトロールを実施したほか、過年度の調査において損傷が認められた箇所について検査用カメラによる調査を改めて実施しているところです。引き続き昨年度改定した「長野県流域下水道事業経営戦略」に基づき、耐震化の前倒しや老朽化対策などを計画的に進め、効率的で安定的・持続的なサービスを提供してまいります。

災害発生時における災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理は、早期の復旧・復興に欠かせません。能登半島地震の教訓を踏まえ、関係団体とも連携しながら、大規模な災害が発生した場合でも市町村において仮置場が速やかに設置され、適切な管理運営が行われるよう候補地選定状況や運営計画の状況を把握した上で必要な支援を行うとともに、公費解体が円滑に実施される体制の構築に向けた検討も進めてまいります。

第五に、「循環経済への転換の挑戦」について申し上げます。

環境への負荷を出来る限り低減させるため、ごみの発生抑制、リユース、リサイクルの取組は大変重要です。令和4年度の県民一人一日当たりのゴミの排出量は802gであり、この10年で60g減少しております。排出量を更に削減し、第5期長野県廃棄物処理計画の目標である790gを達成するため、環境負荷の小さい生活様式への転換を進め、信州プラスチックスマート運動及び食品ロスや容器包装廃棄物の削減に県民・事業者・市町村と連携して取り組んでまいります。

来年度は、第5期長野県廃棄物処理計画の最終年度となります。現行計画の終了後も切れ目なく廃棄物の減量化と適正処理を推進するため、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする第6期長野県廃棄物処理計画を策定してまいります。

以上、令和7年度当初予算案の主な事業について申し上げます。

債務負担行為としましては、一般会計でソーラーシェアリングの導入支援経費及び諏訪湖における底層溶存酸素量に係る環境基準点等の検討経費に1,723万1千円を設定し、流域下水道事業会計で千曲川流域下水道事務所の運転管理業務委託等、27億5,040万円を設定いたしました。

条例案につきましては、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続を定める「長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案」及び工場及び事業場から排出される水の基準を定める「良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案」の2件であります。

事件案につきましては、「流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担につ

いて」及び、「長野県諏訪湖流域下水道の維持管理に要する費用の負担について」の２件であります。

以上、環境部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。
御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、産業労働部関係について、その概要を御説明申し上げます。

産業労働部関係の令和 7 年度当初予算案の総額は、一般会計 1,403 億 958 万 1 千円、小規模企業者等設備導入資金特別会計 3 億 3,363 万 7 千円であります。

【令和 7 年度の取組方針】

産業労働部では、今年度、喫緊の課題となっている物価高対策として、特別高圧受電事業者や L P ガス利用者の負担軽減を図ったほか、適正な価格転嫁の促進や生産性向上支援など企業の経営安定化、賃金引上げに向けた取組を進めるとともに、「しあわせ信州創造プラン 3.0」の実現に向けて様々な施策を展開してまいりました。

物価高や人口減少下においても、持続的に本県経済が成長し、県民全体の所得を増加させていくためには、付加価値労働生産性の向上や担い手不足の解消を通じ、持続的な賃上げにつながる好循環を生み出す必要があります。

令和 7 年度は、「付加価値向上」、「高効率化」、「人材育成・確保」の 3 つの柱を掲げ、新たな施策も含め、あらゆる施策を総動員し、課題解決に向け全力で取り組んでまいります。

あわせて、産業界や県民の皆様とともに策定した「信州未来共創戦略」に掲げる「2050 年にありたい姿」の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

【新年度に注力する取組】

以下、3 つの柱に沿って、令和 7 年度当初予算案に計上した主要事業について、順次御説明申し上げます。

第一に、「付加価値向上」について申し上げます。

(世界で稼ぎ地域が潤う)

人口減少により国内市場が縮小する中、県内企業による海外市場の取り込みを推し進めるため、市場競争力のある製品・サービスの開発支援、戦略的な海外展開に向けた取組を強化します。

県内企業の海外展開を支援するため、産業分野ごとに重点的なターゲット国等を調査・分析し、国際展開の基本的な方向性を整理するとともに、JETRO長野など関係機関と連携し、輸出の準備段階から拡大に至るまで、企業の状況に応じた一貫支援を提供する体制を整備します。

「長野県ゼロカーボン基金」を活用して企業の技術開発プロジェクトを支援するなど、脱炭素化に資するプロダクトイノベーションを引き続き促進します。需要が堅調に推移している航空機産業については、新たな技術開発や展示会出展による販路開拓、人材育成等を一層支援します。

本県の強みである材料・精密加工技術などを活かし、県内企業の参入が期待される医療機器産業については、県内外の企業の連携による医療機器開発プロジェクトの組成や、医療機器のデジタル化に向けた支援に取り組むとともに、海外大手メーカーへの売り込みなどグローバル展開等を支援します。

信州地酒産業の振興に向け、醸造技術者の技術向上支援を継続するとともに、令和6年度1月補正で予算化した信州の地酒ブランド発信事業を通じ、「GI長野」の認知度向上を図り、インバウンドを含む国内外での消費の拡大につなげてまいります。食品産業については、発酵バレーNAGANO産学官連携ネットワークを活用し、発酵食品企業等を支える人材の育成や新商品開発に取り組むことにより、発酵食品のブランド価値の向上を図ります。

伝統的工芸品産業については、海外展開やインバウンドの取り込みを意識した商品開発を支援するとともに、インターンシップや産地留学など担い手確保や関係人口の創出に向けた取組を強化します。

(世界水準の持続可能な産業)

気候変動対策は企業経営において重要な課題となっており、脱炭素化やE S G経営への転換の動きが一層進んでいます。県内企業の温室効果ガス削減やS D G s 達成のための取組を後押しし、世界から選ばれる持続可能な企業を創出します。

水素等の新エネルギーの利活用を促進することにより、県内産業のゼロカーボン推進と競争力の強化につなげるため、産学官で構成するコンソーシアムを設置し、本県の特徴を踏まえたモデルプロジェクトを検討・推進するとともに、県内事業者の水素リテラシーの向上や需要の掘り起こしに取り組みます。

グローバルメーカーに選ばれる「環境対応型企业」への転換を促進するため、ゼロカーボン関連技術の開発、カーボン排出量の可視化や排出削減計画の策定サポートに引き続き取り組みます。

「長野県S D G s 推進企業登録制度」については、先月末現在で2,494 者が登録しており、引き続き制度の運用を通じて企業経営にS D G s の理念を取り入れる動きを拡げてまいります。

第二に、「高効率化」について申し上げます。

(産業D X ・省力化)

人口減少下では従来の労働集約型ビジネスモデルの維持は困難です。付加価値労働生産性を高めるため、デジタル化等により必要な労働者数を減らし、一人ひとりのスキルアップを図るとともに、外部人材の活用を促進します。

昨年12月に開設した「長野県デジタル化一貫支援サイト」を通じて、省力化や生産性向上に資するデジタルツール情報や、デジタル化に関するセミナー、各種補助金など一元的に情報を発信するとともに、デジタル化に関する課題に専門人材が無料で相談対応を行います。中小企業融資制度において省力化投資向けのメニューを創設するとともに、導入にあたり課題を抱える事業者へ専門

家を派遣する取組を拡充します。

社内人材の育成、外部人材の活用を通じ、企業のデジタル技術活用を後押しするため、企業内でDXをリードできる人材を育成する講座を開催するなど、企業のリスキリングの取組を支援します。また、初めて副業・兼業人材を活用する県内企業に対して経費を補助するとともに、伴走支援によるモデル事業を創出し県内企業への周知を行うなど、副業・兼業人材の活用モデルの普及を進めてまいります。

世界中でIT人材の獲得競争が激化する中、海外人材の確保に向けて、県内事業者が海外IT人材を受け入れるきっかけづくりとして、インターンシップの実施等を伴走支援するとともに、受入れに必要な経費への助成を行います。国内においても、大阪・関西万博が開催される関西圏に着目し、TeamEXP02025への出展や関西圏と本県のIT人材の交流イベントを開催するなど、IT人材・企業の誘致に向けたPRを実施します。

(企業間連携・事業承継・規模拡大)

経営資源が限られる中においても、人口減少を乗り切るための経営革新を進めるためには、企業の枠組みを越え、それぞれの強みを生かした経営の合理化・基盤強化が重要であることから、金融機関等と連携し、企業間連携や規模拡大の取組を支援してまいります。

経営合理化等による持続可能な経営を後押しするため、複数企業等による業務共同化の取組を支援するとともに、事業承継・M&Aへの理解を深める学びの場を提供します。具体的には、2社以上の県内企業等による省力化・省人化のための実証モデル事業に要する費用の補助を行う中で、コンサルタントによる伴走支援を通じ優良事例を創出し、県内企業への普及を図ります。持続可能な経営が求められるインフラ事業では、とりわけ中山間地における暮らしを守る上で欠かすことのできない給油所の維持存続は重要な課題であることから、

業務の共同化、多角化等による経営基盤強化を支援します。また、金融機関、商工団体等と連携し、県下 10 地域で事業承継・M&A の理解を深めるセミナーを開催するとともに、関心が高い企業を対象として、M&A の手法や留意点の解説、県内の事例発表を行うなど、企業の状況に応じた支援を通じて M&A の活用を促進してまいります。

商品の宣伝や販路紹介、試作品の製作など、スタートアップ企業の取組に協力する企業を募集し、サポート体制を構築することにより、スタートアップ企業と県内企業との協業の促進を図ります。

第三に、「人材育成・確保」について申し上げます。

（多様な人材が活躍できる新しい働き方・暮らし方）

人口減少による「労働供給制約社会」を乗り越えるため、多様な人材の労働参加を促進するとともに、本県の特徴を活かした人材の呼び込み、若者の県内定着に取り組めます。

本県へ人材を呼び込むため、U I J ターンによる就業・創業に伴う移住支援金に加え、県内企業へ就職する県外の大学生等に対して、就職活動にかかる交通費や移転費の一部を補助します。

子育て中の女性や障がい者、高齢者など短時間での就業を希望する方や、副業・兼業などスポット的に働く外部人材等の就労を促進するため、短時間正社員やジョブ型雇用など企業のショートタイムワーク求人の創出を支援します。外国人材の受入れに関する企業等からの相談窓口を運営するとともに、外国人材の採用に関心がある企業と監理団体・登録支援機関等のマッチングを行うなど、県内企業における外国人材の活躍を支援します。

「共育て」を推進し、出産・育児を契機とする女性のキャリアロス解消を実現するため、男性従業員の育児休業取得促進に取り組む企業に奨励金を支給するとともに、コンサルタントを派遣するなど体制整備を伴走支援します。また、

学生から選ばれる企業を増やし、県内優良企業の担い手となる若年人材の確保・定着に向けて、奨学金返還支援制度の導入企業の拡大を図ります。具体的には、「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業補助金」について、補助率・上限額の引上げを行うとともに、広報を強化します。さらに、1月補正で予算化した「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」を広く活用いただくことにより、若年層の実質賃金の上昇、県内企業の魅力向上を図るとともに、女性・若者の県内企業への就職と定着を進めます。

（産業界と連携した人への投資）

県内産業の未来を担う将来世代へのキャリア教育や、労働力不足、デジタル化など喫緊の課題に対応するための社員へのリスクリングなど、産業界と連携した人への投資を通じ、県内産業の持続的な振興に向けて取り組みます。

職業体験に関する情報発信を行うポータルサイトを開設するとともに、職業体験の実施に向けた調整や受入企業の開拓など、企業と学校をつなぐ取組を推進する「職業体験支援コーディネーター」を新設するなど、子どもたちが地域産業・企業の魅力を知るための取組を強化します。

経済団体の経営指導員と連携したリスクリングの取組推奨や実践例の共有、実践に向けた伴走支援、リスクリングに取り組む企業同士のノウハウや情報交換等を行うためのコミュニティ形成など、県内企業による主体的なリスクリングの取組に対する支援を充実します。

専門的なスキル・技術や経験を有する人材を県外から受け入れる際に必要な経費に対して助成する「プロフェッショナル人材就業補助金」について、県内人材の活用も対象に追加し、雇用の面からも企業の生産性向上を支援します。

（県内にいる若者に再フォーカス）

県内出身大学生等のUターン就職率は概ね3割、県内大学生等の県内就職率は概ね5割という現状を変えていくため、県内の若者に対する県内企業を知る

機会の充実や、就職活動費用の助成を通じ、県内就職・定着を促進します。

先ほど申し上げたキャリア教育の取組強化により、児童・生徒が早い段階から地域産業・企業の魅力に触れる機会を充実させ、将来の担い手確保を図るほか、県内企業の若手社員が就職活動の経験を伝えるシューカツNAGANO応援隊の県内大学での活動を強化するとともに、UIJターン就職学生支援の対象を県内学生に拡大することにより、学生の就職活動の経済的負担を軽減します。

県内の外国人留学生等が県内企業の魅力を知ることができるよう、企業との出会いの場となるイベントを開催するなど、留学生等の県内就職・定着を促進します。

(物価高への対応)

最後に、「物価高への対応」について申し上げます。

長期化する物価高に対応するため、事業者の事業継続支援に加え、先ほど申し上げた生産性向上や経営合理化に向けた支援のほか、適正な価格転嫁の促進など強靱で健全な経済構造への転換支援に取り組んでまいります。

事業継続支援として、中小企業融資制度資金において、物価高の影響を受け、厳しい資金繰りに直面している中小企業者等への支援を継続します。また、エネルギー価格高騰への対応として、1月補正で予算化した「特別高圧受電事業者電気料金負担軽減事業」の申請受付を2月3日に開始したところであり、LPガス利用者の料金値引を行う「LPガス価格高騰対策事業」と合わせて、速やかに支援を実行してまいります。

適正な価格転嫁を促進するため、支援策をまとめた広報ツールを新たに作成し、金融機関等と連携し広く企業の皆様に活用を呼び掛けるほか、長野県産業振興機構に設置されている「価格転嫁サポート窓口」及び「下請かけこみ寺」と連携して適正な下請取引の実現を支援します。

【債務負担行為の設定等】

令和 7 年度当初予算案における債務負担行為は、「ものづくり産業応援助成」など 3 事業、総額 21 億 5,790 万円を設定いたしました。

条例案につきましては、「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案」、「技術専門校条例等の一部を改正する条例案」の 2 件です。

「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案」は、県内で創業等を行い、又は障がい者を雇用する法人等を応援するため、事業税の軽減措置の適用期限を令和 9 年度まで延長するものでございます。

「技術専門校条例等の一部を改正する条例案」は、技術専門校や工科短期大学校など、県が所管する大学等の授業料及び入学料に係る減免制度の充実を図るため、関係条例等を改正するものでございます。

以上、産業労働部関係の議案につきまして、その概要を申し上げます。
何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

観光スポーツ部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、観光スポーツ部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

観光スポーツ部関係の令和 7 年度当初予算案の総額は、一般会計 39 億 1,728 万 2 千円であります。

（観光を巡る状況）

全国の宿泊旅行の動向については、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、昨年の 1 月から 11 月までの各月の延べ宿泊者数速報値の累計は 5 億 9,568 万 8 千人余となり、前年の同期間と比べ 5.4 パーセントの増加となっています。

このうち、外国人延べ宿泊者数は 1 億 4,819 万 1 千人余で、前年の同期間と比べ 40.9 パーセントの増加となり、過去最高となっております。

また、同調査における県内の動向を見ますと、昨年の 1 月から 11 月までの各月の延べ宿泊者数速報値の累計は 1,730 万 9 千人余で、前年の同期間と比べ 3.5 パーセントの増加となっております。

このうち、外国人延べ宿泊者数は 192 万 6 千人余で、前年の同期間と比べ 46.4 パーセントの増加となっております。

昨年の統計の推移によると、延べ宿泊者数は一昨年を超え、コロナ禍前以上となることを見込まれますが、一方で、物価の高騰や人手不足など、観光関連産業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明な状況が続いていることから、業務の効率化や D X による観光産業の生産性向上等の取組を進めてまいります。

（「しあわせ信州創造プラン 3.0」における観光及びスポーツ振興施策の方向性）

長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における観光及びスポーツ振興の目指す姿を実現するため、観光振興においては、「観光地域づくりの推進」、「『長野県観光』のプロモーションの展開」、「インバウンドの推進」を柱に位置付け、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進してまいります。

スポーツ振興においては、現在改定を進めている「第 3 次長野県スポーツ推

進計画」のもと、子ども、女性、若者、20代から50代の「働き世代」を含め、多くの県民が様々な形でスポーツに参加できる文化の創造を更に進めるとともに、スポーツの持つ力の多面的活用による観光誘客のほか、プロスポーツとの連携・協働や、共生社会づくりを促進する取組を計画に取り入れ、快適でゆとりある社会生活の創造を目指します。

また、本年4月に、観光スポーツ部内に「国スポ・全障スポ大会局」を設置し、7月に正式決定となる予定の2028年に開催する「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向け、体制の強化を図ってまいります。

以下、令和7年度の主な施策について、順次御説明申し上げます。

（観光地域づくりの推進）

県では、地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、長野県観光機構とも連携し、DMOの形成・経営支援に取り組んでまいりました。今後も引き続き、マーケティングやデジタル化への対応など、地域の課題の解決に向けた取組に対し支援を行ってまいります。

また、世界の潮流であるSDGsの視点を取り入れた持続可能な観光「サステナブルツーリズム」への意識が高まる中、本県としても国際的な認証の取得支援に取り組んでまいりました。その結果、今年度、県の支援により千曲市が「世界の持続可能な観光地TOP100」に選出されるなど、成果を挙げる事ができました。今後も、選定した7地区とともに取組を進め、国際認証のグレードアップやTOP100選出地域の増加を目指してまいります。

観光産業における人材関連施策については、従来から、研修会の開催による経営人材の育成のほか、学生等における観光業のインターンシップ事業、また、宿泊施設における業務の見直しから、求人・採用まで伴走支援するモデル事業の実施などにより、人手不足の解消に取り組んでまいりました。

今後、更なる観光産業、特に宿泊業の生産性向上には、DXの取組が必要不可欠であることから、新たに、予約・精算システムや自動チェックイン機の導入等に対し支援を行うこととし、企画振興部や産業労働部とも連携しながら、

コロナ禍からの観光需要の回復もあって一層深刻化する人材不足解消対策に積極的に取り組んでまいります。また、観光客の移動の利便性向上と、データマーケティングによる観光事業者の生産性向上に資する「M a a S」について、実装に向け、推進体制の構築や運用システムの調査等に着手してまいります。

（「長野県観光」のプロモーションの展開）

本県では、これまで多彩な「アウトドア」をテーマに、「G o N a t u r e . G o N a g a n o .」をキャッチフレーズとしたプロモーションを展開してまいりました。特に、若年層を中心として多くの方に「アウトドアと言えば長野県」と想起していただく機会を増やすため、SNSを活用した動画発信の強化や音声メディアの活用、イベントとのタイアップによる認知度向上に取り組んでおります。さらに、マスメディアとのタイアップによる発信に加え、本県を舞台とする映画「名探偵コナン 隻眼の^{フラッシュバック}残像」の本年4月の公開にあわせたプロモーションに関係市町村と連携して取り組むなど、本県の魅力をより多くの方にお伝えできるよう努めてまいります。

いよいよ本年4月から、大阪・関西万博が開催され、世界中の多くの方にお越しいただくことが期待されています。本県もこの機を捉え、8月には会場内のEXPOメッセにおいて、長野県の多様で豊かな自然環境の恩恵によりもたらされる「アウトドア」の魅力を発信するとともに、真夏の関西においても信州の「涼しさ」や「さわやかさ」を体感できるようなイベントを開催し、国内外を問わず多くの方の誘客につなげてまいります。また、江戸時代、関西を起点として人・物・文化交流の役割を担ってきた「北前船」をテーマとした「北前船フォーラム」が、来年度松本市で開催されます。本フォーラムとしては初めて内陸部での開催であり、行政機関や観光関連事業者が広く参加するイベントでありますので、県も実行委員会に参画し、全国との交流促進につながるよう、多くの方に本県の歴史・文化の魅力を発信してまいります。

（インバウンドの推進）

現在、インバウンドはコロナ禍前である 2019 年の実績を大きく上回る水準で推移しており、こうした好機を逃さないよう、これまでの実績国・地域である中国、台湾や東南アジアなどへの取組を進めるほか、高付加価値旅行市場であるアメリカ、オーストラリア、ドイツの現地観光コーディネーターを継続設置するなど、インバウンド誘客を着実に推進してまいります。

また、現地観光コーディネーターの設置により、各地域からの県内の延べ宿泊者数が増加するなど、一定の効果が現れており、更なる「NAGANO」の認知度向上に向けて、海外での旅行博や商談会への出展、雑誌やWebサイトへの広告掲載に加え、新たに海外の旅行会社やツアーオペレーターなど、旅行商品を造成する立場にある方を招へいし、本県の特徴である自然や歴史、伝統文化を体験いただき、具体的な商品造成につなげてまいります。

（スポーツの持つ力の多面的活用）

本年度発足した「観光スポーツ部」における新たな取組として、観光とスポーツの連携による観光誘客等を推進するため、県民参加型予算(提案・共創型)を活用した事業構築を進めてまいりました。検討の結果、県内のプロスポーツチームとの共創・連携を一層強化する取組に加え、サブスクリプションサービスを活用して複数の競技観戦や周辺観光地の周遊を促す仕組みの構築を事業化することとし、これらによりスポーツツーリズムを通じた地域の活性化に取り組んでまいります。

サイクルツーリズムにつきましては、全県一周サイクリングロードである「Japan Alps Cycling Road」を、日本を代表し世界に誇りうる「ナショナルサイクルルート」として国の指定を受けるため、現状を分析し課題を抽出するとともに、走行環境整備等に取り組んでまいりました。

今後は、サイクルイベントへの参加やルートマップの多言語化対応等により、ルートの知名度向上とブランド化を図ってまいります。

（「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進）

「信州やまなみ国スポ・全障スポ」につきましては、市町村における施設整備について、新たに冬季競技の施設に対する支援制度を創設するなど、財政面での支援を強化するとともに、大会に向けた準備を着実に進めてまいります。

また、天皇杯・皇后杯の獲得に向け、新たにジュニア選手の強化指定を行うほか、アスリートのキャリア支援や企業の雇用環境支援など、国スポ終了後も見据えた競技力の向上対策に取り組んでまいります。

（誰もが様々な形でスポーツに参画し、楽しさや喜びを感じられる機会の充実）

障がいの有無や年齢、性別等に関わりなく誰もが地域でスポーツに親しめる環境を整備するため、障がい者スポーツ大会の開催や競技スポーツの普及に取り組むほか、新たに、小・中学校の運動会等において、パラスポーツを題材とした競技を実施するなど、身近な地域で健常者と一緒にスポーツを行うことで共生社会づくりに取り組んでまいります。

また、令和8年度に予定されている休日の部活動の円滑な地域移行に向けて、指導者数の増加や質の向上のため、スポーツ指導者資格の取得に係る経費への支援制度を創設するなど、教育委員会と連携しながら、子どもたちにとって豊かなスポーツ環境の整備に取り組んでまいります。

（山岳遭難防止対策の推進）

コロナ禍後の入山者の回復に伴い、昨年の山岳遭難の発生件数は統計開始以降最多の321件を記録しました。山岳遭難の未然防止、遭難者の捜索や救助に万全を期するため、関係機関等が協力し、遭難のリスクが高い年齢層や地域を中心とした啓発活動を展開することにより、遭難件数の減少を目指してまいります。

また、コロナ禍後の収容人数の減少、ヘリコプターによる輸送価格の高騰など厳しい状況にある山小屋に対し、県の共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」に寄せられた寄付金を活用した支援金により、山小屋の公益的機能の維持に取り組んでまいります。

(条例案)

条例案につきましては、新設の「長野県宿泊税条例案」のほか、「長野県山岳総合センター条例」及び「長野県白馬ジャンプ競技場条例」の一部改正条例案の計3件でございます。

このうち、「長野県宿泊税条例案」につきましては、昨年9月及び11月定例会においてお示しした制度の方向性について、昨年12月に開催した宿泊事業者等との意見交換会でいただいた御意見等も踏まえ、検討を深めてまいりました。

この条例案において、名称、課税免除については11月議会においてお示しした方向性のとおりといたしました。その上で、税率は一人1泊300円の定額とし、コロナ禍からの回復途上にある観光産業への影響を緩和するため、施行から3年間は200円とし、免税点は低料金の宿泊者の負担感に配慮して6,000円といたします。また、制度の施行は、総務大臣の同意を経た上で、令和8年6月としたいと考えております。

制度の導入に当たり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の会計システム改修経費への支援のほか、広報経費や税の使途について検討するための経費を当初予算案に計上いたしました。御議決いただければ、制度の円滑な導入に向けて更に準備を進めてまいります。

コロナ禍からの観光産業の回復・成長局面が明確になるとともに、本県関係スポーツ選手の活躍による明るい話題も増えてまいりました。今後も、観光産業の持続的発展やスポーツによる元気な長野県づくりに加え、観光とスポーツの連携による好循環の創出と地域活性化が図られるよう、県組織一体となって取り組んでまいります。

以上、観光スポーツ部関係の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

農政部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、農政部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、新年度に向けた県農政に関する所信と最近の農業をめぐる情勢について申し上げます。

【「未来につづく 信州の農業・農村と食」に向けて】

人口減少社会の到来、気候変動に伴う気象の激化が及ぼす影響の顕在化、予測を超える不安定な国際情勢など、社会が劇的に変化する中、本県の農業・農村と食は、様々な課題に直面しております。

その反面、このように社会情勢が大きく変化する時こそ、新しい社会を創造するチャンスが広がっています。デジタル化の急速な進行、「田園回帰」の動きなど、様々な課題を一気に克服できる可能性も秘めていることから、「しあわせ信州創造プラン 3.0」とその実行計画である「第4期長野県食と農業農村振興計画」に掲げる取組を着実に進め、「未来につづく 信州の農業・農村と食」の実現に向けて大きく歩を進めてまいります。

県民全体で人口減少社会に向き合うための羅針盤として策定された「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年のNAGANO～」に基づき、農業分野では、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」により守るべき農地のゾーニングと集積・集約化を促進する取組、農業法人の雇用就農者を確保・育成する取組、県産農畜産物の輸出拡大を戦略的に推進する取組などを率先して実行することで、信州農業・農村と食を次代に継承してまいります。

【食料・農業・農村基本法の改正と国の令和7年度農林水産関係予算】

昨年6月、国は「食料・農業・農村基本法」を改正し、基本理念として食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立を新たに規定するとともに、

「食料供給困難事態対策法」、「農振法等改正法」、「スマート農業技術活用促進法」を制定しました。現在、国では、改正基本法に基づく新たな基本計画を今年度中に策定することを目指しております。

また、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮される価格形成に向けた法整備や、人口減少下における農業用インフラの保全管理に向けた土地改良法の見直しを進めており、今通常国会への法案提出を目指しています。

更に、食料安全保障の抜本的な強化など農業の構造転換の実現に向けた施策を初動の５年間で集中的に実行することとし、農林水産業の持続可能な成長を推進するため、令和７年度当初予算案として２兆２,７０６億円を計上しました。

食料安全保障の強化に向けては、水田における戦略作物の本格的な作付けや畑地化による高収益作物等の導入・定着への支援を掲げるとともに、麦、大豆、飼料作物については、水田、畑に関わらず生産性向上に取り組む者への支援へ見直すことなど、本県から国に要望していた内容に沿った形で検討が進められているところです。また、国産肥料の生産・利用拡大に向けた堆肥等の代替資源への転換推進や、飼料生産を基盤とした酪農・肉用牛支援、輸出産地の形成や品目団体・輸出支援プラットフォームの強化等を掲げています。

農業の持続的な発展に向けては、「地域計画」を核として、計画策定により明らかになった地域の課題を解決するため、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化、担い手への農地集積に必要な農地整備や機械等の導入支援に係る事業を総合的に実施するほか、スマート農業技術の社会実装の加速化を推進するため、農業支援サービス事業者の育成等の集中的な支援、環境負荷の低減と高い生産性を両立する新品種・技術の開発などについても重点的に措置されております。

県としましては、間もなく示される基本計画や関係法案の審議の動向を注視するとともに、国の施策を最大限活用し、持続可能な信州農業・農村の実現を図ってまいります。

【令和 7 年度農政部関係予算案】

農政部関係の令和 7 年度当初予算案総額は、一般会計 297 億 5,708 万 5 千円、農業改良資金特別会計 4,721 万 7 千円、漁業改善資金特別会計 165 万 2 千円です。

3 年目を迎える「第 4 期長野県食と農業農村振興計画」の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」、「魅力あふれる信州の食」の実現に向けて、担い手の確保・育成、気候変動への対応、農業 DX の推進など、現下の課題に対応しつつ、新しい農業・農村と食の創造に取り組んでまいります。

以下、令和 7 年度の主要な施策につきまして、順次、御説明申し上げます。

まず、1 つ目の柱である「皆が憧れ、稼げる信州の農業」に向けて、産業としての農業を振興するため、「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」、「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」の 3 つの体系により施策を展開してまいります。

「皆が憧れる経営体の育成と人材の確保」については、人口減少下において、今後、更に農業者の減少が進む中で、農業・農村の発展を推進し、農業生産を維持することが必須です。そこで、地域の営農活動や農業生産の中心となる農業リーダーの育成を進めるとともに、これからの地域農業をけん引する農業法人の経営発展に向けて雇用就農の拡大を支援するほか、地域の女性農業者グループが行う伝統食等の農村文化伝承の講演会や調理実習への専門家派遣などを行います。

また、新規就農を目指す方々に、様々な支援の情報を発信している特設サイト「デジタル農活信州」において、活躍する若手農業者等の事例紹介や就農支援策等の情報を充実させるなど、信州農業の魅力や可能性をアピールする取組や、新規就農時の農業機械や農業用施設の導入支援、親元就農者の経営発展支援などの取組を一層推進してまいります。更には、1 日農業バイトアプリの利用拡大や農福連携の取組の推進などにより、多様な担い手の育成と人材活用を進めてまいります。

また、「地域計画」に基づく農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進するとともに、「地域計画」の内容の一層の充実と、計画の実現に向けた地域課題の解決を支援するため、同計画の優良事例や課題等を抽出する調査や農地の現状分析などを実施します。

これらに要する経費として、26億8,168万9千円を計上いたしました。

次に、「稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産」については、ゼロカーボンの実現や持続可能な農業に資するため、農業生産活動に由来する環境負荷低減の取組を促進するほか、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定や、有機農業に係る新たな認証制度の検討・試行などを進めてまいります。また、Ｊークレジットの制度説明会の開催等により、水田の中干し期間延長など温室効果ガスの排出削減につながる取組の拡大を図ってまいります。

日本一の産地を目指す果樹では、りんご高密度植栽培やぶどう「クイーンルージュ®」の導入等を促進するため、現地推進チームによる支援やコンクールを試験的に実施するほか、もも産地の若返りを促進する新改植事例集の作成・配布など、経営改善による安定生産や品質向上等への取組を支援し、果樹生産者の稼ぐ力を向上させ、日本一の果樹産地を目指してまいります。

国産ニーズが高まっている麦類・大豆・そばでは、本格的な作付けや輪作の普及促進を図るとともに、特に県産そばの生産安定に向けた取組や産地づくりを支援するほか、県オリジナル品種の知名度向上によるブランド力の強化、地域の実情に合わせた主要穀類乾燥調製施設の再編集約や農業機械等の導入を支援するなど、消費者や実需者から求められる穀類生産を推進してまいります。

地域の循環型農業に貢献する畜産では、地域の中核となる経営体等に対し、収益力の強化や堆肥の高品質化に必要な施設整備等を支援することで、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する体制の構築を推進してまいります。また、今シーズンも全国で多発している高病原性鳥インフルエンザなど、家畜伝染病の発生時に迅速な殺処分及び埋却等のまん延防止対策を実施するための体制の強化や、産業動物獣医師

を目指す学生への修学資金の貸与を支援するなど、安定的な獣医療の提供を図り、家畜伝染病の防疫対応に万全を期してまいります。

稼ぐ産地を支える生産基盤の整備につきましては、生産性の向上や担い手への農地の集積・集約化を図るため、区画拡大や水路の地中化、水門の自動化・遠隔化、畦畔を緩やかにするなどの取組を進めるとともに、市町村や土地改良区が行う農業水利施設の改修を引き続き支援してまいります。

これらに要する経費として、113 億 2,536 万 2 千円を計上いたしました。

「マーケットニーズに対応した県産農畜産物の販路開拓・拡大」に向けては、国内の市場規模が縮小する中、輸出に意欲的な生産者や事業者で構成する長野県農産物等輸出事業者協議会の取組支援や、海外市場における県産青果物のテストマーケティングの実施などにより、輸出先国との商流の維持・拡大を図ってまいります。

競争力の高い「ぶどう」、「コメ」、「花き」を重点品目として、「ぶどう」は香港、「コメ」はアメリカと台湾、「花き」はアメリカをターゲットに、輸入事業者の招へいや現地小売店等における販売促進活動の展開、SNS等を活用した産地情報の発信など、県産農畜産物の輸出拡大を生産者や輸出事業者など関係者が一体となって戦略的に進めてまいります。

これらに要する経費として、2 億 5,554 万円を計上いたしました。

次に、2 つ目の柱である「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」について申し上げます。地方回帰の流れの中で、農ある暮らし希望者からの相談に応じる体制の整備やアドバイザー等による栽培セミナーの実施、SNS等を活用した交流拡大事業の実施など、農村に多様な人材を呼び込み、農地の有効利用と農村地域の活性化を推進してまいります。

また、人口減少や高齢化等により農村コミュニティの衰退が懸念される中、農業者を含む地域住民が一体となり、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援などに取り組む農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOの形成を推進するほか、農村R

MOが実施する農村コミュニティ機能の維持・強化に向けた調査、計画作成、実証事業の支援を行ってまいります。

更に、中山間地域において、集落等を単位に農地を維持・管理する協定を締結し、その協定に基づく自律的かつ継続的な農業生産活動を支援することに加え、複数の集落協定間の連携による活動や集落協定の統合、多様な組織等の活動への参画などを重点的に支援することにより、美しい農業・農村の維持・保全を図ってまいります。

併せて、激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、引き続き防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策や排水機場の改修等を進めるとともに、GISを活用した農業農村整備事業の実績管理システムを構築するなど、県土の強靱化を重点的に進めてまいります。

これらに要する経費として、94 億 3,322 万 9 千円を計上いたしました。

3つ目の柱である「魅力あふれる信州の食」については、環境にやさしい農産物をテーマとした食育や幼稚園等における有機給食を実施するほか、観光協会や商工会等における地域食材を活用した観光地域づくりの取組支援などにより、食を起点とした県産農畜産物の地域内での利用拡大につなげてまいります。

また、地消地産・地産地消を推進するため、本年度作成した動画やPR曲などを活用した発信の強化などにより、「しあわせバイ信州運動」を通じて農業生産への消費者の理解醸成を促し、県産農畜産物の地域内利用の拡大と農畜産物の適正な価格形成等を促進してまいります。

これらに要する経費として、1,147 万 7 千円を計上いたしました。

【災害等への対応】

昨年は、春先からの気温が高めであったことから、農作物全般の生育は概ね順調に推移しておりましたが、りんごの早生種を中心に着色不良が発生したほか、晩生種「ふじ」において、9月の高温及び10～11月の降雨等により、胴割れが県内各

地で発生しました。

県では、引き続き、着色に優れる品種の開発等に取り組むとともに、胴割れ等の障害を軽減する技術指導等により、生産安定や品質向上につながるよう支援してまいります。

また、大雪や降雹などにより、果樹、野菜等の農作物や農地・農業用施設で被害が発生いたしました。

被害に遭われた皆様には、改めて心よりお見舞い申し上げます。

県では、被害を受けられた農業者の経営への影響が最小限となるよう、農業農村支援センターによる農作物の栽培管理に関する技術指導を行いました。

また、被害を受けた農地・農業用施設については、復旧工事の早期完了に向け、引き続き市町村を支援してまいります。

【付託議案など】

条例案につきましては、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」など3件です。

事件案につきましては、「県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について」など3件です。

専決処分報告につきましては、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」の1件です。

以上、農政部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。

令和7年2月県議会
定例会における 林務部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、林務部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

林務部関係の令和7年度当初予算案の総額は、一般会計150億4,703万9千円、県営林経営費特別会計3億5,035万8千円、林業改善資金特別会計6,020万1千円であります。

本県の森林資源は先人のたゆまぬ努力により充実し、その多くが利用の時代を迎えており、森林の循環利用を進めていく段階に入っています。

一方で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などから森林への関心が低下している状況にあり、主伐・再造林による森林の若返りや間伐などの森林整備の推進、それを支える担い手の確保・育成が益々重要になっています。

本県では、概ね100年先の森林のあるべき姿と森林づくりの方向性を明らかにした長野県森林づくり指針を令和4年度に策定し、「持続的な木材供給が可能な森林づくり」、「県民が恩恵を享受できる森林づくり」、「県民の暮らしを守る森林づくり」の3つの基本方針により、将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ、豊かな暮らしにつながる社会を目指すこととしています。

以下、令和7年度の主要施策につきまして、この3つの基本方針に沿って順次御説明いたします。

【持続的な木材供給が可能な森林づくり】

県内の充実した森林資源の循環利用を進めるためには、県産材の需要を拡大するとともに安定供給の体制を強化し、県産材の利用を促進する必要があります。昨年

9月に、県内で初となる都市（まち）の木造化促進法に基づく建築物木材利用促進協定が県、長野WB工法友の会及び根羽村森林組合により締結されたことに続いて、本年2月には県内2例目となる協定が県と県建設労働組合連合会との間で締結されるなど、県産材の利用促進に向けた機運が高まりつつあります。

県としては、県が定める県産材利用方針を抜本的に見直すとともに、県有施設の木造化・木質化の推進、公共土木事業の工事成績評定への木材利用のインセンティブ付与などにより、県産材の率先利用に取り組んでまいります。

また、県産材を活用した耐火集成材等の新たな部材や技術により建設する施設への補助限度額を引き上げ、非住宅分野での県産材利用を進めるとともに、製材工場におけるJAS認証取得や、建築・合板用のいわゆるA材の流通保管拠点の整備、製材品等の生産拡大に向けた施設整備への支援により、県産材の安定供給体制を強化してまいります。

建築物以外の分野についても、ウッドチェンジ製品の普及に向けて引き続き支援するとともに、「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げる「世界で稼ぎ地域が潤う経済循環実現プロジェクト」の一環として、化石燃料から木質バイオマスへの転換を図るため、ペレットストーブの暖かさを実感できる体験イベント等を実施することとしており、こうした施策を効果的に展開することにより、県産材の利用が「あたりまえ」となる社会の実現を目指してまいります。

2050 ゼロカーボンの実現に向け、本県の森林がCO2吸収能力を十分に発揮できるよう若い森林への更新が必要であることから、林業経営に適した森林において、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに沿った計画的な主伐・再造林を推進します。森林所有者の費用負担が大きい再造林とその後の下刈り等の標準的な経費の全額支援を引き続き実施し、木材生産量の増加と森林の若返りを促進してまいります。

また、地形が急峻で森林作業道の開設が困難な地域において架線を活用した全木集材から再造林までの一貫作業や自走式下刈り機による作業の省力化、花粉の少ないスギを含む優良苗木の生産拡大・安定供給、再造林の支障となる林地残材の搬出への支援などにより、令和7年度の再造林面積目標としては、前年度から160ヘクタール増の、680ヘクタールを目指してまいります。

これからの人口減少・少子化社会の到来に向け、主伐・再造林を継続的に進めるためには、林業の生産性向上や安全確保が重要です。このため、ICTを活用した先進的な低コスト造林技術等の実証、高性能林業機械の導入、林道や森林作業道の整備、森林境界明確化への支援などの効率的な木材生産につながる取組を進めてまいります。また、林業のPRを兼ねた林業技術向上のための信州伐木チャンピオンシップの開催により、労働安全意識を業界全体に広げてまいります。

木材生産等に欠かせない林業従事者は近年、約1,500人で推移しており、最新の令和5年度は前年度から32人増の1,533人となり4年連続の増加、また新規林業就業者は147人となり前年度から28人増加しております。就業者のうち、素材生産の従事者数は、ほぼ横ばいで推移している一方で、再造林や下刈り、間伐等に従事する保育作業の従事者数は長期的にみると減少傾向にあります。

こうしたことから、若年層や転職・移住者などの担い手の確保をさらに促進するため、新卒者の就職や他産業からの転職への支援金の支給や、移住や就業に対する相談体制の構築、一人多役などの新たな働き方を推進するための支援などにより人材を確保・育成してまいります。

また、「信州未来共創戦略」に関連して、市町村や人材育成機関、試験研究機関連携の、「木曽谷・伊那谷フォレストバレー」の取組を推進してまいります。フォレストバレーの中核的機関である林業大学校のカリキュラムの見直しを進め、他県

の林業大学校にはない魅力を高めるとともに、高度人材の育成や多彩な発想を導く森林ベンチャーへの支援等、地域・企業と共創する 10 のプロジェクトの創出により、木や森を活かす豊かな社会をつくるための知識と技術基盤が整う全国随一の地域を目指してまいります。

【県民が恩恵を享受できる森林づくり】

本県の豊かな森林資源を活かし、森林空間を健康増進や教育などの様々な分野で活用する「森林サービス産業」の振興を図るため、本年度設置しました支援の総合窓口である「信州森林サービス産業推進ネットワーク」の運営とともに、ネットワークの参加者への各段階に応じた支援を通じて、地域での新たなビジネスの創業や自走化、人材の育成、利用者の裾野の拡大を進めてまいります。

地域住民による主体的な里山の整備や利活用の取組を、多くの県民や県外から訪れる皆様が気軽に活用できる「開かれた里山」の活動に発展させることも重要です。令和 6 年 12 月末で 25 地域が認定となり地域での活動の幅を広げております。県内外より参加者を集い、里山を活かしたイベントを行う地域や、地域課題である放置竹林の竹等を活かし、地域参加型の取り組みを進める地域などが活動を進めており、引き続き、より多くの皆様が森林に親しむことができるよう推進してまいります。

【県民の暮らしを守る森林づくり】

昨年のツキノワグマの里地への出没件数は、1 月末で 1,426 件、平年の 1.6 倍となりました。全県に出没注意報、5 地域に出没警報を発出し、県民の皆様に厳重な警戒を呼び掛けた結果、警報発出後の里地での人身被害の発生を防ぐことができました。一方、農林業被害は依然として高水準にあり、被害の軽減に向けた取り組みを加速化させる必要があります。特に市町村が取り組む誘引物除去や緩衝帯整備な

どの総合的なツキノワグマ対策への支援や、個体数を減少させる必要があるニホンジカの捕獲活動等への支援、捕獲技術者の技術向上などによる人材確保・育成に向けた講座の開催により、地域住民を含めた多くの関係者の皆様とともに対策を進めてまいります。

去年は、元日の能登半島地震に始まり、全国各地において短時間での激しい降雨による山地災害が頻発し、本県においても、県土の保全や森林の持つ公益的機能を発揮させることの重要性が再認識されています。このため、荒廃山地の復旧や森林整備と施設整備を一体的に実施する治山事業や土砂災害防止等の森林の多面的機能の維持・増進を図る造林事業を着実に進め、災害に強い森林づくりに取り組んでまいります。

地球温暖化の影響などもあり、標高 800m 以上の高標高森林において松くい虫による被害リスクが高まっています。松くい虫被害レベルマップを活用した効果的な防除対策を市町村と連携し実施してまいります。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシによる被害リスクの高いアカマツ林や広葉樹林を未然に伐採し、あわせて木材活用を進めることで、被害の拡大防止に努めてまいります。

以上、令和 7 年度当初予算案における主な施策について申し上げました。

事件案につきましては、「県営林道事業施行に伴う市町村の負担について」の 1 件、報告案件としましては「会場使用中の事故に係る損害賠償の専決処分報告」1 件でございます。

以上、林務部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

今回提出いたしました議案のうち、建設部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地震対策の更なる充実・強化を図るため策定された、長野県地震防災対策強化アクションプランでは、『地震災害死ゼロ』に挑戦」という高い目標を掲げ、予防、応急、復旧復興の各段階に応じた10のアクションが設定されています。建設部においても、住宅の耐震化など、県民の皆様にも自らの命を守るための取組をこの機会に進めていただくよう働きかけていくとともに、市町村等と協力して、災害に強い県土づくりに全力で取り組んでまいります。

令和3年度から始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、長野県はこれまで、幹線道路ネットワークの強化、流域治水対策、土砂災害対策、老朽化インフラの予防保全等の取組を進めてまいりました。これらの取組は、県民の安全・安心を守るための重要なステップであり、今後も継続して強化していく所存です。

また、人口減少下においても、地域を守る建設産業が維持できるよう、建設DXによる省人化・省力化・生産性向上に視点を置いて、施策を進めてまいります。

これらを踏まえた建設部関係の令和7年度当初予算案の総額は1,183億8,230万8千円であります。

令和6年度1月補正予算も合わせて切れ目なく執行し、事業効果の早期発現を

図るとともに、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた施策を展開してまいります。

以下、主な事業の概要につきまして、「しあわせ信州創造プラン 3.0」の柱に沿って申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

住宅等の省エネルギー化、グリーンインフラの推進などによる地球環境への貢献や、インフラ整備等による県土の強靱化・住宅の耐震化、インフラ老朽化対策、交通安全対策の推進による県民の生命や経済活動へのリスク軽減に取り組めます。

（持続可能な脱炭素社会の創出）

住宅分野における 2050 ゼロカーボンを実現するため、地域工務店等と協働して、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を生かした快適で健康な住まいづくりを推進しています。2023 年 11 月に策定した「長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ」では、国の計画より前倒して 2025 年度以降早期に、新築住宅について Z E H^{ゼ ッ チ}（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準に適合させることを、条例で義務化することとしており、昨年 9 月に学識経験者や法律・設計・施工・不動産の各専門家で構成する委員会を立ち上げ、検討をはじめめているところです。

また、2050 年の住宅ストック平均でのゼロカーボンを達成するためには、既存ストックの省エネ化が必須であることから、信州健康ゼロエネ住宅助成金について、部分的な Z E H 化リフォームに対しても補助ができるよう制度を拡充し、より省エネ性能が高い住宅への誘導を図ってまいります。併せて、まだ Z E H に対応できていない県内工務店の技術力向上を図るため、断熱施工のポイント等を解説し

た動画を作成し研修を実施することで、高断熱・高性能な住宅の普及を推進してまいります。

県営住宅については、向ヶ丘^{むかいがおか}団地において、茅野市と協働でZEH水準による建替工事に着手するほか、社^{やしろ}団地において、外壁や窓などの高断熱化を図るゼロエネ・リフォーム工事を引き続き行うなど、既設県営住宅の更なる省エネルギー化も進めてまいります。

「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、長野、松本、上田及び飯田の4市による「グリーンエリアビジョン」の実現に向け、まちなかの緑地整備や保全事業を実施することにより、多様な機能をもつ緑あふれる空間を創出してまいります。

（災害に強い県づくりの推進）

激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、災害に強いインフラ整備による県土の強靱化を推進してまいります。

流域治水対策としましては、気候変動等により試算されている降雨量や流量の増に伴う水災害の激甚化・頻発化による被害を最小限に抑えるため、堤防・護岸等の河川施設の整備による「流す」取組、県有施設への雨水貯留浸透施設の設置など雨水を貯留・浸透させる「留める」取組、住まい方の工夫に資する水害リスクマップの作成などによる「備える」取組を、「流域治水プロジェクト」や「長野県流域治水推進計画」に基づき、進めているところです。今後は、流域治水の取組を加速化・深化させるため、特定都市河川の指定を目指すとともに、県民に水害を自分事としていただくために、流域のあらゆる関係者が参加し協議する場を設け、具体的な取組内容を議論し、水害リスクや治水対策を認識してもらい、流

域治水の取組を推進してまいります。

土砂災害対策としましては、土石流や流木対策に加え、再度災害防止のための緊急対策や除石、流木捕捉施設の設置による既存堰堤の機能増進など、「流域を保全する土砂災害対策」を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等に立地する要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、砂防堰堤等の施設整備を計画的に進めてまいります。併せて、住民の実践的な避難行動につなげるため、土砂災害に関する豊富な知識を有する講師による防災教育や防災訓練における訓練計画の作成、訓練への助言等の支援を行ってまいります。

災害時における道路ネットワークの確保については、これまでも重点的に取り組んでまいりましたが、能登半島地震における道路の被災状況を踏まえ、災害直後から応急活動する緊急車両の通行を確保する緊急輸送道路を抜本的に見直し、併せて道路啓開計画の見直しを行ってまいります。

道路の防災・減災対策では、緊急輸送道路の法面对策について、要対策箇所の半数以上を令和7年度までに完了し、可能な限り早期に全ての対策を完了するよう事業の進捗を図ることで、緊急輸送道路の重点的整備と災害時における迂回機能強化を図ってまいります。

加えて、災害発生時の孤立解消や物流の確保のためには、速やかに道路啓開を行う必要があることから、災害時の道路の被害状況を迅速に把握するためのドローンの活用や、平常時から関係機関等と情報を共有するための災害情報共有システムの運用方法について検討を行ってまいります。

冬期交通の確保にあたっては、国、NEXCO等との連携強化に努め、大雪警報が発令されるなど同時通行止めの可能性があるときは、WEB会議等により道路及び降雪状況の情報共有を行いながら、相互で必要に応じた対応を行うことに

より、大雪時の安全で円滑な交通を確保してまいります。引き続き、堆雪帯の整備や融雪施設の更新などのハード整備を進めるほか、現在、44 工区で実施している J V（共同企業体）による除雪業務の更なる拡大を図るとともに、除雪機械を効果的に配備することにより、除雪業務の効率化も図ってまいります。

令和 6 年能登半島地震では多くの住宅が被害を受けたことで、耐震改修の重要性が再認識されました。旧耐震基準で建てられた住宅に住む方々の安全意識が高まっており、今年度における住宅の耐震診断の実施件数は昨年度比 1.7 倍の約 1,600 戸、除却を含む耐震改修の補助件数は昨年度比 1.7 倍の約 310 戸と、大きく増加しています。このまま途切れることなく住宅の耐震化を推進するため、資材高騰などの影響による工事費の上昇も踏まえて補助上限額を引き上げ、耐震改修補助の予算額を今年度比で倍増するとともに、コストを抑える工法の普及拡大を進め、住宅所有者の負担軽減を図ってまいります。さらに、継続して耐震改修の効果や必要性の情報発信を行い、住宅耐震化を着実に進めてまいります。

令和 5 年 5 月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」に基づき、本年 5 月、県全域を規制区域として指定・公示し、区域内で行われる盛土等の許認可事務を開始いたします。また、過去に実施された既存盛土の分布や安全性を把握するための調査に着手し、盛土の崩壊等による災害を未然に防ぐ取組を行ってまいります。

（社会的なインフラの維持・発展）

高度経済成長期以降に整備された多くの公共インフラの老朽化が進行しております。定期点検等により修繕等が必要とされた橋梁やトンネルなどのメンテナンスについては、新技術等を活用しながら、各施設の長寿命化計画に基づいた修

繕・更新を計画的・集中的に実施するとともに、ライフサイクルコストを縮減するため「事後保全型」から「予防保全型」へ早期の転換を図ってまいります。

また、交通量が多い市街地や主な観光地へのアクセス道路のうち、特に損傷が進んでいる約 170 キロメートルの区間について、「道路リフレッシュプラン」として集中的な修繕等を実施します。舗装の修繕のほか、歩行の支障となる除草や景観を悪化させる支障木の伐採、視認性が悪く安全な走行に支障をきたしている区画線の引き直しを行いながら、道路の適切な維持・管理に努めてまいります。

（県民生活の安全確保）

児童・生徒を交通事故から守るため、「通学路の安全確保に関する方針」に基づき通学路等の安全対策を進めており、昨年度までに、暫定的な対策を含め全箇所
の安全対策を完了しました。今後は、用地買収等を伴う歩道等の整備が必要な箇所について引き続き事業の進捗を図り、可能な限り早期の対策完了を目指してまいります。

【創造的で強靱な産業の発展を支援する】

地域の安全・安心を支える建設産業が、将来にわたって持続的に発展していくため、次世代を担う人材の確保・育成、生産性向上と労働環境の改善に取り組めます。

（地域の建設業等における担い手の確保の推進）

人材の確保については、産・学・官が連携して取り組んでいるところですが、今年度から取組を強化し、従来の就労促進事業や職場体験学習などの取組に加え、

現場見学会や企業との交流会など、小学生から大学生までの将来の担い手となるあらゆる世代に対し、建設産業の魅力と役割を伝え、入職を促す取組を広く展開してきました。令和7年度は、地域の方と地域の建設産業の交流機会を拡大するためのイベント等も強化し、さらに取組を拡大してまいります。

（建設産業の振興）

担い手確保と併せて、建設産業の省人化・省力化・生産性向上及び労働環境の改善にも取り組みます。

国土交通省のデータによると、ICTを活用した工事では、平均で約2割の作業時間短縮効果が確認されており、建設DXは、建設産業の振興に不可欠です。

建設工事におけるICTを活用した遠隔地からのリアルタイム現場確認や、AIやドローンを活用した道路・河川パトロールなどにより、業務の効率化を図るとともに、建設関連企業に加えて県・市町村といった発注者も対象とした建設DXやBIM／CIMの講習会による人材の育成を強化し、建設DXを推進してまいります。

また、実際の現場で働く女性や若手の技術者の意見を踏まえた、清潔で広く快適なトイレや、広い休憩室を設置するモデル工事の実施を継続し、広く全ての現場への展開を目指してまいります。

さらに、市町村と連携しながら、施工時期等の平準化、週休2日工事の実施、入札関連手続の集約化等により、入札契約制度の適正化にも取り組んでまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

快適で活力のあるまちづくりのため、「地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進」、「地域活力の維持・発展」、「本州中央部広域交流圏の形成」、「移住・交流・多様なかかわりの展開」、「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」及び『信州やまなみ国スポ・全障スポ』の開催を契機としたスポーツ振興の推進」の6点に取り組めます。

（地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進）

歩きやすい歩道の整備や公共空間の利活用などにより、まちなかの賑わいづくりを推進するため、歩きやすいまちづくり実証事業（信州まち・あい空間事業）によって、社会実験に取り組む市町村の滞在性や回遊性の検証を行うなど、市町村と連携した具体的な取組を行いながら、快適で魅力ある空間づくりを進めてまいります。

景観行政を取り巻く状況変化に対応し、広域的な観点から守るべき景観の保全・育成を推進するため、引き続き、「長野県景観育成計画」改定に向けた取組を進めます。景観行政団体に移行した市町村も含めた全県共有の広域的な指針となる「長野県景観育成ビジョン（仮称）」の策定、重点的に景観誘導を行う「景観育成重点地域」の指定、広域的な眺望景観を保全する仕組みの検討などにより、信州らしい美しい景観育成を推進してまいります。

松本平広域公園の魅力向上を図るため、魅力向上アドバイザーとして委嘱した園庭整備の専門家から助言をいただきながら、指定管理者や地元住民等とも連携し、引き続き、「年間を通じて楽しめる公園」とするための植栽管理や園庭整備を進めてまいります。

(地域活力の維持・発展)

「信州地域デザインセンター」を通じ、しなの鉄道線沿線地域をはじめとした市町村の広域連携や、官民が連携したまちづくりを支援し、持続可能で居心地の良い空間を創出するとともに、快適で賑わいのあるまちづくりを進めてまいります。

(本州中央部広域交流圏の形成)

高規格道路につきましては、県内3路線で国による整備が進められており、県といたしましても整備促進に向けて積極的に連携・協力してまいります。

このうち、「中部横断自動車道」につきましては、唯一の未整備区間となっている^{ながさか}長坂から^{やちほ}八千穂間について、長野・山梨両県が環境影響評価と都市計画決定の手続を進めているところであり、引き続き、国や山梨県、関係市町村と連携し、早期事業化に向けて地域の合意形成を図ってまいります。

「三遠南信自動車道」につきましては、「^{いいだか}飯橋道路」3工区の橋梁工事や「^{あおくずれとうげ}青崩峠道路」のトンネル工事が進められております。また、現道活用区間として県が整備する「^{こおろし}小嵐バイパス」につきましては、「^{あおくずれとうげ}青崩峠道路」のトンネル発生土を活用しながら工事を着実に進めてまいります。

「中部縦貫自動車道」につきましては、「松本波田道路」の用地取得や新村地区における橋梁工事が進められております。また、先線の波田から^{なかのゆ}中ノ湯間につきましては、引き続き、国を中心に松本市と連携し、計画段階評価の着手に向けて取り組んでまいります。

県では、「松本糸魚川連絡道路」の「安曇野道路」について、早期の工事着手に

向けて引き続き調査・設計を進めてまいります。また、大町市街地区間においては、昨年1月に最適ルート帯を決定したところであり、引き続き地域の皆様へ丁寧な説明を心がけながら、計画の推進を図ってまいります。

「伊那木曾連絡道路」の「姥神峠^{うばがみとうげ}道路延伸工区」につきましては、昨年度工事に着手しており、早期完成をめざし事業を推進してまいります。

リニア関連道路の整備につきましては、長野県駅と中央自動車道を直結する「座光寺上郷^{ざこうじかみさと}道路」や国道153号の「飯田北改良」などの整備を進めるほか、権限代行として事業中の国道153号「伊駒^{いこま}アルプスロード」の調査・設計及び用地補償について国と連携して行うなど、リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及できるよう着実な事業の進捗を図ってまいります。

戦略的かつ実践的な土地利用を目指す「リニア駅近郊グランドデザイン」については、地域特性を踏まえた開発適地の抽出・選定や実現手法の整理を行っており、引き続き、部局連携によるプロジェクトチームを立ち上げ、まちづくりの主体たる市町村を、広域的な観点から積極的に支援してまいります。

（移住・交流・多様なかかわりの展開）

今後5～10年後に団塊の世代が平均寿命を迎えることから、近い将来空き家になる可能性の高い住宅について、金融や相続など多面的な視点から課題やニーズを抽出し、金融機関や関係団体と連携しながら、良質な住宅を空き家にならずに市場に流通させる仕組みの検討を行います。良質な中古住宅の流通促進により、移住・交流の活性化にも寄与してまいります。

(世界水準の山岳高原観光地づくりの推進)

道路の無電柱化につきましては、「長野県無電柱化推進計画」に基づき、上田市や白馬村など6箇所において事業を実施しております。引き続き計画的な事業の進捗を図り、安全で快適な通行空間はもとより、魅力ある良好な景観形成や観光振興にも資するよう取り組んでまいります。

自転車を活用した観光地域づくりやサイクリストの安全確保を図るため、県内を1周する「^{ジャパン} ^{アルプス} ^{サイクリング} ^{ロード} Japan Alps Cycling Road」の整備を進めており、その一部である諏訪湖周サイクリングロードが昨年完成し、令和6年4月に開通記念式典を開催しました。引き続き関係部局や地域振興局と連携し、矢羽根型路面標示の設置など、快適で安全な自転車通行空間の整備を進めてまいります。

道の駅については、リニューアルを必要とする18駅中16駅のトイレリニューアルを完了していることから、残る2駅のトイレの洋式化やバリアフリー化への改修を進めてまいります。

(「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進)

令和10年に開催予定の「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開閉会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場について、国に対し必要な予算の確保を強く求めながら、令和8年度中には利用できるよう着実に整備を進めてまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

関係団体との連携による居住支援や、子育て世帯に配慮した県営住宅の改修などにより、子育て世帯や若者が住みやすい環境を確保します。

(子どもや若者の幸福追求を最大限支援する)

住宅セーフティーネットの中心的な役割を担う県営住宅において、子育て世帯の優先入居を引き続き実施するとともに、老朽化した中高層住宅を子育て世帯やひとり親が使いやすい「現代のライフスタイル」にあわせた住まいにリノベーションするなど、子育てしやすい住戸環境を整えることにより、若者の子育てを支援してまいります。

以上、しあわせ信州創造プラン 3.0 の柱に沿った事業について申し上げました。

【信州未来共創戦略】

昨年 12 月、県民会議「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」において、2050 年を見据えた長期的ビジョンを持ち、少子化や人口減少などの課題に対応するための「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」が策定されました。行政と県民が一体となって創り上げた本戦略に則り、建設部としても施策を展開していく所存です。

以下、取組の方向性に沿って申し上げます。

(安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～)

人口減少下においては、都市機能や社会インフラ等の最適化、激甚化・頻発化する災害リスクの回避、交通ネットワークの構築などの視点を持ち、将来の県土を考えていく必要があります。また、昨年度の人口減少に係る県民との意見交換

においては、楽しいまちや便利な交通について、強い要請もいただきました。安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザインの策定に向け、県民との議論を開始します。

このほか、信州未来共創戦略では、「信州の強みを活かした移住・関係人口の増加～暮らし、つながる仲間を増やそう～」や「多様な人材の労働参加と省力化投資を進めよう」といった取組の方向性が示されています。建設部においては、先ほど述べた空き家等の市場流通促進事業、建設産業の次世代を担う人づくり推進事業、建設DX推進事業等が関係しており、県庁全部局と連携して施策を展開していきます。

以上、信州未来共創戦略の取組の方向性に沿った事業について申し上げました。

【地域の課題を「連携」と「協働」で解決】

まちづくりや観光振興など地域課題解決に向け、地域戦略推進型公共事業では、諏訪地域、安曇野や北アルプス地域、北信地域などで活発化しているサイクルツーリズム支援として、イメージアップや安全性確保につながる路面標示と舗装の段差解消、懐古園や善光寺周辺などの観光客の動線となる歩道整備など、地域の多様な主体と連携・協働したインフラ整備を引き続き推進してまいります。

【債務負担行為の設定ほか】

令和7年度当初予算案に係る債務負担行為は、建設工事の複数年度にわたる契約に要するものなど、808億6,446万6千円を設定いたしました。

事件案は、「主要地方道大町明科線道路改築工事（安曇野道路）委託契約の締結について」など 11 件であります。

専決処分報告は、「交通事故に係る損害賠償の専決処分報告」など 3 件であります。

以上、建設部関係の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

発言通告者一覧表（代表質問・質疑）

＝ 7 ・ 2 定例会 ＝

- | | | | |
|---|---------|-------------------------------|----------|
| 1 | 風 間 辰 一 | 自由民主党県議団代表
(議席番号・54番) | 県政一般について |
| 2 | 高 島 陽 子 | 改 革 信 州 代 表
(議席番号・33番) | 県政一般について |
| 3 | 百 瀬 智 之 | 新 政 策 議 員 団 代 表
(議席番号・26番) | 県政一般について |

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 7・2 定例会 ＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	加 藤 康 治	(公明党・14)	16分	県政一般について
2	山 口 典 久	(共産党・23)	19分	県政一般について
3	望 月 義 寿	(改革信・22)	18分	県政一般について
4	宮 本 衡 司	(自民党・52)	21分	県政一般について
5	小 山 仁 志	(新政団・27)	12分	県政一般について
6	小 池 清	(自民党・51)	15分	県政一般について
7	林 和 明	(改革信・3)	15分	県政一般について
8	丸 山 寿 子	(改革信・11)	14分	県政一般について
9	花 岡 賢 一	(改革信・21)	15分	県政一般について
10	藤 岡 義 英	(共産党・24)	12分	県政一般について
11	川 上 信 彦	(公明党・25)	13分	県政一般について
12	清 水 正 康	(新政団・16)	13分	県政一般について
13	酒 井 茂	(自民党・41)	22分	県政一般について
14	中 川 博 司	(改革信・37)	14分	県政一般について
15	両 角 友 成	(共産党・38)	12分	県政一般について
16	和 田 明 子	(共産党・48)	12分	県政一般について
17	共 田 武 史	(自民党・32)	22分	県政一般について
18	寺 沢 功 希	(自民党・31)	22分	県政一般について
19	小 林 陽 子	(改革信・2)	15分	県政一般について
20	大 畑 俊 隆	(自民党・30)	21分	県政一般について
21	小 林 あ や	(新政団・15)	13分	県政一般について
22	丸 茂 岳 人	(自民党・20)	21分	県政一般について
23	奥 村 健 仁	(新政団・6)	12分	県政一般について
24	山 田 英 喜	(自民党・18)	21分	県政一般について
25	勝 山 秀 夫	(公明党・4)	13分	県政一般について
26	向 山 賢 悟	(自民党・17)	20分	県政一般について
27	早 川 大 地	(自民党・9)	20分	県政一般について
28	グレート無茶	(新政団・5)	13分	県政一般について
29	竹 村 直 子	(改革信・1)	14分	県政一般について
30	小 林 君 男	(無所属・12)	11分	県政一般について
31	垣 内 将 邦	(自民党・8)	20分	県政一般について
32	青 木 崇	(自民党・7)	20分	県政一般について
33	勝 野 智 行	(公明党・13)	13分	県政一般について
34	埋 橋 茂 人	(改革信・35)	15分	県政一般について
35	小 池 久 長	(新政団・40)	12分	県政一般について
36	佐 藤 千 枝	(改革信・10)	15分	県政一般について

危機管理建設委員会審査報告書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費の一部

第 4 項 市町村振興費の一部

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 1 項 土木管理費

第 2 項 道路橋梁費

第 3 項 河川費

第 4 項 砂防費

第 5 項 都市計画費の一部

第 6 項 住宅費

第 7 項 中央新幹線建設費

第 8 項 直轄事業負担金

第 12 款 災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 3 項 県単土木施設災害復旧費

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 43 号 長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 44 号 長野県都市公園条例の一部を改正する条例案

第 59 号 長野県防災行政無線設備更新事業施行に伴う市町村等の負担について

第 60 号 主要地方道大町明科線道路改築工事（安曇野道路）委託契約の締結について

第 61 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 1 工区）変更請負契約の締結について

第 62 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）変更請負契約の締結について

第 63 号 一般国道158号道路改築工事（狸平）変更請負契約の締結について

第 64 号 一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）変更請負契約の締結について

第 65 号 枋平砂防えん堤建設工事変更請負契約の締結について

第 66 号 都市計画道路出川双葉線街路工事（出川から双葉工区）委託契約の締結について

第 67 号 松本平広域公園陸上競技場建築工事変更請負契約の締結について

第 68 号 道路事業施行に伴う市町村の負担について

第 69 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村の負担について

第 70 号 都市計画事業施行に伴う市町村の負担について

第 74 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 1 項 土木管理費

第 2 項 道路橋梁費

第 3 項 河川費

第 4 項 砂防費

第 5 項 都市計画費の一部

第 6 項 住宅費

第 8 項 直轄事業負担金

第 12 款 災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 3 項 県単土木施設災害復旧費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 86 号 防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 482号 一般国道418号岩倉橋周辺及び小枝地区の整備促進並びに平谷峠トンネル化の整備計画推進について
- 陳第 483号 一般県道大平山松葉線村中地区の拡幅改良整備促進について
- 陳第 488号 諏訪湖の水位上昇に伴う釜口水門操作規則等改正などの水害対策や環境対策及び天竜川水系における治水対策の推進について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 請第 5号 | 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について |
| 陳第 16号 | 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について |
| 陳第 18号 | 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について |
| 陳第 19号 | 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について |
| 陳第 221号 | 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について |
| 陳第 257号 | 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について |
| 陳第 258号 | 既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について |
| 陳第 259号 | 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について |
| 陳第 289号 | 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について |

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について

(8) 住宅及び建築行政について

(9) 災害対策について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費の一部

第 9 項 生活文化費の一部

第 10 項 外事費の一部

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 6 項 大学費

第 7 項 社会教育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 3 号 令和 7 年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算案

第 4 号 令和 7 年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算案

第 5 号 令和 7 年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算案

第 6 号 令和 7 年度長野県国民健康保険特別会計予算案

第 13 号 令和 7 年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算案

第 27 号 長野県美術品取得基金条例の一部を改正する条例案

第 28 号 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 29 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案

第 30 号 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案

第 31 号 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

第 32 号 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案

第 33 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 52 号 公立大学法人長野県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について

第 53 号 公立大学法人長野県立大学定款の変更について

第 54 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期計画の認可について

第 74 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 9 項 生活文化費

第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 6 項 大学費

第 7 項 社会教育費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 76 号 令和 6 年度長野県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

第 80 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 3 号）
案

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- | | |
|---------|--|
| 陳第 274号 | 母子生活支援施設の整備等に対する県の財政支援について |
| 陳第 484号 | 長野県立阿南病院の医師確保について |
| 陳第 489号 | 介護職員の実効性の高い処遇改善と訪問介護費の引き下げ見直し、介護報酬引き上げの再改定について |

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- | | |
|---------|--|
| 請第 9号 | 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について |
| 請第 11号 | 訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について |
| 陳第 5号 | 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について |
| 陳第 7号 | 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について |
| 陳第 37号 | 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて |
| 陳第 42号 | 埋蔵文化財（出土品）の保管について |
| 陳第 45号 | 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について |
| 陳第 54号 | 子ども医療費完全無料化について |
| 陳第 120号 | 不妊治療に関する支援の強化について |
| 陳第 122号 | 国民健康保険料（税）の軽減拡大について |
| 陳第 123号 | 長野県福祉医療費制度の拡大について |
| 陳第 232号 | 育休退園制度廃止を求めることについて |
| 陳第 239号 | 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について |
| 陳第 242号 | 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について |
| 陳第 244号 | 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について |
| 陳第 247号 | 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について |

陳第 248号	長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい 児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
陳第 278号	福祉医療給付事業窓口無料化の障がい者への拡大につい て
陳第 282号	障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
陳第 325号	高齢者等の交通弱者の移動支援について
陳第 410号	社会福祉制度の充実について
陳第 411号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児 童福祉制度等の充実について
陳第 450号	社会福祉制度の充実について
陳第 451号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児 童福祉制度等の充実について
陳第 478号	木曽郡の医療充実に向けての支援について
陳第 487号	上伊那地域への児童相談所の設置について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年 3 月 10 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 8 号 令和 7 年度長野県農業改良資金特別会計予算案

第 9 号 令和 7 年度長野県漁業改善資金特別会計予算案

第 10 号 令和 7 年度長野県県営林経営費特別会計予算案

第 11 号 令和 7 年度長野県林業改善資金特別会計予算案

第 40 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 41 号 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 42 号 国営竜西土地改良事業負担金等徴収条例案

第 55 号 県営土地改良事業施行に伴う市町村の負担について

第 56 号 国営土地改良事業の県負担金に対する市町村の負担について

第 57 号 県営農村地域防災減災事業福島地区排水機場改修工事請負契約の締結について

第 58 号 県営林道事業施行に伴う市町村の負担について

第 74 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

第 2 項 畜産業費

第 3 項 農地費の一部

第 4 項 林業費

第 5 項 水産業費

第 12 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産施設災害復旧費

第 2 項 公共土木施設災害復旧費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 78 号 令和 6 年度長野県県営林経営費特別会計補正予算（第 2 号）案

第 79 号 令和 6 年度長野県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）案

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 3 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 7 項 社会教育費の一部

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 12 号 令和 7 年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算案

第 14 号 令和 7 年度長野県流域下水道事業会計予算案

第 45 号 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

第 46 号 良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案

第 47 号 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 48 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 49 号 特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案

第 71 号 流域下水道建設事業施行に伴う市町村の負担について

第 72 号 長野県諏訪湖流域下水道の維持管理に要する費用の負担について

第 73 号 高等学校の統合について

第 74 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 7 款 農林水産業費

第 3 項 農地費の一部

第 9 款 土 木 費

第 5 項 都市計画費の一部

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 特別支援学校費

第 5 項 高等学校費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部
第 81 号 令和 6 年度長野県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）案

環境文教委員会陳情審査報告書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 234号 欠員対策のための教員配置事業におけるサポートに入る
教員の増員について
- 陳第 485号 山岳環境（高原を含む）の整備に対する財政的支援につ
いて

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年3月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- | | |
|---------|--|
| 陳第 21号 | 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて |
| 陳第 40号 | 代替講師不足への柔軟な対応について |
| 陳第 63号 | 専科教員の配置および教育体制の支援強化について |
| 陳第 64号 | 学校司書配置のための県費支援事業の創設について |
| 陳第 65号 | 運動部活動の地域移行に係る支援について |
| 陳第 66号 | 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について |
| 陳第 67号 | 学級編制に関することについて |
| 陳第 93号 | 木曽谷の教育振興について |
| 陳第 124号 | 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について |
| 陳第 125号 | 義務教育における教育環境の充実について |
| 陳第 127号 | 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて |
| 陳第 233号 | 登校支援に係る加配教員の配置拡充について |
| 陳第 235号 | 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について |
| 陳第 236号 | スクールソーシャルワーカーの拡充について |
| 陳第 291号 | 公立高校が魅力的で、特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて |
| 陳第 294号 | 大町市の学校再編について |
| 陳第 295号 | 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について |
| 陳第 296号 | 特別支援教育の充実について |
| 陳第 297号 | へき地手当支給率の改善について |

陳第 298号	臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
陳第 299号	定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
陳第 300号	部活動と小学校の課外活動について
陳第 301号	教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
陳第 303号	30人規模学級の継続について
陳第 304号	日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
陳第 305号	不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
陳第 306号	宿泊行事に関する人材確保について
陳第 307号	教育予算の確保について
陳第 308号	全国学力・学習状況調査等の扱いについて
陳第 309号	学校における感染症対策について
陳第 310号	学校自己評価制度について
陳第 311号	学校における働き方改革について
陳第 313号	教員の人事異動・任用について
陳第 314号	主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
陳第 315号	教職員の生活について
陳第 324号	小中学校給食費への財政支援について
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について
陳第 352号	特別支援教育の充実について
陳第 353号	教員業務支援員の配置について
陳第 354号	木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
陳第 355号	中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関わる保障の確保について
陳第 356号	木曽郡の魅力ある高校づくりについて
陳第 379号	小規模小学校、中学校への教育支援について
陳第 380号	消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について
陳第 381号	県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
陳第 403号	教育環境の整備について
陳第 443号	教育環境の整備について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 7 年 3 月 10 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 債務負担行為」中の一部

第 7 号 令和 7 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算案

第 15 号 令和 7 年度長野県電気事業会計予算案

第 16 号 令和 7 年度長野県水道事業会計予算案

第 34 号 技術専門校条例等の一部を改正する条例案

第 35 号 長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例案

第 36 号 長野県宿泊税条例案

第 37 号 長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例案

第 38 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

第 39 号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

第 74 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 8 項 保健体育費の一部

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 77 号 令和 6 年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1
号）案

第 82 号 令和 6 年度長野県電気事業会計補正予算（第 2 号）案

第 83 号 令和 6 年度長野県水道事業会計補正予算（第 2 号）案

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和 7 年 3 月 10 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4 号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 405号 公立社会教育施設の充実について

陳第 445号 公立社会教育施設の充実について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由 なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和7年3月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 7 年度長野県一般会計予算案中

第 1 条 歳入歳出予算中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費の一部

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費の一部

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 9 項 生活文化費の一部

第10項 外事費の一部

第11項 人事委員会費

第12項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 15 款 予 備 費

第 2 条 債務負担行為中の一部

第 3 条 地 方 債

第 4 条 一時借入金

第 5 条 歳出予算の流用

第 2 号 令和 7 年度長野県公債費特別会計予算案

第 17 号 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案

第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第 19 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第 20 号 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

第 21 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案

第 22 号 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 23 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案

- 第 24 号 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案
第 25 号 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
第 26 号 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第 50 号 化学消防車の購入について
第 51 号 包括外部監査契約の締結について
第 74 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 6 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 1 款 議 会 費

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 3 項 徴税費

第 4 項 市町村振興費

第 5 項 選挙費

第 8 項 統計調査費

第 10 項 外事費

第 11 項 人事委員会費

第 12 項 監査委員費

第 10 款 警 察 費

第 11 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費の一部

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 3 条 地方債の補正

- 第 75 号 令和 6 年度長野県公債費特別会計補正予算（第 1 号）案

- 第 84 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和7年3月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 486号 持続可能な地域公共交通への支援について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和7年3月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について
- 陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について
- 陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について
- 陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について
- 陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について
- 陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員会調査中間報告書

令和 7 年 3 月 12 日

長野県議会議長

山 岸 喜 昭 様

長野県議会少子化・人口減少対策調査特別委員長

風 間 辰 一

中間報告の要求のありました次の事件の調査の概況は、下記のとおりです。

- 1 少子化の克服に関する事項
- 2 人口減少に対応した社会づくりに関する事項
- 3 上記に関連する事項

記

調査の概況

1 委員会の設置及び調査

(1) 委員会の設置

2001 年に過去最高の 222 万 208 人を記録した本県の人口は、以降、減少傾向を続け、2024 年 2 月には約半世紀ぶりに推定で 200 万人を割り込んだことが分かった。今後、人口減少が加速度的に進むことが予想される中、少子化及び人口減少への対策は、本県の将来にとって最も重要な課題となっている。

こうした中、執行部は、人口減少の抑制対策や人口減少に対応した社会づくりについて、市町村や地域の様々な関係者と連携して議論するための検討会議を設置することとしたため、長野県議会においても、国の動向も踏まえつつ県の取組状況を調査し、少子化・人口減少対策に係る提言を行うため、特別委員会を設置することとした。

こうして、令和 5 年 6 月 30 日に「長野県議会少子化・人口減少対策調査

特別委員会設置に関する決議」により、本委員会が設置され、次の事項が付託された。

- 1 少子化の克服に関する事項
- 2 人口減少に対応した社会づくりに関する事項
- 3 上記に関連する事項

なお、本委員会の構成は次のとおりである。

委員長	風間 辰一
副委員長	小林 東一郎
委員	共田 武史 寺沢 功希 竹内 正美 丸茂 岳人 山田 英喜 清水 純子 小山 仁志 竹村 直子 花岡 賢一 和田 明子

(2) 調査の方法

本委員会は、執行部における「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」(以下、「人口戦略」という。)の策定過程について調査を行った。

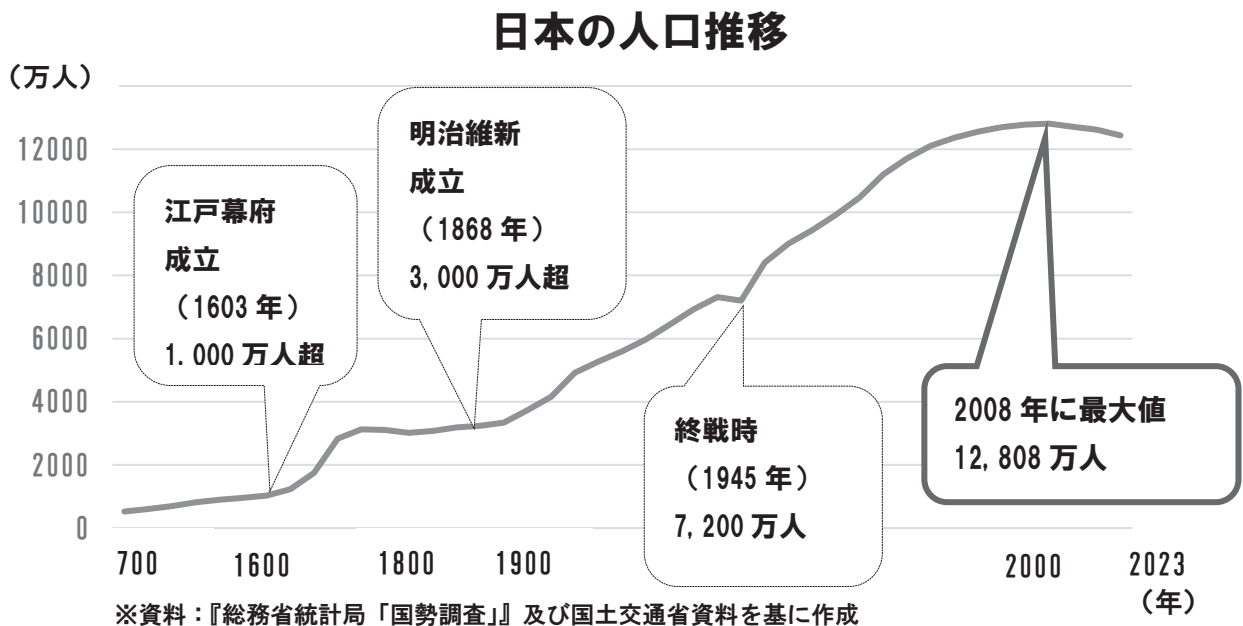
調査の過程において、執行部における人口戦略の策定過程においては、執行部における検討の進展に合わせて委員会を開催し、提出された取組案の内容や効果を問いただすとともに、検討手法にも踏み込んで、その都度意見した。また、人口戦略が決定される直前の令和 6 年 11 月定例会において、「少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議」をもって県の策定方針に対して意見表明を行った。

なお、長野県における人口減少の原因や課題について理解を深めるため、識者を招いた講演会の開催、先進事例の視察などを実施した。

2 長野県の少子化の現状

(1) 人口の推移

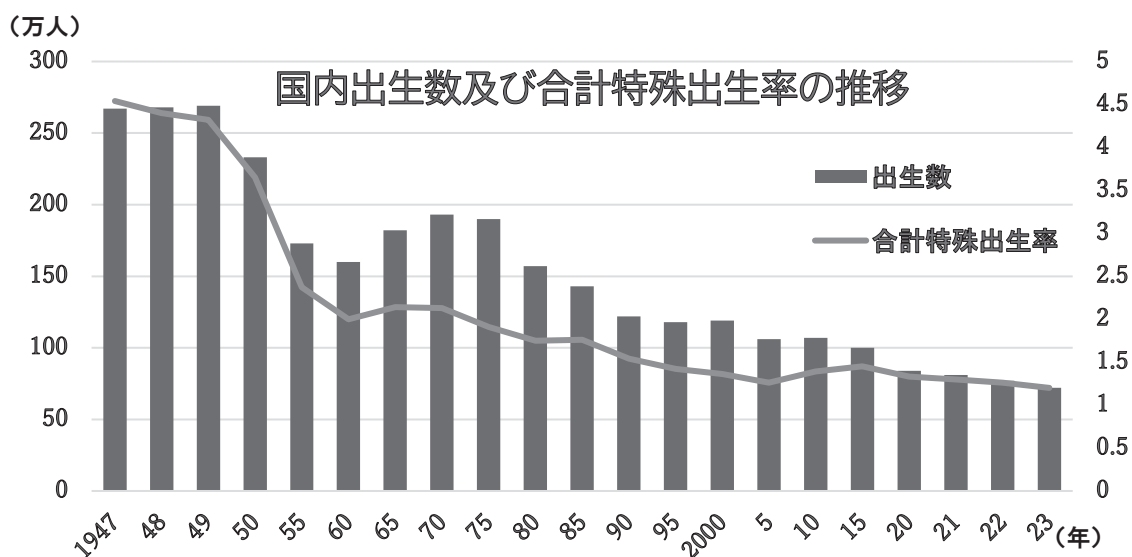
はじめに、日本の人口推移（下図）を概観すると、人口は一貫して右肩上がりに増加したのではなく、急激に増えた時期があることが分かる。人口が急増した原因としては、経済成長による所得向上、食料の安定的な確保、国力増強を求める政府の政策などが挙げられる。



江戸時代に農民人口が急増して全体を押し上げ、明治時代以降は、農業生産力の増大及び工業化による経済発展に伴って国民の所得水準が向上して生活が安定したことで、人口が急激に増加した。太平洋戦争により一時的に減少したものの、戦後は2回のベビーブーム及び医療技術の発展により、安定的に増え続けた。第1次ベビーブーム（1947年～1949年）には、年間260万人台の出生があり、第2次ベビーブーム（1971年～1974年）には年間200万人台を記録した。1967年に1億人を突破すると2008年には1億2,808万人のピークに達した。以降、減少傾向が続いて2016年には100万人を割り込み、2023年には年間出生数が72万7,288人まで減少した。

本県の人口の推移を概観すると、2001年の221.5万人をピークに減少に転じており、2024年2月には199.9万人と半世紀ぶりに200万人を割り込んだ。年間出生数は、1974年の34,152人以降、ほぼ一貫して減少を続け、2023年には11,125人まで減少した。

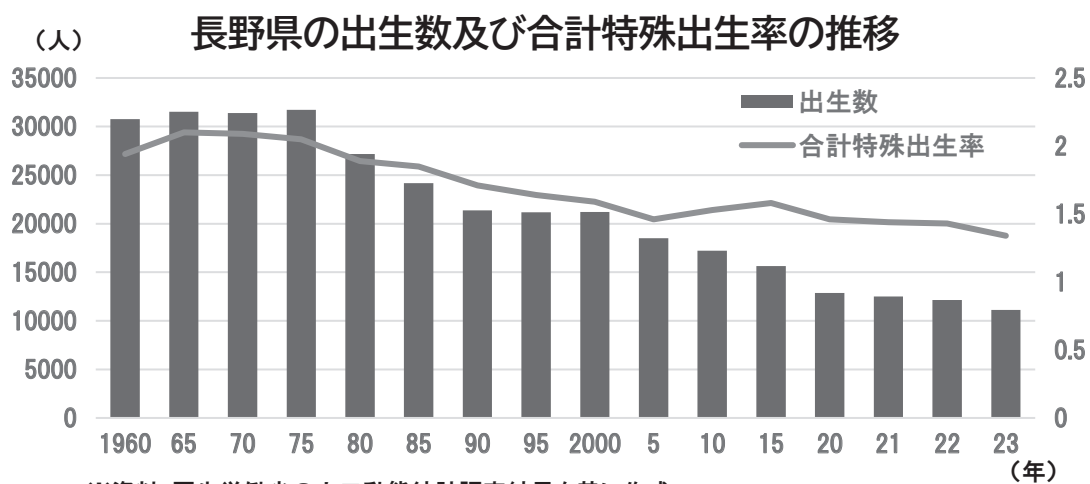
次に、日本の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）を見る。第1次ベビーブームが終わると、急速に低下し、1957年に2.04まで落ち込み、1973年に始まった第1次オイルショックによる経済的混乱などの影響により1975年以降、一貫して2.0を下回る水準が続いている。特に1989年に1.57まで低下すると、^{ひのえうま}丙午（この年に生まれた女性は氣性が激しく、夫の命を縮めるという迷信の影響で、出産を控える



※資料:厚生労働省の人口動態統計調査結果を基に作成

女性が多かったとされる) に当たる 1966 年の 1.58 を下回ったことから、「1.57 ショック」として大きく報じられた。少子化傾向の現実を突きつけられた政府が、対策に腰を上げる契機になった事案と言われている。以降、基本的に減少傾向は変わらず、直近の 2023 年は全体で 1.20 まで落ち込み、東京都に限れば 1.0 を下回る結果となった。

同年の長野県の合計特殊出生率は全国平均を上回るものの、4 年連続の減少で 1.34 と過去最低を記録した。



※資料:厚生労働省の人口動態統計調査結果を基に作成

日本の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和 5 年度の推計によると、2056 年に 9,965 万人と 1 億人を割り込み、2088 年には終戦時の人口に相当する 7,200 万人まで減少すると見込まれている。

戦後 60 年間に急激に増加した人口は、2008 年のピークを境に、80 年かけて戦争直後の人口まで減少することが見込まれる。なお、近年の長寿命

化で死亡者数が抑えられているので、人口減少のペースは緩やかに推移しているが、このまま出生数の減少が続き、団塊の世代が大量に亡くなると、一気に人口減少が加速化することが見込まれる。

(2) 長野県のこれまでの取組

本委員会は、国の動向を踏まえた県の取組状況について調査する必要があるため、これまでの県の取組の概要をここで整理しておく。

なお、人口戦略の策定過程に対して多くの意見が出されたところであり、その詳細は第5章「長野県の少子化の課題」において、具体的に記載する。

ア 総合計画における位置付け

2001年をピークに人口減少が続いていた本県では、長野県中期総合計画（2008年度から2012年度まで）において、少子高齢化及び人口減少の加速による経済成長力及び地域活力の低下等に触れながら、「今後、人口減少は加速度的に進行していく」と将来を予測し、施策として「若年者等の就業支援」や「子どもや家族に関する意識の醸成」に取り組んだ。

続く総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」（2013年度から2017年まで）では、活動人口増加プロジェクトにおいて、「結婚しやすい環境づくり」として、未婚者の出会いの機会の拡大、若者の雇用の安定化などの文言が入った。また、「移住・交流推進施策の積極的な展開」として、社会増につなげる取組にも触れている。

次の総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」（2018年度から2022年度まで）では、まち・ひと・しごと創生法の「総合戦略」と位置付けた「信州創生戦略」の政策を継承した上で、人口減少社会への対応を重視して、重点目標の一つに合計特殊出生率を2016年の1.59から2022年に1.76へ引き上げる目標等を掲げた。また、重点政策として、「つながり人口の拡大」や「女性が輝く社会づくり」のほか、「若者のライフデザインの希望実現」を掲げ、若い世代が結婚や子育ての希望を実現し、安心して子育てを楽しむことができるための施策を打ち出した。

現行の「しあわせ信州創造プラン3.0」（2023年度から2027年度まで）では、すべての政策の構築・推進に当たって共通して持つべき視点として、「女性・若者の希望を実現し、少子化を食い止め人口減少に対応する。」ことを掲げ、少子化・人口減少対策を前面に押し出している。

また、「新時代創造プロジェクト」中、「女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト」では、施策の実践例として多様な機会を通じて若者一人ひとりの生活や仕事、結婚などの悩みや不安に寄り添った相談・支

援の実施などを掲げた。

イ 個別戦略による展開

総合計画に基づき、少子化・人口減少問題を真正面から捉え、県及び市町村が共同で取り組む事業は、2015年度からの「長野県子育て支援戦略」が最初となる。以下、個別の戦略を具体的に取り上げる。

(ア) 「信州創生戦略」

(2015年度から2019年度まで)

※2018年から「しあわせ信州創造プラン2.0」に継承

「長野県子育て支援戦略」と並行して、人口減少対策として「地方創生戦略」を立てて、以下の取組をした。

a 自然減への歯止め

結婚・出産・子育てへの支援及び信州ならではの魅力ある子育て環境づくり

b 社会増への転換

(a) 多様な人材の定着

(b) 産業イノベーションを誘発する企業・研究人材の誘致

(c) 知の集積と教育の充実

・ 魅力ある高等教育の充実

・ 未来の信州を担う子どもたちの教育の充実

(イ) 「長野県子育て支援戦略」

(2015年度から2017年度まで)

県と市町村の協調による子育て支援の充実を図った。

a 子育てに伴う経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育料の負担を軽減するとともに、子ども医療費の助成対象を従来の小学校3年生から中学校3年生まで拡大

b 子育てと仕事との両立のため、企業における多様な働き方の導入を促進

c 子育ての孤立化防止のため、「信州母子保健推進センター」を設置

d 様々な困難を抱える子どもや家庭を支援する「子ども支援センター」を設置

(ウ)「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」

(2022年度から2024年度まで)

2022年3月に議員提案により「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」が制定され、同月に県と市町村が一体となって集中的に取り組む施策の方向性を「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」としてとりまとめた。知事、市長会長、町村会長の3者共同でプロジェクトの推進を宣言し、共に若者・子育て世代を応援するため、不妊治療に係る経済的負担の軽減や結婚に伴う住居費等への助成などの施策を推進していくこととした。

a 女性や若者が暮らしたくなる信州づくり

(a) 女性や若者の収入安定・所得向上、魅力ある職場環境づくり

従業員等の奨学金返還支援を行う企業等を支援

(b) 女性や若者の「暮らしたい」「戻りたい」気持ちを応援

東京圏等の対象地域から県内に移住して就業・創業する女性や若者の移住に係る経費を支援

※単身最大60万円、世帯最大100万円支給(子供1人当たり100万円加算 ※令和4年度までは30万円)

b 若者の出会いや結婚の希望の実現

(a) 多様な出会いの機会を創出

- ・ 県外の女性や若者向けに、県内外での出会いの機会を提供することにより「移住×結婚」を支援
- ・ 広域的な出会いの機会を創出するため、日常的に独身の異性と出会う機会が少ない業種間の交流を全県単位で支援
- ・ 「ながの結婚マッチングシステム」のPR強化と、利用できる公的結婚相談所等の拡大

(b) 若者の結婚新生活を応援

- ・ 結婚に伴う住居費等に対する助成を全市町村に拡大

※夫婦ともに29歳以下は上限60万円、39歳以下は上限30万円

c 子どもを生み、育てる世代の安心と幸せの実現

(a) 妊娠を希望する夫婦を応援

- ・ 「妊活検診」に係る一部経費を支援
- ・ 不妊・不育専門相談センターの相談体制を拡充
- ・ 不妊治療のうち、保険診療と併用可能な先進医療に関する本人負担分の2分の1(上限5万円)を助成

(b) 子育ての心理的不安感の解消

- ・ 妊娠から子育てまで切れ目なく相談から支援までを担う包括的支援体制を全県で構築

- (c) 子ども・子育ての安心を確保
 - ・子ども医療費の自己負担を軽減
 - ※県の行う市町村に対する補助を、通院について小学校就学前から小学校3年生までに拡充
- (d) 子育て家庭を社会で応援
 - ・保育所等における一時預かり機能等の強化
- (e) 子どもの「学びたい」を応援
 - ・電子図書館の構築・運営の開始
 - ・大学生向けに、新たな奨学金制度を創設
- (f) 社会全体で結婚、出産、子育てを応援する機運を醸成
 - ・結婚応援パスポートを創設し、利用可能な協賛店舗を拡大
 - ・結婚、出産、子育てに関する支援情報を誰もが分かり易く入手することができるポータルサイトを構築

(エ)「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト（改訂版）」

（2024年度から2026年度まで）

県と県内市町村が、若者・子育て世代の希望を実現するため、出会いや結婚、子育てまでライフステージに応じた支援の更なる充実に取り組むため、2024年3月に策定した。

- a 女性・若者が暮らしたくなる信州づくり
 - 女性・若者に選ばれる意識改革等の取組を推進
 - ・「共働き・共育て」を実現するため、男性従業員の育児休業取得を促進する企業等を支援
 - ・女性の「働きやすい」、「働きたい」を実現するため、「リーダーの会」の取組を加速化
- b 若者の出会いや結婚の希望の実現
 - 若者の新たな交流・出会いの輪を拡充
 - ・新たに「メタバース婚活」に取り組み、気軽にアクセスできる出会いの場を創出
 - ・若者が企画に参加したミーティングを県内外で開催し、新たな時代の若者交流を促進
- c 子どもを生み、育てる世代の安心と幸せの実現
 - (a) 子育て家庭の経済的負担の更なる軽減
 - ・0～2歳児の保育料について、多子世帯や低所得世帯の負担を更に軽減
 - ・未就学児を育てている家庭の経済的負担の軽減を、新たな交

付金で応援

- ・子ども医療費の自己負担軽減を全県一律に高校生まで拡大

(b) 保育士の働きやすい職場づくりに向けた取組を推進

- ・保育士の処遇向上や保育現場のICT化、市町村の共同による取組を推進

(c) 保育士の確保策を強化

- ・「保育士・保育所支援センター」を設置し、潜在保育士の復職支援等を強化
- ・新たに県外で働く保育士の移住を、県と市町村が連携して促進

(d) 子どもの“学びたい”を応援

- ・「信州型フリースクール」創設により、不登校児童生徒等の多様な学びの選択肢を確保
- ・多子世帯及び中間所得層世帯の私立高等学校の授業料減免を拡充

(e) 子どもや子育て家庭に優しい長野県を目指して、“こどもまんなか”の取組を推進

- ・「子育て家庭優待パスポート」の特典拡大キャンペーンの実施やデジタル化を推進
- ・こどもまんなかの取組の拡大に向けて「こどもまんなか応援サポーター宣言」を推奨

(オ) 「長野県子ども・若者支援総合計画」

(2018年度から2022年度まで)

2017年度末に計画期間が満了する4つの計画（長野県子育て支援戦略、ながの子ども・子育て応援総合計画、長野県次世代サポートプラン、長野県子どもの貧困対策推進計画）を一体化した、県として初めての子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた総合計画。

基本目標は、「子ども・若者の未来の応援」として、子どもを産み、育てやすい環境をつくるため、個別施策では、働き方改革、ワークライフバランスの推進、教育費の負担軽減、医療費、保育料等の負担軽減、結婚の支援などを展開した。

(カ) 「長野県子ども・若者支援総合計画」

(2023年度から2027年度まで)

基本方針

- a 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり
- b 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり
- c 健やかに成長、自立できる社会づくり

結婚支援の項目では、長野県婚活支援センターや市町村の公的結婚相談所を拠点として、県内の結婚支援体制の連携強化を図ること、日常的に独身の異性と出会う機会が少ない業種間の出会いを支援するため、グループ単位の交流促進や参加しやすいワークショップ等の開催等により広域的な出会いの機会を創出すること、県外の女性や若者に対して市町村と連携して県内外での出会いの機会を提供することにより「移住×婚活」を支援すること等としている。

県は、少子化及び人口減少の状況に対して、上述したように各種施策により、出生数及び人口の減少傾向の反転を試みてきた。しかし、そもそも結婚をして家族をつくり、子どもをつくる一連の行動は、行政が良し悪しを判断することではなく、あくまでも本人の意思に委ねられる。

国も県もその前提で動いているので、当初、積極的に結婚を促すことは避けていた感が否めず、既存の夫婦による多子出産に傾注していた。結果として、既存の夫婦が出産する子供の数は、「1.57ショック」以降、ほとんど変化していない。

国は2022年の出生数が、統計開始の1899年以降初めて80万人を切ったことに危機感を覚え、子ども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」を2023年12月に閣議決定し、2024年度から3年間の加速化プランを実施している。

本県においても市町村や地域の様々な関係者と連携して、少子化対策についてさらなる議論が必要となり、今後数十年にわたり人口減少が避けられないことから、人口減少を前提とした上で、社会・経済が成り立つための仕組みづくりを検討するため、県、市長会、経営者協会などを構成員とする「少子化・人口減少対策戦略検討会議」を2023年8月に立ち上げ、3回の検討会議を経て、2024年2月に少子化・人口減少対策戦略方針案を公表した。

同年には、幅広い県民の意見を反映させるため、6月から人口減少対策を進めるための県民会議準備会合を3回開催したほか、7月から8月にかけて10地域振興局で女性、若者からの声を聴き、5月から9月にかけて県内の短大及び4年制大学の学生と意見交換する「HOPE2050若者との県民対話-共に創ろう信州の未来を-」を4回開催して、幅広い声を拾い集めた上で、同年12月に人口戦略を決定した。

3 海外の少子化対策

本章では、海外諸国の少子化対策の中から、成功事例とされるフランス共和国（以下、「フランス」という。）及びスウェーデン王国（以下、「スウェーデン」という。）を、少子化対策が効果的に機能していないと言われる大韓民国（以下、「韓国」という。）を取り上げる。

（※日本円に換算する際の外国為替レートは 2025. 1. 6 時点）

【海外諸国のデータについて】

	日 本	フランス	スウェーデン	韓 国
面 積 (平方 km)	約 37 万 8, 000	約 54 万 9, 134	約 45 万	約 10 万
人 口 (万人)	約 1 億 2, 488 (2024 年)	約 6, 804 (2023 年)	約 1, 052 (2022 年)	約 5, 156 (2023 年)
GDP (億ドル)	4 兆 2, 129 (2022 年)	2 兆 7, 840 (2022 年)	5, 859 (2022 年)	1 兆 6, 643 (2022 年)
1 人当たり GDP (ドル)	3 万 4, 064 (2022 年)	4 万 2, 409 (2022 年)	5 万 5, 689 (2022 年)	—
合計特殊 出 生 率 (2023 年)	1. 20	1. 68	1. 45	0. 72

※資料:外務省、総務省、厚生労働省、内閣府及びジェトロHP掲載データを基に作成)

(1) フランス

子育ては社会全体で負担するとの考え方が国民に浸透しており、出生率 1. 68 (2023 年) は先進国の中でも高い。19 世紀後半に少子化対策に取り組み始めた当初は、専業主婦向けの手当、家族の扶養手当などで出産を促してきたが、戦後の経済成長の進展に伴い女性の社会進出が進み、共働きが主流になると、仕事と育児の両立を図る施策を重点的に実施。手厚い扶養手当に加え、3 歳から全員が通える保育所を整備し、自治体公認のベビーシッターを多数確保した。公教育に係る経費は、ほぼ税金で賄われている。

ア 結婚形態(特徴)

国民の多くがカトリック教徒であり、宗教的な理由から離婚には法律上高い障壁が設けられている。1999 年に結婚に準じる PACS (連帯民事契約) が導入されると、結婚せずに PACS を選ぶ者が増えた結果、現在の婚外子比率は 5 割を超えている。PACS は片方の意思で婚姻が解消できることもあり、少子化対策にも一定の効果があったと言われている。

イ 女性の社会進出

戦後、女性の社会進出と歩調を合わせるように女性の大学進学が進み、高度経済成長期の 1966 年には妻が就業する際に夫の許可が不要になった

こともあり、1970年代には結婚後も女性が働くことが主流となった。その後、オイルショックにより経済成長が止まると、生活水準を維持するために、結婚後も女性が働き続けることが主流になった。

ウ 育児支援の歴史

第一次世界大戦により約130万人が戦死し、出産が減少したことから、少子化対策を国家的課題と認めて本格的に対策を講じた。1939年に人口問題高等委員会を設置して、出生率引上げのため物質的援助により出産を奨励する家族法典を制定した。

第二次世界大戦後、国力の回復には人口増が必要と考え、専業主婦優遇を指向していたが、女性の社会進出による生活スタイルの多様化が進み、1970年代に再び出生率が低下すると、夫が働き、妻が家事育児をする伝統的な家族への支援から、女性の多様な働き方を支援して、仕事及び家庭生活の両立支援をする方向に大きく転換した。1985年には第3子以降の出産優遇策を採用して多産を促すとともに、1990年代後半以降は、育児休業拡充などで共働きをしながらの育児を支援し、現在、先進国の中では高い出生率を維持している。

エ 現在の育児支援

手当の支給では、3歳までの子どもを扶養する世帯に基礎手当を支給するほか、20歳未満の子どもを扶養する世帯には、子どもの数と世帯収入に応じて手当が支給される。例えば、子ども2人の場合、最高で月額約150ユーロ（24,149円）が支給され、1人増えるごとに約190ユーロ（30,941円）追加される。

保育サービスでは、3歳から6歳までの全員が通えて給食の提供もある保育学校を全国に整備している。また、保育学校に入学するまでの期間には、公的機関が運営する地域の保育所、企業の保育所などの施設型に預けるほか、県の母子保健機関による認定を受けたベビーシッターである「保育ママ」と直接契約を結んで、保育ママの自宅又は保護者の自宅で面倒を見てもらうことができ、ベビーシッターを直接雇用する際には、国から補助金が支給される。

妊婦健診及び出産費用は無料であり、不妊治療に対する支援も充実している。2018年の保健省のデータでは、不妊治療を受けた件数は15万件に上り、不妊治療を経て生まれた子どもの数は約2万5000人と、出生数全体の約3%に当たるといふ。

オ 日本の施策と比較した特徴

初等教育から大学までの公教育は、ほぼ無料であり、美容、工業などの職業専門学校も公立校であれば学費はかからない。また、初等教育では低所得世帯を対象に、年1回約400ユーロ（67,707円）を支給する。

1990年代にフランス生活研究センターが家族政策について行ったアンケート調査によると、「家族に対する公的な援助が不可欠と考える」と回

答したフランス人は、子どもの有無に関わらず9割以上に達している。

フランスでは、子育てにかかる費用は社会全体でカバーすべきと考え、国の社会保障制度を維持・継続していくため、リスクを背負う親を社会全体で助けるのは当然と捉えているという。

(2) スウェーデン

1人当たりの国民所得が高く、社会保障制度は世界最高水準である。

政府が女性の労働市場参入を促進し、かつ、夫婦が望む数の子どもを持てるよう、「共働き・共育て」モデルを構築してきた点に特徴がある。日本の小中学校に当たる基礎学校から大学院までの公教育は無料で、育児休業は男女合計で480日間取得ができ、取得時期も生後間もない時期に限らないなど柔軟な制度設計で、共働きを支援する。また、婚姻関係を解消して子どもを引き取った親の負担を軽減するため、養育費の支払いが滞った場合は、国が費用を立て替えるなど、各種制度で安心して子どもを産める体制を整え、合計特殊出生率は1.45（2023年）とフランス同様に先進国の中では高い。

ア 家族政策の歴史

世界恐慌の影響を受けた1930年代、大量の失業者が発生し、合計特殊出生率は1934年に1.7弱と、当時の世界最低水準まで落ち込んだ。学者のミュルダール夫妻は、共著『人口問題の危機』（1934年）により、貧困及び住宅問題は少子化を招くと警告し、女性も働いて子どもを産み育てることができるように労働環境の整備が必要であると提言し、これを契機に、政府は1935年に人口問題審議会を設置し、子どもの福祉及び雇用の安定化を重要な政策課題に位置付け、1948年には、所得制限のない児童手当を導入した。

第2次世界大戦時に戦争に関与せず、特定の相手に加担しない中立政策により無傷の工場をフル稼働させることができたため、女性の社会進出が進むとともに保育の必要性が急増した。1980年代後半には、待機することなく保育所に通うことができるようになり、1985年には全ての子どもに就学前教育を受ける権利を保障する法案が成立し、託児に加えて教育を施す仕組みが整った。1995年には、全ての地方自治体が1歳以上の子どもに就学前学校又は家庭的保育のいずれかを用意することが義務付けられた。

教育環境の整備については、社会経済システムが複雑化した1960年代に教育関連施策に力を注ぎ、高等教育を受けた人材が求められる時代の到来を見越して教育の機会均等を目指し、学校の費用を無償化した。基本的に教育は社会の責任と考えており、国民が通う基礎学校、高校、大学いずれも授業料は無料で、基礎学校では文房具類も無料と徹底して学習環境を保障。高校生にも学校給食を用意するなど、高校も実質的に義務教育となっている。加えて妊娠・出産に伴う医療費を無料化し、出産手当を導入して、子どものいる家庭を対象とした住宅手当の導入など、多角的に施策を打った。

1970年代には、男女平等理念を家族政策の基軸に据え、夫婦合算方式から個人単位の課税に移行し、1974年には男性も支給対象とする育児休業中の給付制度を導入した。

イ 結婚から事実婚のサムボヘ

プロテスタント教国であるスウェーデンでは、前述したカトリック教国のフランスと異なり、法律上の離婚手続は簡素化されている。子どもの相続の権利については、1969年には相続法改正で非嫡出子にも父の相続権が承認され、1971年の同法改正で嫡出子と同等の相続分が認められた。さらに、1987年には同棲者に対して婚姻している夫婦同様の権利及び保護を与える同棲法（サムボ法）が制定され、現在、法律婚と事実婚の差はほとんどない。事実婚の割合は、現在では半数以上となっており、婚外子も同様に半数以上を占めている。

ウ 現在の育児支援策

妊娠・出産に関する費用は全て無料で、子育て世帯を支援する児童手当金、育児休暇手当金、看護休暇手当金、家族手当金などの制度は、無条件で全ての国民に適用され、社会全体で子育てを支えている。

児童手当は、16歳未満の子どもを扶養する親に対して、子ども1人当たり月額1,250クローネ（17,750円）が支給され、さらに第2子以降は、子の数が多いほど加算割合が増す制度となっており、多子の出産を促す仕組みとなっている。

育児休業制度は、男女合計で480日間の育児休業を取得できる上、父親の育児休業取得を促すため480日間のうち90日間は父親だけが取得できる「パパ・クォータ制度」を設けて、男性の育児参加を促す制度にしている。

未婚者が出産した場合、国は父親を特定し、養育費の支払いを義務付け、未払いがある場合は一定額の立替え払いを行う。また、父親が特定できない場合は、国が養育費の一定額を支給する。

こうした、高福祉サービスに対する負担に対し、国民も理解を示している。

(3) 韓国

1950年に始まった朝鮮戦争で、国富の相当部分を失い、当時の世界の最貧国に転落したが、戦後は西欧諸国及び日本の経済協力を受け、1997年のアジア通貨危機の発生まで「漢江の奇跡」と呼ばれる高度経済成長期を経験した。

文化面では、儒教文化の影響が強く、今なお意識面での家父長制が残るとされている。かつては、父親が家庭内で権力を持ち、家長として生活費を稼ぎ、母親が内職しながら育児・家事を担う家庭の在り方が一般的だった。現在は、夫に従属する立場になる結婚を意図的に忌避する若い女性が相当程度存在する。社会全体に閉塞感があり、一流企業に就職できない男性は、将来

を悲観して結婚できずにいるケースが多い。事態を重く見た国は、児童手当の支給、無償保育等の施策を実施して少子化対策に注力してきたが、2023年には過去最低の出生率 0.72 まで低下した。

ア 出生率の変遷

1970 年の合計特殊出生率は 4.53。当時、国は人口増加を抑制しなければ急速な経済成長は達成できないと考え、出産抑制を促す啓蒙活動に力を入れ、1984 年以降の 10 年間は 1.7 前後となった。しかし、過剰な出生抑制政策は経済成長の弊害となるため、出生率が 1.57 まで低下した 1996 年をもって人口抑制政策を終了した。

2005 年には少子化対策に政策を転換したが、2016 年から急落し、2018 年に 0.98 を記録して以降、現在まで一度も 1.0 を上回ることはない。急落の直接的な原因は、1990 年以降続いた結婚の減少と、2012 年以降に見られた既婚女性の出産数の低下が重なったことにある。

イ 女性の価値観の変化

1997 年のアジア通貨危機により、企業の規模を問わず倒産が相次ぎ多くの人が雇用を失う中、家長に生計を頼る家庭モデルが崩壊し、父親の権威が失墜したため、家父長制の在り方が一変した。

多くの女性は自分で稼ぐ必要を感じ、女性の社会進出と高学歴化が進んだ。韓国女性の高等教育の履修率は、経済協力開発機構(OECD) 38 か国中最も高く、高学歴化の進展に伴って、晩婚化も進んだ。

また、2000 年初頭からは、女性が家庭生活において男性に隷属する立場に置かれていることに反発し、堂々と男尊女卑の韓国社会の慣習を忌避して、非婚主義を主張する運動が一部の女性の間で始まった。

通貨危機が発生するまで、女性は結婚することが常識とされていたが、2019 年に韓国人口保健福祉協会が 20 代の男女 1,000 名を対象に結婚への意識を調査したところ、女性の約 6 割が「結婚の意思があまりない、または絶対にない」と回答し、男性も約 4 割が同様の回答となった。また、韓国統計庁が子どもを持つことに対する調査をした結果、2018 年には女性の約 54.6%、男性の 38.7%が「必要なし」と回答し、2022 年の調査でも、女性の 65%、男性の 43.3%が「必要なし」と回答した。

近年は、女性に対する差別意識も改善されつつあるが、依然として男尊女卑の慣習は残っていて、女性の生きづらさを代弁する小説が韓国で発表されて、当時、話題になったので、以下で紹介する。

2016 年発売の小説『82 年生まれ キム・ジョン』(チョ・ナムジュ著作)では、小さい頃から家庭及び社会で男尊女卑の差別を受け続けてきた 1982 年生まれの主人公が体験する韓国社会における女性の生きづらい状況が自然体で描かれており、国内外で翻訳出版されたほか、映画化もされて韓国では社会現象となった。

主人公ジョンは、学生時代、就職活動において男性を優先する差別的な扱いに苦しみながらも広告代理店に就職したが、社内でも男女差別は歴

然としており、出産を契機に明るい未来が見通せない会社を退社する。出産後のある日、子どもを連れて公園でコーヒーを飲んでいると、見知らぬ男性から、「いいご身分だよな」と心無い言葉を耳にして大きなショックを受ける。これまで男女差別に苦しみながら、神経を張り詰めるように生きてきた彼女は、最後には精神を病んでしまう。

ウ 若者の生きづらさ

先述のアジア通貨危機を契機に大学卒業者の約8割が安定した仕事に就くことができないといわれている。ベビーブーム世代と呼ばれる1991～1996年生まれの若者が大学を卒業し、労働市場は供給過剰とされている。全事業所に占める大企業の数も0.1%であり、日本の0.3%と比較して低い上、大企業と中小企業との待遇面の格差も日本以上に開いている。

一流大学を卒業しなければ大企業などの希望の職に就くことはほぼ不可能で、さらに、普通高校卒業者は勉強ができずに大学に入れなかった者とみなされ、処遇に差をつけられるため、受験戦争が熾烈化している。

なお、韓国の失業率は2022年で2.9%とOECD諸国の平均7.0%を大きく下回る好結果となっているが、失業率には、病気、家事、職探しを諦めるなど、就業能力があるのに働く意思のない「非労働力人口」が含まれないため、失業状態を正確に反映していない。同年の韓国の非労働力人口は1,067万人おり、仕事を探していない「休業者」の割合は全体の14.8%で、うち20代は15.2%を占めることから、20代の約24万人が休業者となっていることが分かる。

また、韓国では住宅を借りる際に保証金として数百万円から数千万円程度を納めることが一般的であり、こうしたことも関係して経済的理由で結婚できない大きな一因となっている。

韓国統計庁が2022年に実施した調査によると、青年（19～34歳）のうち「結婚に肯定的」と回答した者は36.4%で10年前の前回調査から20.1%下がった。また、「結婚後子どもは不要」と回答した者は53.5%で前回調査から7.1%上昇した。

未婚者が結婚できない理由として挙げたのは、男女ともに「金銭面の不安」が最多で、男性の40.9%、女性の26.4%に上る。2番目に多い項目は「結婚の必要性を感じていない」で、男性の13.3%、女性の23.7%が選んだ。

子どもを欲しがらない理由としては、養育に必要な費用が増加していることが大きな要因となっている。4年制私立大学の費用は約1,000万円とされ、入学前の塾代を含めると総額3億ウォン（3,300万円）必要とされる。

エ 現状の育児支援策

危機意識を強く持ち少子化対策に注力している。児童手当、育児休業手当など各種施策を実施している。

出産・不妊治療関係の費用を保険適用とし、一定規模以上の企業に保育所の設置を義務付け、保育を無償化。児童手当は、韓国国籍を持つ8歳未満の子供を扶養する世帯に対して、1人当たり10万ウォン（11,000円）を支給している。これとは別に0歳児から1歳児までを扶養する世帯に対し、毎月最大100万ウォン（110,000円。現金給付及び保育利用の合算）を支給するほか、新婚夫婦に賃貸住宅を供給している。

韓国では2005年に少子化及び高齢化問題に対応するために法律を制定し、5年ごとに基本計画を定めて事業を実施してきた。第1次から第3次までの15年間で280兆ウォン（30兆8,000億円）をかけて少子化対策を打ち出してきたが、顕著な成果はなかったとされている。

現在の第4次計画では、少子化をもたらす社会構造の変革の必要性が論じられ、出産奨励を目的にせず、社会構造の原因を解消することにより生活水準を向上させ、副次的に出産率の改善を目指すとしている。

(4) まとめ

欧州諸国には「少子化対策」という言葉はない。それは、生活しやすい社会の実現のため、母親、父親、家族、子供の各立場において、自らの権利を主張し、主体的に議論に「参加」して提案し、行政が実効性の確保を徹底して行ってきた結果であり、少子化への対策のためではない。このため国民のニーズと政策が合致しており、負担に理解があり満足度が高い。

フランス及びスウェーデンは、子供向けの手当及び両親が共稼ぎをしながら育児できる社会環境を整備したほか、両国ともに大学までの公教育の授業料がほぼ無料になっていて、子どもの将来が親の収入に左右されないように配慮している。また、子育てを個人の責任とせずに、社会全体で担っていく意識が共有されており、子供に優しい社会を実現している。

結果として、カップルは安心して子どもを産み育てることができるので、出生率も高い。

OECD加盟国の中で出生率が最も低い韓国は、若者の就職難、女性差別の慣習、高騰する住宅費、高額な教育費など、様々な要因が絡み合って、結婚数自体が減り、出生数も減っている。

4 長野県の少子化の原因

日本で合計特殊出生率が 1.57 まで低下した「1.57 ショック」を契機に、国が少子化対策に乗り出してから約 30 年が経過した。この間、一定の抑止効果は見られたものの、ここ数年は少子化傾向に拍車がかかっている。

要因として、国の対策が真の原因を捉え切れずに、根本的な課題解決ができなかったことが大きいと考える。

(1) 迫られる少子化対策

本文「2 長野県の少子化の現状」の項目で、本県及び国全体で少子化及び人口減少が起きていることを指摘したが、そもそも少子化及び人口減少は社会にとって悪影響を及ぼすのか考察する。

少子化及び人口減少のメリットを考えると、まず環境への負荷軽減が挙げられる。若年層の人口減少により、自動車によるガソリンの使用量及び電力消費量等が減少し、二酸化炭素排出量の削減は環境保護に寄与する。また、都市部の混雑及び交通渋滞の緩和、土地の需要減による地価の値下がり住宅を手に入れやすくなることなどが考えられる。さらに、子どもへの手厚い教育が可能になることも想定される。

本県からの依頼を受け、A I を活用して長野県の未来に関するシミュレーションを実施したこともある京都大学の広井良典教授は、株式会社リクルートの WEB ページ「『人口減少社会は希望だ』京都大学広井教授が考える、成熟社会に生きる私たちのこれから」のインタビュー記事で、人口減少を日本の高度経済成長が生んだ歪みを解消するチャンスだと指摘する。

具体的には、1960 年代に集団就職として地方の若者が東京へ移動したことは、都市集中型の社会を加速させ、高度経済成長を実現した反面、地方が過疎化して地域格差を起こしたと指摘する。広井教授が A I を活用して「2050 年の日本の持続可能性」をシミュレーションしところ、「社会を都市集中型か地方分散型のいずれに進めるか、それが日本の未来にとって最も本質的な分岐点になる」という結果になり、さらに、格差・健康・幸福度といった観点で見ると、地方分散型の方が望ましいという予測も出たという。

地方分散型が望ましいとする根拠として、東京の合計特殊出生率が他の道府県よりも圧倒的に低い事実を挙げ、東京への人口集中が中長期的には労働人口を減らして、GDP を引き下げる要因になることを指摘する。

次に、少子化及び人口減少のデメリットを考える。

各年齢層の人口が均等に減少すれば、世代間格差による社会生活への影響は深刻とならないが、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が急激に減少し、65 歳以上の非生産年齢人口が増加することが見込まれる中、以下のとおり多岐にわたって困難が生じることが想定される。

ア 担い手不足の深刻化

労働生産人口が減ることで、介護、保育をはじめ各業界において担い手不足が深刻化し、利用者の需要に応えられない状況が常態化するおそれ

イ 地域の経済力の低下

生産及び消費を担う人が減ることで、産業が縮小し、地域全体の経済力が落ち込むおそれ

ウ 国・地方の財政破綻のおそれ

高齢者の増により年金等の社会保障費が増加する一方、制度の担い手である労働生産人口が減ることで税収が減り、財政破綻に陥るおそれ

エ 行政サービスの低下

厳しい財政事情から公務員が減少し、公共施設の老朽化やサービスの低下により公共施設の利用提供ができないおそれ

オ 社会インフラ維持における困難

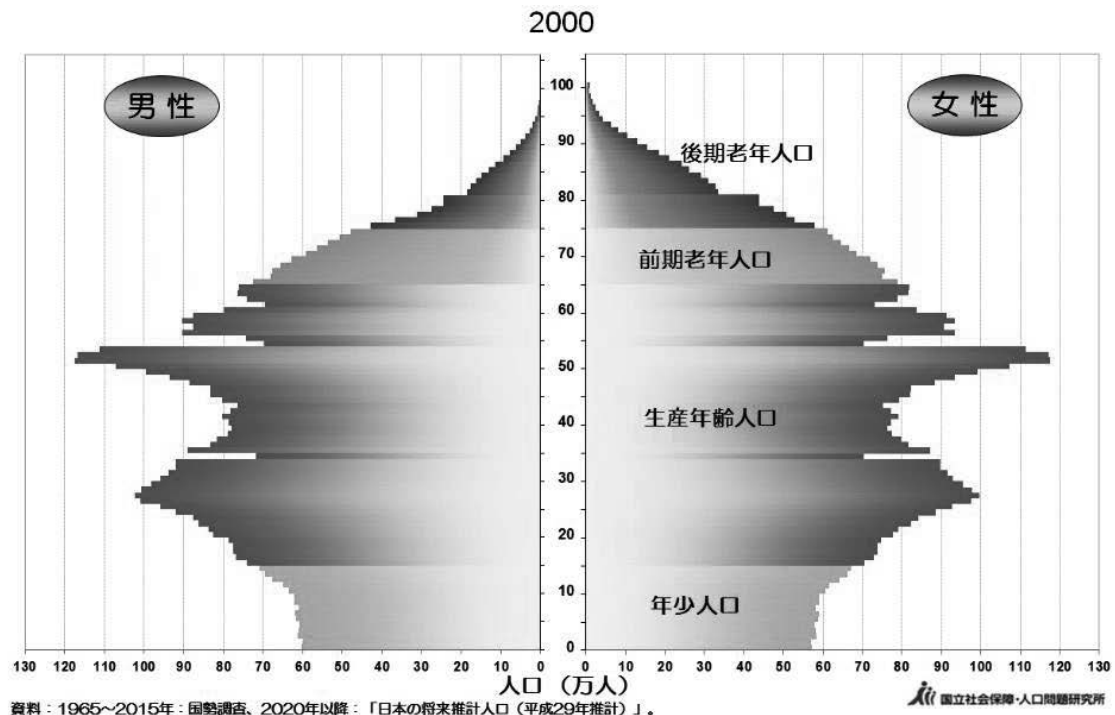
経済規模の縮小に伴い財政規模も縮小し、公共交通、医療、学校等が縮小、統合されることで、利用困難になるおそれ

カ 共同体存続の危機

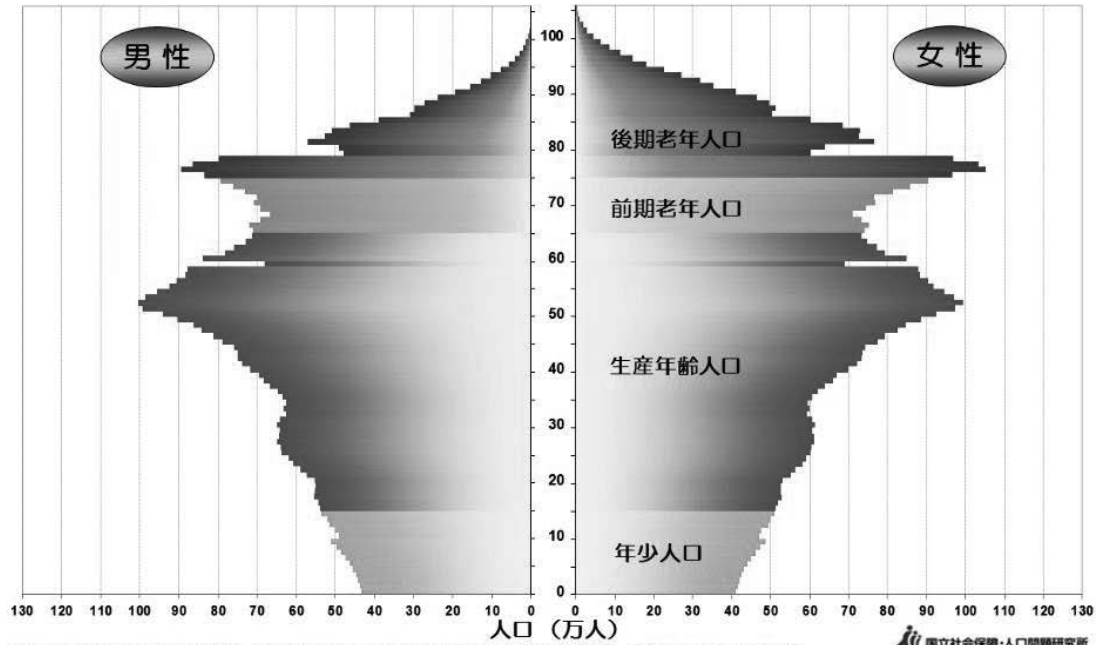
公共サービス、社会インフラの縮小により、住民が規模の大きい自治体に流出して、消防団などの住民自治をはじめ共同体としての運営が困難になり、果ては自治体が消滅するおそれ

(※以下の人口ピラミッドデータは、国立社会保障・人口問題研究所の Web サイトから引用

https://www.ipss.go.jp/site-ad/TopPageData/PopPyramid2017_J.html)



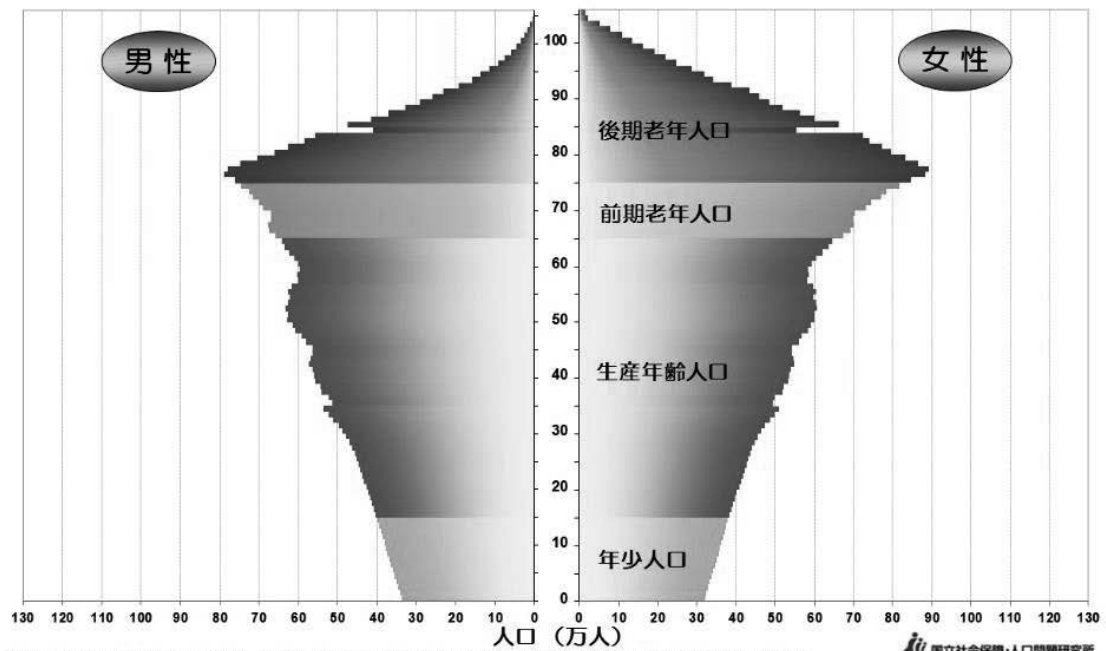
2025



資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

2050



資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）。

国立社会保障・人口問題研究所

こうした事項を列挙してみても、県民には現時点で少子化が進んだ未来の姿を想像することが難しく、また、現在の生活には何の問題もないので、将来、発生が予想される諸問題に対して危機意識を持つことが難しい。

第2回委員会において第1回少子化・人口減少対策戦略検討会議で講演した内閣官房参与の山崎史郎氏の資料が提示され、同氏は若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであると訴えている。その上で、同氏は出生率向上の特効薬がないことを前提に、所得・雇用対策、不妊治療、仕事及び育児の両立、子育て支援体制の整備など各種施策を総合的に組み合わせて実施する必要があると主張する。

委員からは、仕事及び育児の両立ができる環境整備には、企業の意識改革が重要であるとの指摘があったほか、国の少子化対策の支援策に上乘せして県独自の施策を打つことの提言がされた。また、移住を検討しながら実現に至らなかったケースについて、理由を徹底的に調査して移住を促す取組を求めたり、若者が結婚に前向きになれるだけの給与を支給したりできるよう、企業の稼ぐ力を支援する仕組みづくりについても言及があった。

また、国のこれまでの施策は子育て支援であり、少子化対策が効果を上げられなかったことを指摘し、国の施策が正しいかどうか検証を求める意見も出た。育休を増やせば子供が増えるとする因果関係は明確でなく、結婚する意思がありながら様々な理由で諦めざるを得なかった若者を支援する観点が欠けているとの指摘があった。

(2) 少子化の原因について

ア 地方で発生する男性余り

第8回委員会で、中央大学の山田昌弘教授（以下、「山田教授」という。）が講演した内容を中心に同氏の著書『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？結婚・出産が回避される本当の原因』（光文社新書）にも触れて記述する。

前述したとおり、日本で少子化問題が認識された1990年の「1.57ショック」から35年の年月が流れた。第1次ベビーブームの1949年には約270万人の出生を記録したが、2023年の出生数はピーク時に比べて約200万人減の約73万人まで落ち込み、合計特殊出生率が1.5以下の状況が30年以上続き、2023年は過去最低の1.20を記録した。

フランス及びスウェーデンのように結婚をしないカップルから多くの子供が生まれる国とは違い、出産は結婚していることを前提とする規範意識が強い日本では、未婚者が出産するケースは限定的であり、一般的に母子共に最も安全に妊娠・出産ができる時期とされる20歳から34歳までの女性の未婚率が高ければ、自ずと出生数の減少に直結する。日本の未婚率は増加傾向を続けており、50歳時に未婚である生涯未婚者の割合は、1950年には男性が1.45%、女性が1.35%とごく少数者に止まっていたが、

2020年には男性28.3%、女性17.8%と大幅に増加している。

また、一般的に結婚適齢期と言われる20歳から34歳までの未婚女性1人に対する未婚男性の比率を見ると、全国平均が1.15に対して、本県は1.27、東京は1.04となっており、東京に若年の女性が集まり、本県では女性よりも男性が多くなっている現状が分かる。

このことに関連して、企業の姿勢が少子化の動向に大きな影響を与えるとする講演資料を基に、当委員会で審議した経緯がある。

第3回委員会において、第2回少子化・人口減少対策戦略検討会議（主催：長野県）で株式会社ニッセイ基礎研究所の人口動態シニアリサーチャーの天野馨南子氏が講演した際の資料が提示された。長野県では女性が高齢に流出する「社会減」の値が、全国平均を大きく上回る状況であるとして、県内の20代では男性が女性を上回る男性余りとなっていて、男性の結婚が難しく、出生数も減少している現状を指摘。その背景として、長野県内の企業は女性管理職の割合が全国最低で、女性が社会で活躍しにくい環境にあるため、女性が県内就職を遠ざける一因になっていると指摘する。

イ 少子化対策が失敗した理由

少子化問題が認識された1990年から現在に至るまで、進行する少子化の状況に対して、国が適切な対策を取れなかった原因について、山田教授は、危機意識の不足及び少子化の原因の見誤りの2点を指摘する。

1点目の危機意識の不足については、1990年代は出生数が減らず、2010年までは減少が緩やかであったことから、「そのうち産むはず」といった甘い認識により、国が危機意識を持てなかったとしている。この時期は、人口規模が大きい団塊ジュニア世代が出産する年代に当たっていたため、女性1人当たりの出生数が減っても全体の出生数は減らず、問題が見過されたと指摘する。

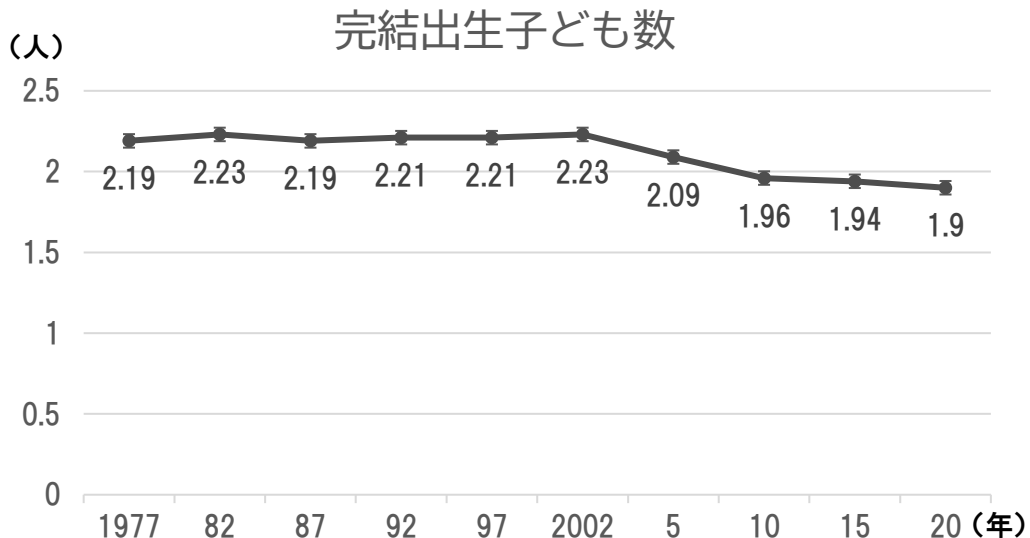
2点目の原因の見誤りについては、国の施策に言及しながら検証する。

1.57 ショックを経て、1992年の国民生活白書で「少子化時代の到来」と、初めて「少子」という言葉が公的に使われた。国は1995年から最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を実施し、2000年から「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を実施して、少子化対策を進めた。

こうした施策を検証すると、東京23区の出生数はほとんど減っていないことから、首都圏に住む正社員共働き世帯には一定の効果があつたといえる。一方、正社員の共働き世帯がほとんどいない多くの地方には、児童待機問題はほとんど関係がなかった。実際に正社員共働きの世帯は、ここ30年間ほとんど増えていないが、夫が正社員で妻がパートの世帯は着実に増えており、妻が育児休業の恩恵を受けられず、国の少子化対策の効果が薄かったことが見て取れる。

その上で、少子化が進行する直接の要因について、山田教授は結婚して

いない人の増加、いわゆる「非婚化」の進展にあると指摘する。国立社会保障・人口問題研究所が2021年に実施した「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」で、夫婦が出生する子どもの数を平均した「完結出生子ども数」のデータを確認すると、結婚している女性は、平均して概ね2人の子どもを産み育てており、この傾向はここ30年間ほぼ変化していない。一方、未婚率は男女共に着々と増えており、結婚及び出産が密接に関係している日本では、必然的に出生数の減少に直結することとなる。



※資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)のデータから作成。対象は結婚持続期間15～19年の初婚同士の夫婦(不詳を除く)。

未婚者が増えている理由を調査する中で、結婚したいと希望しても、家庭生活を営むだけの収入を確保できない不安から結婚に踏み切れない若者が増えていることが分かってきた。

山田教授は、日本の少子化対策が事実上、失敗に終わった理由について、国の政策担当者が未婚者の生の声を拾いきれなかったことを挙げている。具体的には、ヒアリング対象が首都圏在住で大卒の大企業の正社員及び公務員などの一部のキャリア女性に偏り、大多数を占める地方在住の大卒でない非正規社員や中小企業勤務の正社員の声を拾いきれていないとする。

文部科学省統計調査企画課の『文部統計要覧』データによると、2001年に18歳であった人の4年制大学進学率は、39.9%(男性46.9%、女性32.7%)で、2000年代に出産・育児期であった女性の約3分の2は4年制大学に進学していない。また、4年制大学を卒業した女性も、数年で離職し、非正規雇用に移行したケースが多く、若年の未婚女性の大半は非正規雇用になっている。このことから、日本全体の出生率を左右する大きな因子は、キャリア女性の動向ではなく、大半を占める地方在住で非正規雇用の非キャリア女性の動向であることが分かる。

山田教授は、これまで各種のアンケート及びインタビューで、家族及び

若者に関する調査を実施して、日本の未婚者が欧米のように一人暮らしでなく、親元で同居している実態を見出し、非正規雇用者を調査する中で、非正規雇用の男性が、結婚を諦める一方で、非正規雇用の女性は、収入の安定した男性との結婚願望が高いことを明らかにしている。さらに、結婚相手を探すために様々な努力をしている未婚者の活動、いわゆる「婚活」についても調査してきた。

大都市に住む4年制大学卒かつ大企業勤務の男性であれば、数多くの女性の中から相性の合う相手を選ぶことができるが、地方在住の非正規雇用の男性は、女性の独身者との出会いが少ない上に、結婚後の生活を考える女性からは選ばれにくい現状にあることが分かった。望んでいても結婚できない若者が増えることで、未婚率が上昇して合計特殊出生率が低迷し、さらにここ数年は急速に落ち込む結果となり、収入の格差が結婚の成否に直結している。

山田教授は、第2次ベビーブームの世代が出産・育児をする年代に、出生数が想定するほど伸びなかったことについて、人口学者の間でも「若者は独身を楽しみたいので結婚を遅らせているが、いずれ皆が結婚する」との考え方が主流で、「しようと思えば誰でも簡単にできる」と考えていた節があると指摘している。

当初、働きながら育児ができる環境整備に偏っていた国の少子化対策は、2002年に初めて、次世代の親を育むための施策を導入し、若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援などを盛り込み、2015年に結婚支援及び結婚・育児支援への社会的雰囲気醸成の文言が盛り込まれた。

非婚化の進行こそが少子化の大きな原因であるにも関わらず、若者への結婚支援が後回しになったことは、対策を進める上で大きな痛手となったことは否めない。

ウ 収入などの金銭面の要因

(ア) 夫に求める収入への意識

先に収入が低い男性が、結婚しづらい状況にあることを指摘した。

平成時代のバブル崩壊、リーマンショック等を経て、企業が社会環境の変化により人件費削減の必要性に迫られたこと、また、多様な働き方を求める労働者側の需要に対応して、派遣労働を始めとする多くの非正規労働者が生まれ、低収入の若者が増えることとなった。総務省の労働力調査によると、役員を除く雇用者のうち、非正規が占める比率が2023年の平均で4割程度に上り、労働者の中で大きな存在になっていることが分かる。厚生労働省が雇用形態別に調べた調査によると、令和2年の正規雇用労働者の平均年収が324.2万円(男性435.3万円、女性303.6万円)に対して、非正規雇用労働者の平均年収は214.8万円(男性266.7万円、女性200.6万円)と100万円以上の開きがある。将来的に収入を増やす見込みが薄いため結婚を諦める男性も多い。

未婚の男女が結婚相手に求める項目として、男女ともに人柄などの

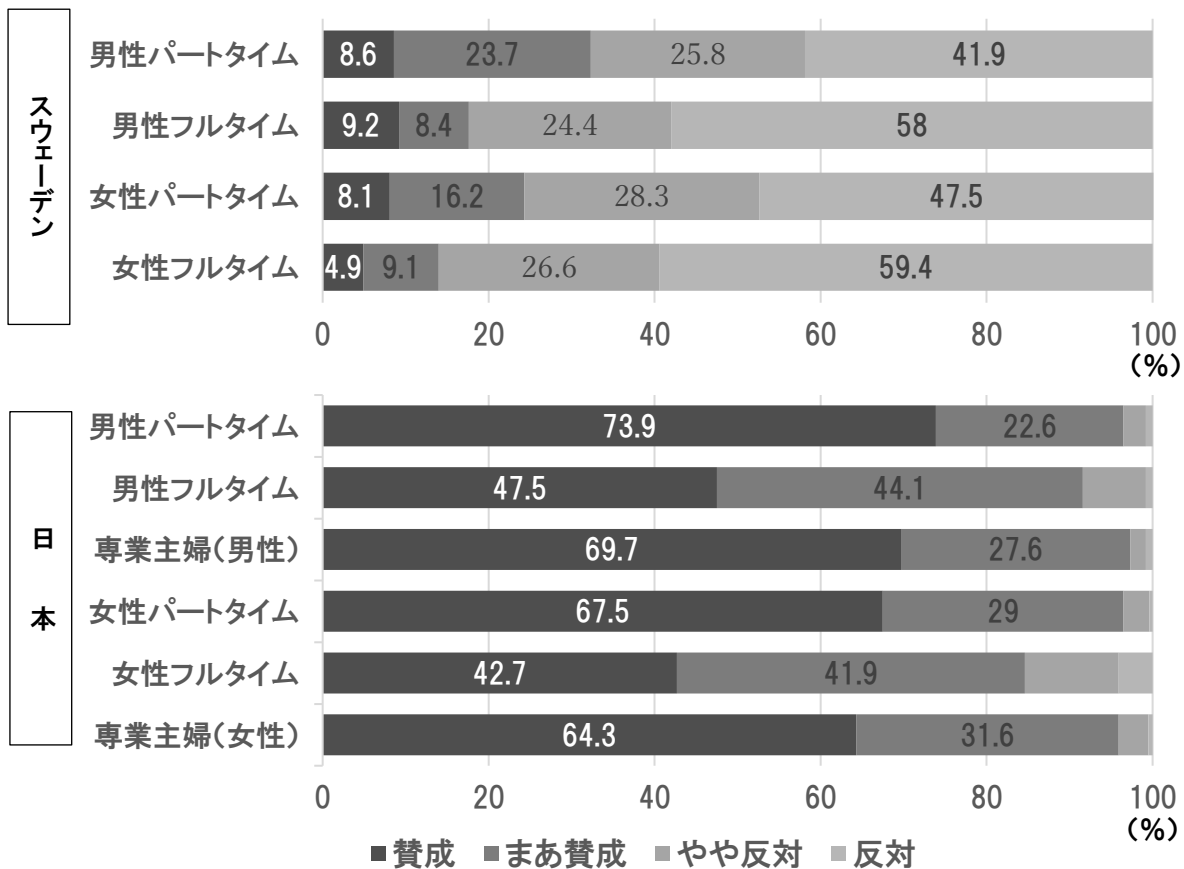
性格的な面を挙げる一方で、女性は男性に経済力を求める傾向があることが後掲のアンケート調査から確認できる。

山田教授によると、日本の女性は自身と同じ又はそれ以上の収入を得られる男性を求める傾向が強いという。上記の平均データを使って教授の主張を当てはめると、正規雇用の男性は正規・非正規雇用を問わず女性から選ばれやすい一方、収入が低い非正規雇用の男性は非正規雇用の女性から選ばれても、正規雇用の女性からは選ばれにくいことになる。

この点について、フランス及びスウェーデンでは、成人女性は親元を離れて生活し、自身の仕事を持つことが当たり前で、かつ、交際する相手を決める際、パートナーの収入よりも恋愛感情を重視するカップル文化があるため、不安定な収入の男性も女性と一緒に生活することが可能で、子供を持つことにつながっている。

内閣府経済社会総合研究所が2004年にスウェーデンと日本を比較して、家計維持への責任意識がどう違うかを調査した結果、「夫は収入を得る責任を持つべき」と答えた比率は、大多数のスウェーデン人が「反対」と答え、日本人では圧倒的多数が「賛成」と答えている。

就業形態別 夫は収入を得る責任を持つべきだ



※資料:内閣府経済社会総合研究所「スウェーデン家庭生活調査」のデータから作成。

山田教授の著書『日本の少子化はなぜ失敗したのか？結婚・出産が回避される本当の原因』において、「日本社会では、たとえ愛があっても、経済的条件が整わなければ、結婚や出産に踏み切らない人が多数派なのだ（中略）結婚後の生活を考えれば、収入の安定した男性と結婚した方が、女性にとってよい選択であることは明らかである。」との指摘がある。

本委員会の直接の活動ではないが、委員の一部が参加して長野県立大学の学生と「2050年の自分について」をテーマに懇談する機会があり、学生の生の声を拾えたことから、参考までに触れておく。

- ・結婚相手に求めるものは、まずは価値観が合うこと。見返りを求めない優しさがあること。互いに支え合えることが重要。しっかり働いて金銭的に安定していること。自分から見て外見が素敵なこと。
- ・パートナーには経済的にも自立してほしい。自分の人生を楽しみつつ、頼れる存在であってほしい。（いずれも女性）

次に、支出面の要因を見ると、平成時代に社会保険料の負担が増加したことで、厚生年金加入の若者は手取り賃金が減り、生活を苦しくする一因ともなっている。具体的なデータを見ると、平成12年に13.59%（本人負担6.79%）だった厚生年金の保険料は、平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げて、平成29年には、18.3%（本人負担9.15%）まで増加。さらに令和元年には消費税が10%に増税され、近年は物価高騰でさらに厳しい生活を強いられており、非正規雇用を始めとする収入の少ない労働者にとっては、新しい家庭を営むことがますます難しくなっている。

山田教授は、著書『パラサイトシングル時代』（ちくま新書）の中で、結婚するまでは独立せずに親元で暮らす独身者の実態について記している。独立して暮らすための住居費を負担しないので、働いて得た収入を自身の趣味などに充てることができ、家事も自身が行わなくても親が担ってくれるので、独身でいる間は親元から離れて暮らす動機付けが生まれにくい。特に女性は親元から離れない傾向が強く、結婚に見合うだけの条件を兼ね備えた男性が現れるまでじっと待ち続けるケースがある。ただし、そうこうしているうちに女性自身も歳を重ね、結婚から自然と遠のいて晩婚化が進み、ひいては非婚化の進展にもつながる。

(イ) 女性の社会進出

戦後間もない1950年頃まで、働く人の約半数は農林漁業従事者であり、その多くは家族経営で営まれていた。また、都市部においても、町工場、商店などは家業として営まれており、いずれの職場においても女性は貴重な労働力として、生産活動に従事していた。当時、庶民

層に専業の主婦はおらず、手の空いている者が片手間で家事及び育児を担っていた。

高度成長期以降、夫が企業に雇用されて労働者になると、日中は家を離れるため、必然的に妻が家事や育児を担った。夫の給料で生活できたため、妻は専業主婦でいることができた。

しかし、こうした性別役割分業に基づく家族モデルは、経済が成長し、収入が増え続けることを前提としたモデルであったため、高度経済成長期が終わるとともに、モデル転換を迫られた。

1985年に男女雇用機会均等法が成立し、女性が社会に出やすい制度を整えた。かつて、男性の定年が55歳に設定されることが主流だった時代に、会社独自の制度で女性の定年が30歳に制限されるなど、女性は結婚して家庭に入ることが暗黙の了解とされていた。女性の大学進学率の上昇に伴い、女性がビジネスの第一線で働くことが当たり前の社会に変遷していった。総務省労働力調査によると、同法施行の1985年に2,764万人だった女性就業者数は、2024年には3,698万人に3割増となっている。女性の雇用が安定して一人でも生活できるようになると、結婚は必須ではなく選択肢となった。

エ 意識面の要因

ここでは、若者の意識の変化及び非婚化への影響について触れる。

(ア) 結婚形態の変化

意識に影響を及ぼすと考えられる結婚形態の変遷について述べる。

阪井裕一郎准教授著作の『結婚の社会学』（ちくま新書）によると、明治以前の村落社会では、同じ村落内で結婚することが一般的であった。男性は同輩の年齢集団内で認められると、女性に求婚する資格を得て、女性は求婚を受けるか否か決定できた。

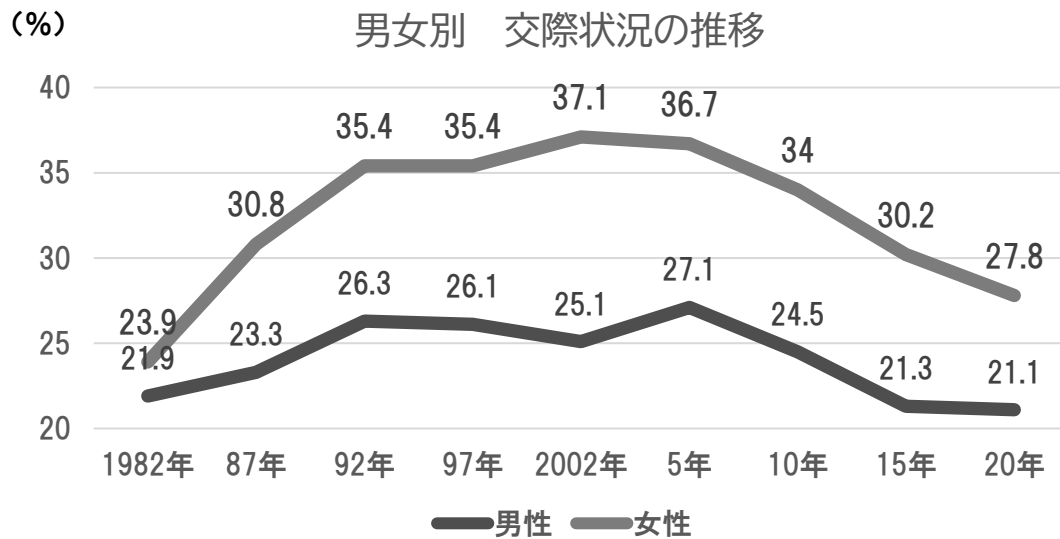
1898年に明治民法が成立すると、長男の家督相続を中心とする「家制度（武士家族の家制度を踏襲）」が導入され、男女不平等を容認し、家長が家族生活のあらゆる決定権を握ることとなった。お見合いは、当人が関わることなく親や親族などの間で決められ、仲人を介した結婚が「正しい結婚」とされた。こうして、共同体的結婚から家族主義的結婚へと変遷した。

戦後、民主的な日本国憲法が施行され、「婚姻は、両性の合意にのみに基づいて成立する」と規定され、結婚は家同士の結合から個人の対等な関係に変わり、恋愛結婚が増えていった。高度経済成長期には、終身雇用及び年功序列といった日本型雇用が確立し、経営者と従業員の関係は雇用を超えた「家族的な関係」となり、男女の出会いも、地域内や親族の仲介による「地縁」から「職縁」へと変遷した。

しかし、非正規雇用が増加して必然的に企業への帰属意識が希薄化した現代は、結婚相手は個人で探す風潮が強い。

(イ) 結婚に対する意識の変化

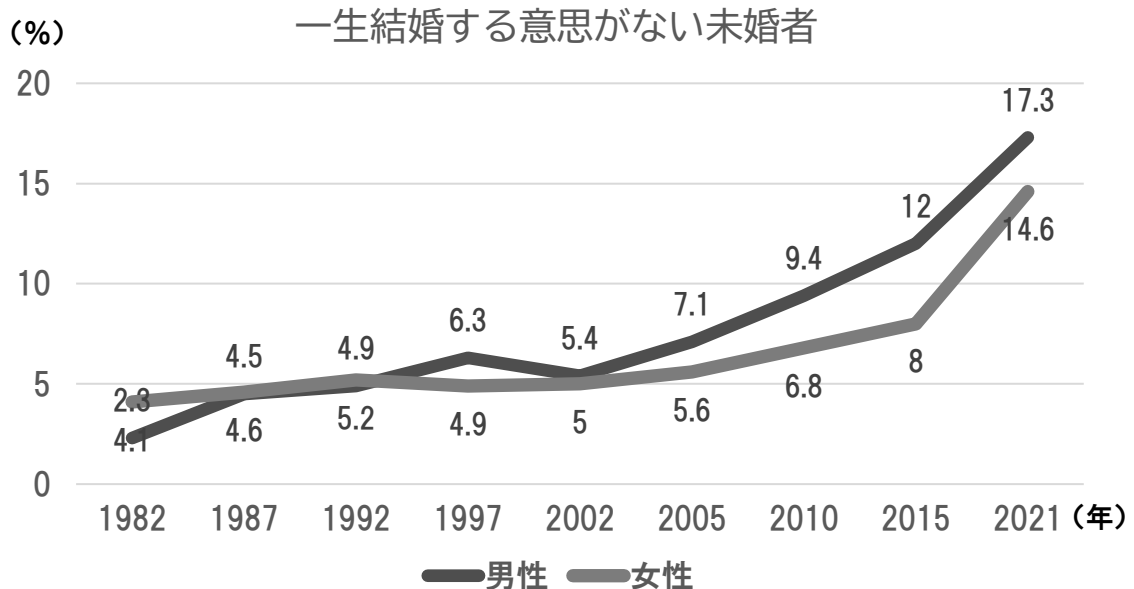
a 恋愛・結婚に関する意識の変化



※資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」のデータから作成。

国立社会保障・人口問題研究所は、概ね5年に1回、独身者（18歳から34歳まで）が恋愛、結婚、出産等に抱いている意識を調査している。異性と交際している状況を調査した結果、恋人又は婚約者がいる未婚者の割合は2000年前半にピークを記録して以降、減少傾向が続く。男性はピーク時との比較で2割減、女性は3割減となっている。

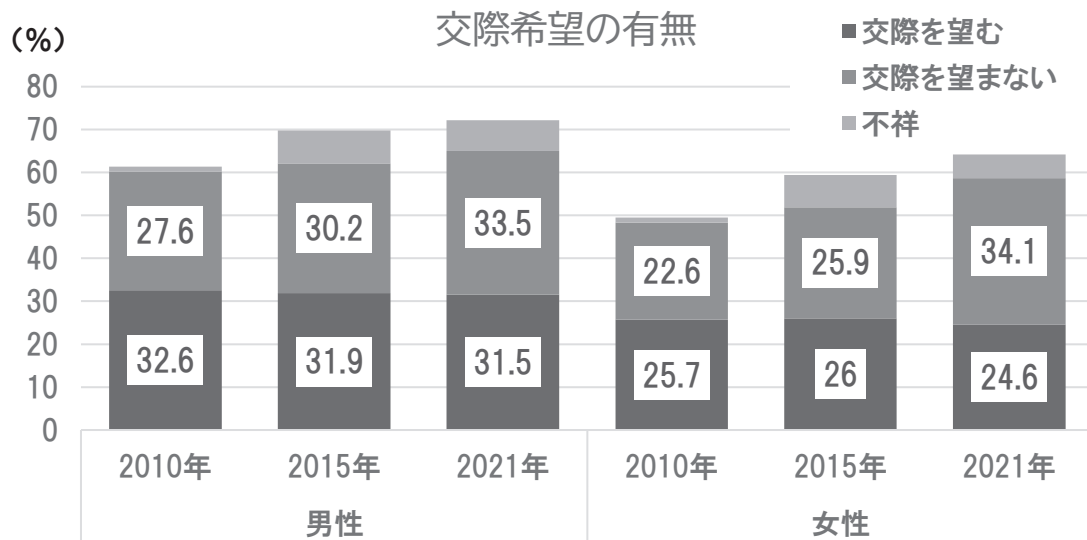
独身者の結婚観などを初めて調査した1982年の第8回調査では、結婚への意欲を問う質問に対して、「いずれ結婚するつもり」と回答



※資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」のデータから作成。

した男性は 95.9%、女性は 94.2%であったが、直近の 2021 年の第 16 回調査における回答では、男性 81.4%、女性 84.3%と低下した。

また、1982 年に「一生結婚しない」と回答した男性は 2.3%、女性は 4.1%であったが、2021 年の調査では男性 17.3%、女性 14.6%と大幅に増えた。



※資料:国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」のデータから作成。

18 歳から 34 歳までの未婚のうち交際相手を持たない割合を見ると、1987 年の第 9 回調査で男性が 48.6%、女性が 39.5%に止まっていたが、2010 年の第 14 回調査では、男性が 61.4%、女性が 49.5%と増加し、交際離れが進んでいることが分かった。さらに 2010 年の第 14 回調査以降に交際希望を質問したところ、2010 年及び 2015 年の調査では、男女共に交際を望む人の割合が、望まない人よりも多かったが 2021 年の調査ではその割合が逆転し、恋愛を望まない人が多い結果となった。未婚の男女の 3 人に 1 人は、異性との交際を望んでいないことが分かり、恋愛そのものに対して関心が薄い若者の姿が見えた。

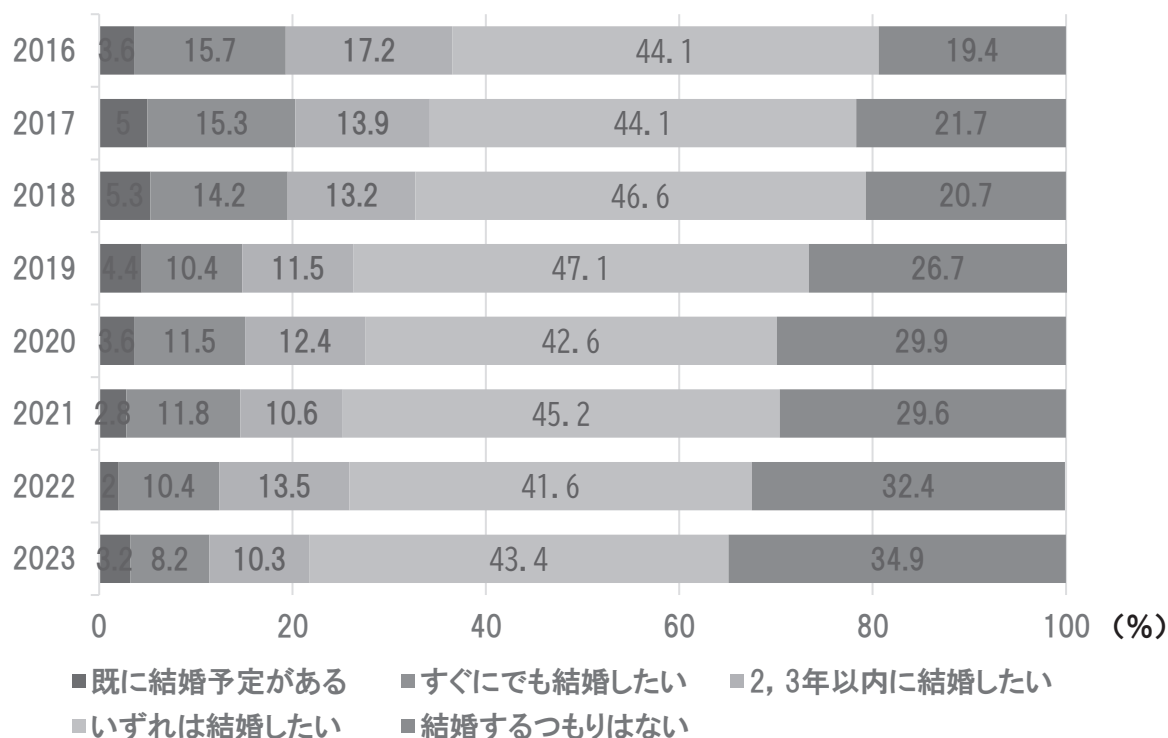
国ほど長期間にわたる調査をしていないが、県でも県内在住の 18 歳から 49 歳までの男女を対象にしたインターネット調査により、結婚・出産・子育てに関する県民の意識調査を実施しており、第 3 回の委員会で 2023 年のアンケート結果の資料を示した。

複数の質問のうち、結婚意向を問う質問に対しては、独身者のうち「結婚するつもりはない」と回答した者が、2016 年の 19.4%から 2023 年の 34.9%と増加し、独身者の結婚意向の低下が見られ、国の調査と同様に県民も結婚への意欲が低くなっていることが分かった。

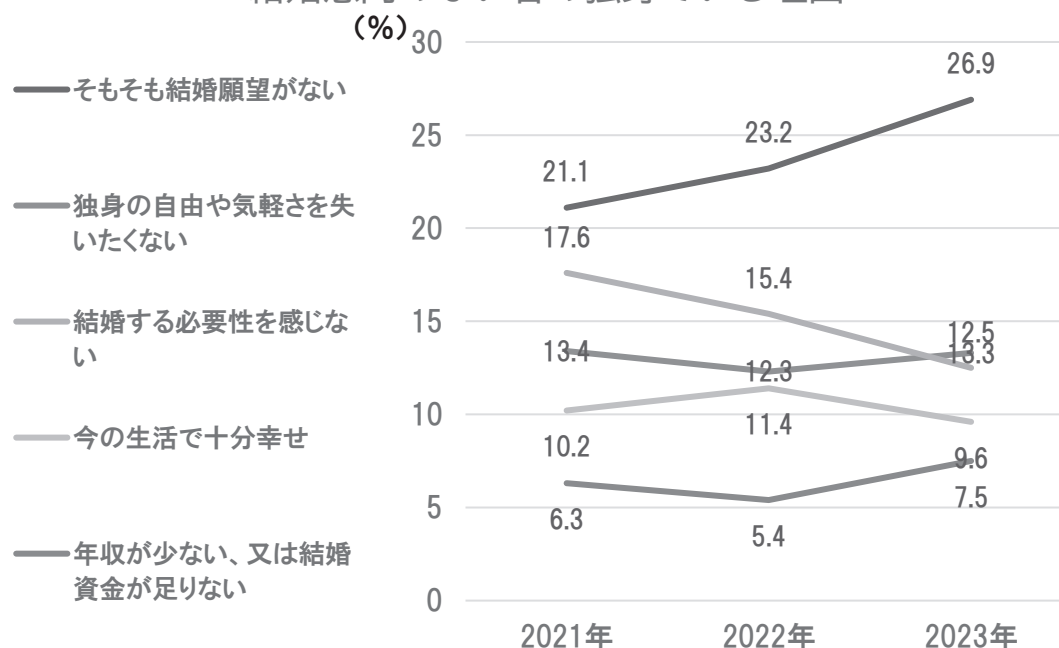
加えて、結婚意向がない者が独身でいる理由として、最大の理由を質問したところ、「そもそも結婚願望がないから」が最も多く、2023 年は 26.9%に上り、2021 年から 5.8 ポイント増加した。2023 年の結果は、以下、「独身の自由や気軽さを失いたくないから」が 13.3%、

「結婚する必要性を感じないから」が12.5%、「今の生活で十分幸せだから」が9.6%、「結婚生活を送るには年収が少ない、又は結婚資金が足りない」が7.5%と続いた。

(県調査)独身者の結婚意向の推移

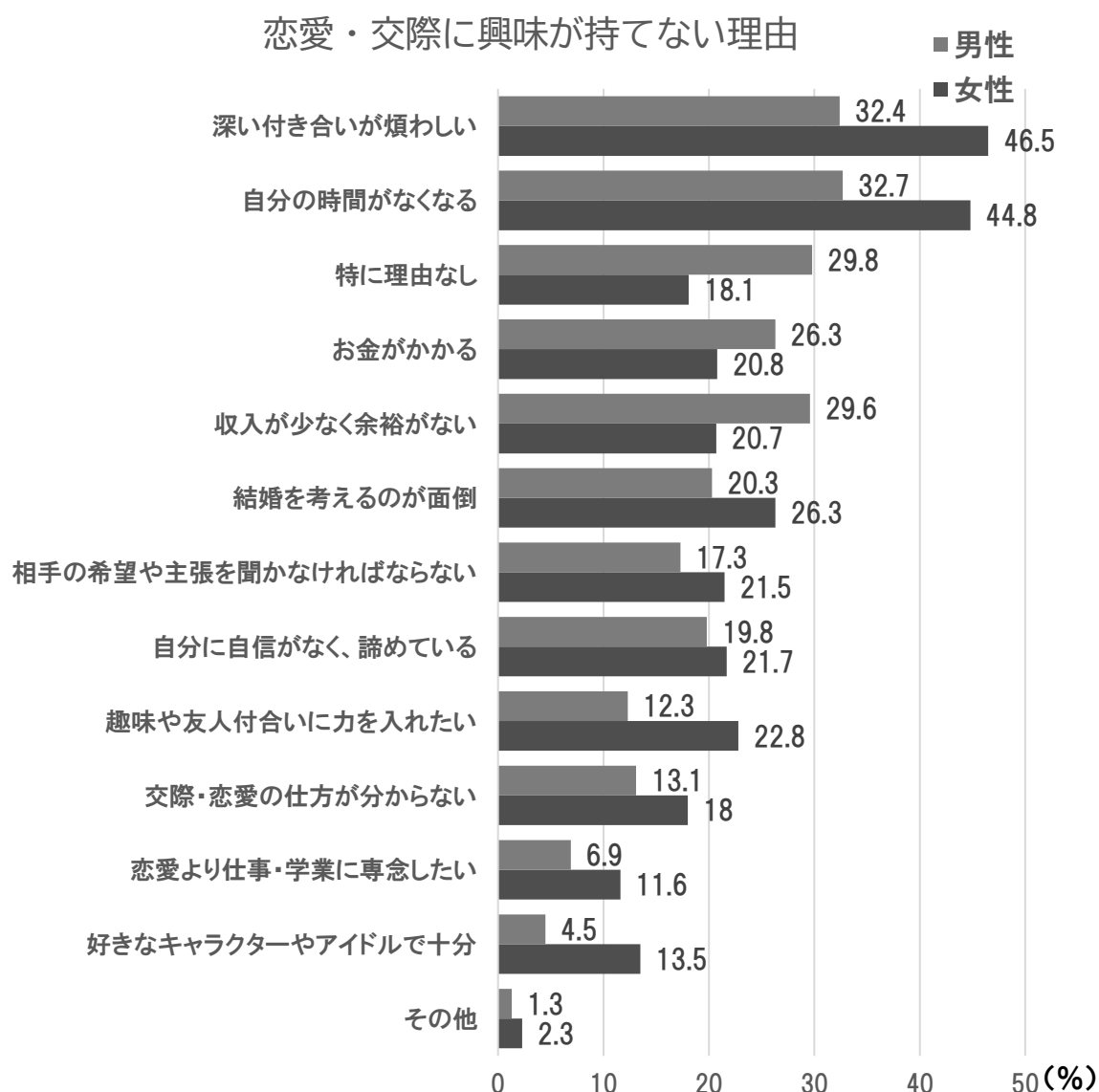


結婚意向のない者の独身でいる理由



※資料:いずれのグラフも「長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査」のデータから作成。

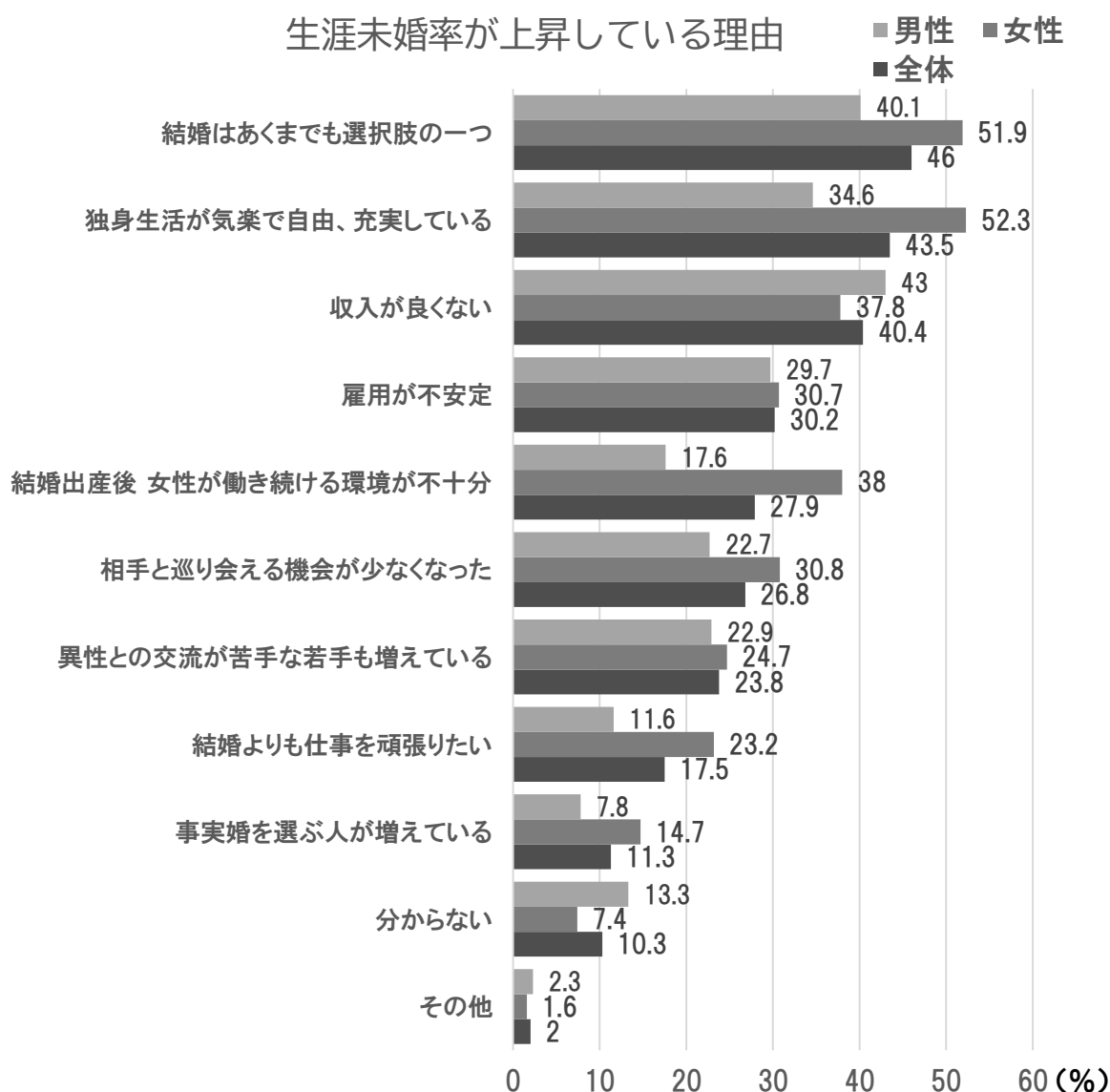
また、明治安田生命総合研究所が2023年に18歳以上54歳以下の7,453人に実施した「恋愛・結婚に関するアンケート調査」の結果を見ると、恋愛・交際に関して未婚者の7割は、現在、交際相手がないと回答。恋愛・結婚に関する意識は、約4割が「どちらともいえない／興味がない」と消極的な回答をしており、恋愛・交際に興味がない理由としては、恋人として深い付き合いをすることが「わずらわしい・面倒」、「自分の時間がなくなる」が上位に上っており、こちらでも幅広い年代での恋愛離れを確認できた。



※資料:明治安田生命総合研究所の「恋愛・結婚に関するアンケート調査」のデータから作成。

結婚に関する質問で、「結婚したくない」と回答した人が17.7%に上り、その理由を複数回答で質問したところ、自分の自由に使える時間、お金がなくなることが上位に上がったほか、「必要性を感じない」も5割弱の人が回答した。

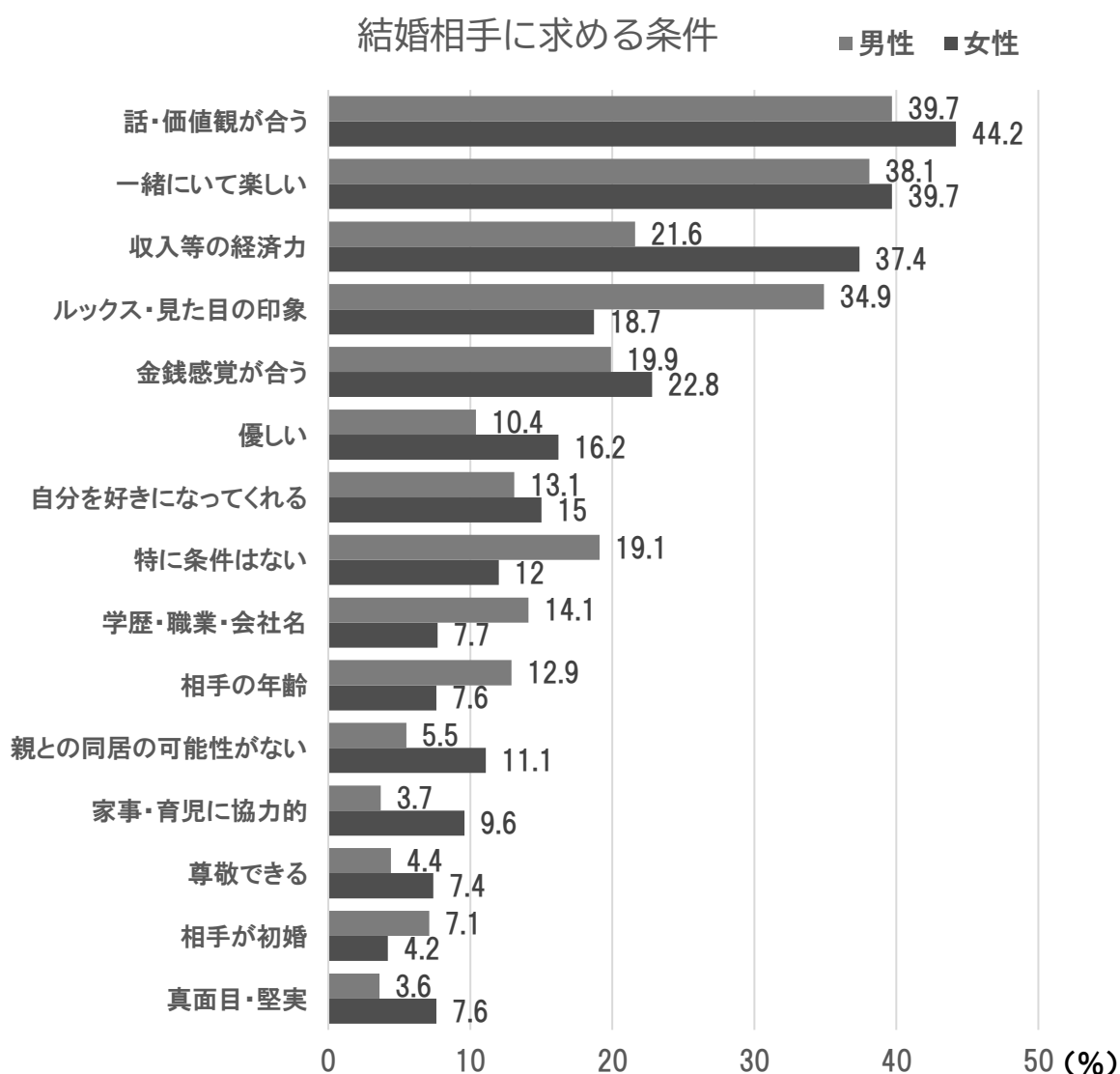
また、生涯未婚率が上昇している原因を複数回答で尋ねる項目に対しては、「結婚はあくまでも人生の選択肢のひとつである」が全体で46.0%と最も多く、以下、「独身生活が気楽で自由、充実している」が43.5%といった思想上の理由が上位に上ったほか、「収入が良くない」が40.4%、「雇用が不安定」が30.2%と経済的な理由も上位に入った。



※資料：明治安田生命総合研究所の「恋愛・結婚に関するアンケート調査」のデータから作成。

現在の独身生活が充実しているから結婚は不要との考え方に対しては、第3回委員会において、独身のまま結婚適齢期を過ぎ、後悔している人たちがいるとの委員の発言を踏まえ、県のこれまでの少子化対策は、本来助けなければいけない人たちにアプローチできないことへの疑問を呈する意見が出され、老後までの人生全体を考えるライフプラン教育の必要性にもつながる指摘となった。

一方、結婚したい人に複数回答で理由を質問した項目については、「好きな人と暮らしたい」が56.8%と最も多く、「自分の家庭を持ちたい」が34.2%、「支えあえる人がほしい」が33.1%となった。また、結婚相手に求める条件を上位3項目まで尋ねたところ「話・価値観が合う」が男性39.7%、女性44.2%、「一緒にいて楽しい」が男性38.1%、女性39.7%と続く中、3番目は男性が「ルックス・見た目の印象」で34.9%、女性は「収入等の経済力」で37.4%と意見が分かれた。男性が外見を重視するのに対して、女性が結婚相手に経済力を求めていることが読み取れる。



※資料：明治安田生命総合研究所の「恋愛・結婚に関するアンケート調査」のデータから作成。

b 日本人が持つ世間体意識

山田教授が日本の少子化の原因として挙げている主要なものとして、日本人の安定志向及び世間体意識を挙げる。日本人は、将来にわたって中流と呼ばれる平均的な生活を維持することを大切にしてい

て、そこから転落するおそれがある結婚は、男女交際すら回避する傾向があるとしている。

著書『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？結婚・出産が回避される本当の原因』の中で、次のように述べている。「戦後から 1980 年頃までは、結婚後の経済生活に大きなリスクがあるとは考えられなかった。男性であれば、正社員になり、年功序列によって収入が上がっていくことが期待できた。また、農家など自営業は、政府によって保護されていたため、自営業の跡継ぎの男性の収入も安定していると思われていた。だから、女性はどの男性と結婚しても、将来の経済的な生活リスクを考えなくて済んだのである。これが、戦後から 1980 年頃まで、出生率が安定していた真の理由なのである。」

欧米社会にはリスクを取って新しいことを始めることを評価する文化があり、また、転職も当たり前に行われる。例えば、スウェーデンでは、学校を卒業した後もリスクリングの機会を常に用意しており、途中で仕事を変えても、やり直しがしやすい環境にある。

これに対して、日本では新卒一括採用、終身雇用の慣行が色濃く残っており、一度コースから外れるとやり直すことが難しい。就職氷河期に正規雇用の仕事に就けず、非常勤雇用のまま不安定な収入で結婚に踏み切れない人たちが相当数存在していることが推測され、現在の非婚化の流れを加速化させる一因ともなっている。

山田教授によれば、結婚及び出産についても、やり直すことが難しい事例があるとする。日本では離婚は失敗と評価され、周りの人から見て恥ずかしくないよう世間体を保つことを最優先する意識が強い。

こうした意識が、交際相手の選択や親が子どもの大学費用を負担する行為にも影響があるとする。山田教授は次のように指摘する。

「たとえ、結婚する時点で人並みの生活ができる収入があったとしても、それだけでは足りないのだ。将来、それも老後までを考えなくてはならない。これから住宅を買う、子どもの教育をする、そして老後は年金で生活する。その時点までを見据えて、結婚、出産を決断しようとするのだ。」

5 長野県の少子化の課題

「4 長野県の少子化の原因」では、結婚しない若者が増えている非婚化の現状に対して、国が適切な対処ができなかったことを指摘した。また、夫婦世帯向けに実施した育児休業制度の拡充施策等も、一部の正規雇用労働者の共働き世帯向けに組み立てられたもので、大半を占める夫が正規雇用で妻が非正規雇用の世帯向けには、効果的な施策にならずに少子化対策が失敗したことが明らかとなった。

さらに、戦後の経済成長の下、正規雇用で安定した生活を送り、安心して子どもを産み育てることができた時代から、低成長で先の見えない時代が変わったこと、また、日本人のリスク意識及び世間体意識など文化的背景にも踏み込み、結婚及び出産に慎重になっている日本人の意識が見えてきた。

ここでは、少子化の進行を緩和させる際に障害となる課題を挙げる。

(1) 少子化問題に対する認識不足

「2050 年の自分と言われても、明日のことが精いっぱい遠い未来のこととは想像できない。」。これは議員と県立大学生と懇談した際に、学生からの発言である。一般的に社会問題への意識が高い大学生でさえ、少子化への対応に苦慮している様子が見える。

これまで県は、少子化問題への対応として、子どもを希望する夫婦に出産を促し、子育てしやすい環境を整える施策を実施してきたが、さらなる取組の強化には、多くの人材及び予算が必要であり、県民負担も増える。何よりも、県民の理解と協力がなければ、十分な効果は期待できない。

委員会において、委員から次の発言があった。

- ・人口減少が引き起こす問題を、全ての県民に考えてもらう必要がある。
- ・県庁職員、市町村職員だけで少子化問題に取り組んでも、解決しない。

(2) 若者への結婚支援

若者が恋愛に対して消極的になっている現状があることに對し、そこへの積極的な支援の重要性について、委員会で次の発言があった。

- ・これまでの少子化施策が失敗した一因は、若者の視点の欠如にある。若者への支援がない計画で本当に大丈夫か。
- ・結婚を諦めてしまった若者を結婚に結び付ける文化をつくらないと、結婚したい人がどんどん減っていく。
- ・結婚をしたくても結婚できない人たちへの支援は、国というよりは自治体が行わないといけない。
- ・独自に大学生と意見交換及びアンケート調査を行ったところ、約6割が恋愛をしたいと考えていることが分かった。こども家庭庁に対して、全国調査を依頼した結果、独自調査と同様の結果であった。

また、県が実施する「県民との意見交換会」に対し、委員から次の意見があった。

- ・意見交換会には、結婚したくても結婚できない方は参加しているか。そうした社会的弱者の声こそ聴くべき。
- ・県内の学生と懇談して気付いたことがある。大学生の時は結婚も出産もしたいと思っているが、大学卒業後の数年間に何かが起こって考えが変わってしまう。その何かを把握し改善してやれば、県内に留まるのではないか。
- ・若者、子育て世代が本当に望むことを把握して、課題に焦点を当てた施策をしてほしい。

若者が県内に留まりたいとする声は、県立大学との懇談会においても複数あったことを言及しておく。

若者への結婚支援について、山田教授も、カップル文化が根付いている欧米と違い、日本では男女交際を後押しする施策が必要であるとする。

先述した講演の際に、委員から「パートナーがいない若者の中には、異性に対する恐怖心、過去のトラウマ、自己肯定感の低さから恋愛に消極的になっている。」ことへの見解を求める質疑に対し、次のとおり回答した。

「中学、高校時代から、生まれもよくて、勉強もできて、スポーツもできた人たちとそうではない人たちの間に格差が生じており、その後、大学、社会に進んでもこうした格差が解消されず、劣等感を抱えたままの人は交際、恋愛を経験できないままにいる。」

現状、こうした若者は表立って声を上げないことが多く、行政もそうした声を拾いきれていない。彼らの声なき声をいかに施策として具体化できるか、少子化対策を成し遂げるためには避けて通れない。

(3) 若年層の低収入及び負担が大きい税制

ニッセイ基礎研究所によると雇用者に占める非正規雇用者の割合は、1990年代から上昇していて、特に若年層で大きく上昇しており、2015年では15～24歳の男性44.6%、女性52.1%、25～34歳の男性16.6%、女性40.9%を占める。こうした非正規雇用労働者の拡大及び社会保険料の上昇による手取り収入が伸び悩む中、近年は物価高騰も生じている。

若年層への経済的な支援について、委員から次の発言があった。

- ・独身のままでいる理由として、経済的な問題が大きいことは明らか。実質賃金が下がり続け、非正規雇用では、結婚に踏み切れない。
- ・若い世代の雇用が不安定なことが、未婚化や少子化につながっている。結婚前の若い世代に対し、雇用、教育、住宅等、あらゆる支援が必要。就職氷河期に非正規雇用が拡大し、当事者は結婚を希望すらできない。

(4) 不寛容な社会

「子どもを育てるのは親の責任」と、日本では言われている。一義的にはそのとおりであるが、親にのみ責任を押し付けることなく、社会全体で支えていく姿勢がなければ、親が孤立しかねない。生活に困窮した母親が誰にも

助けを求めることができずに一家心中したり、母親の育児放棄により子どもが餓死したりするなど、痛ましい事件が幾度となく発生している。

人口戦略にうたう「寛容な社会」への変容に関連して、委員から次の発言があった。

- ・出自や生育環境などに事情を抱えている『弱者男性』が存在している。弱者男性は、世間の同情を得にくく、存在を認識してもらえないため、結婚したくても選ばれない。そういう方にも寛容さが必要だと思う。
- ・発達障害を持ち、仕事をしている人にも寛容性が必要。
- ・世代間ギャップの例として、年配の方も子供・子育て支援は重要だと言いつつ、子育て財源として年金を減らすとなると、批判が大きい。
- ・温かな社会づくりがとても大事。子どもを自動車に置いたまま、買物やパチンコに出かける親の事例を聞くが、フランスでは起こりえない。社会全体で子育てをしているので、数分で誰かが気付き声をかけてくれる。そして、子どもを放置した親を責めるフランス人は誰もいないだろう。

SNS等を通じて、とかく誰かの言動を批判し、不寛容な事象が拡散する現代。少子化問題は、未来のことを考えれば「子供がいない者」を含め誰にも関係していることに気付くことが重要である。子どもは未来を担う貴重な人材であり、安心して出産、育児ができる社会づくりが求められている。

(5) 否定的なイメージが強い結婚生活

SNS等を始め、各種媒体から流れる情報には、注意が必要である。情報の真偽を考えず無意識に情報を得ることで、育児に対する誤解が固定化している恐れがある。例えば「結婚は人生の墓場」というもの。

日本、アメリカ、スウェーデンで子育て世代にインタビュー調査を行い、「規範」に縛られる日本の若い男女の姿を描いたメアリー・C・ブリンтонは、著書『縛られる日本人-人口減少をもたらす「規範」を打ち破れるか』（中央公論新社）において、日本人男性へのインタビュー結果から、子育ては苦勞とするニュースばかりを聞く中で、必然的に『子育て＝苦勞』という印象が根付いているとし、ニュースの影響の大きさを指摘している。

結婚して、これまで違う環境で育ってきた人と人が一緒に生活を始めれば、個人の時間や家計に一定の制約が生じることは当然のことであり、さらに子どもが生まれれば、相当の労力や費用も必要になってくる。そこを捉えて結婚は人生の墓場と決めてしまってもよいのか。結婚して、子どもができて、子供の成長を日々実感しながら生活を送る中で、一喜一憂する日々の積み重ねがいかに貴重なことか。言葉では伝えきれなくても、実際に経験してみなければ実感できない喜びが確かにある。結婚するメリットも県民に伝えていく必要がある。

(6) 依然として残る性差別意識

共働きが標準化しつつある現代、労働、家事、育児をこなす女性の負担は過重になっている。2022年に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」で「女性が職業をもつことに対する意識」を調べた。

結果は次のとおり。

- ・「女性は職業をもたない方がよい」0.7%
- ・「結婚するまでは職業をもつ方がよい」2.6%
- ・「こどもができるまでは、職業をもつ方がよい」7.7%
- ・「こどもができて、ずっと職業を続ける方がよい」59.5%
- ・「こどもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」27.1%

女性が出産しても仕事を持つことについては、大半の者が良いことと認めていることが分かる。その上で、「こどもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」とする回答した者が4分の1以上おり、上述した女性の負担を考慮した回答といえる。

このことから、家事及び育児を男性と平等に分担する、場合によっては、男性が女性より多くの家事及び育児を担うことが西洋諸国のように「当たり前」となれば、結婚のハードルを下げる一要素になると考える。

人口減少社会における女性活躍、また、本県から多くの若い女性が都市部に流出していることに関して委員から次の発言があった。

- ・女性が生き生きと活躍できることにより、地域経済社会の持続性にどのようなメリットが波及するか、具体的に可視化することが大事。
- ・若い女性が大都市に移転する理由を県として掘り下げてほしい。
- ・若い女性は、県民の心の中にある固定的価値観を嫌い、都会から帰ってこない。
- ・長野県は全国で女性管理職の割合が最も低いので、改善してほしい。

長野県に若い女性が定着するためには、女性への過重な負担を解消するとともに、県民に性別役割やジェンダーギャップの意識変革を求めていくことが重要である。

(7) ライフプラン教育の充実

結婚及び出産、子どもの教育など、将来の生き方を経済面も含めて具体的に計画するライフプラン教育について、日本の学校での取組は始まったばかりである。

少子化への対応が迫られる中、若者が結婚や家庭、子育て等を含め人生をどう描いていくかを主体的に考える機会を提供するライフプラン教育に大きな期待が寄せられており、委員から次の発言があった。

- ・教育部門においてライフプラン教育が行われておらず、学生が視野の狭いうちに人生のプランを決めてしまっていることが問題。ライフプランニ

グの充実を図り、楽しく自然に学べるコミュニケーション教育も含めてライフプラン教育を充実してほしい。

- ・知人に50歳を超えた独身者がいるが、幸せそうには見えず、また、40歳を過ぎた女性は、子供を産まずに後悔している。ライフプラン教育による支援（アプローチ）の必要性を感じる。

また、第8回委員会において、委員から「日頃、山田教授が大学生と話をする際に学生の間力、幸福観、恋愛観を培う教育が不足していると気付く場面はあるか。」との質疑があり、山田教授は、「日本ではコミュニケーション教育が足りないという気がする。欧米の高校では、デートの誘い方として『こういう誘い方は駄目ですよ、ハラスメントになりますよ』ということを教えている」との回答があった。

人とつながりたいと思っていても、コミュニケーションが苦手で一歩も外出しない若者に対して、仮想空間の中で日常的にコミュニケーションが取れる場所をつくることも大事である。コミュニケーション能力を養う教育を受けたことで、結婚観が変わる可能性が生じる。子供への教育としてできることは、今からやっていかなくてはいけない。

こども家庭庁が令和6年11月に公表した「若者のライフデザインや出会いに対する意識調査」によると、未婚者のうち「結婚したい」と考えている者は全体の約6割に上ることが分かり、婚活に対して未婚者の約7割は「具体的に何をすればいいかわからない」、「自分に自信がなく、何か行動したところで、結婚相手を見つけられると思えない」といった理由で、相手を探すための行動を起こしていないことが分かった。また、未婚者の7割が「ライフデザインを学ぶ機会がなかった」と回答し、ライフデザインを学んだ経験がある人は、経験がない人に比べ、理想の結婚年齢が早い傾向があることも判明した。同庁が実施した「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の議論をまとめた中間報告において、「ライフデザイン支援は、就学時や就職活動時、さらには社会人になってからも、若手の時期、転職の時、婚活中、結婚前後、新婚期といったステータスを捉えて切れ目なく実施していくことが重要である。」と指摘している。

少子化への対応に限らず、子どもたち一人ひとりが人生をよりよく生きるためにも、コミュニケーションの取り方も含めたライフプランニング教育の充実が求められる。

(8) 高額な教育費

韓国では高額な教育費の負担を理由に、出産をためらう実態があることを先に触れた。フランス及びスウェーデンでは大学卒業までの公教育は基本的に無料であり、大学入学後も親が教育費を負担することはない。

日本では、韓国同様、より偏差値レベルの高い学校に入学するために学習塾等の受験産業が広く活用されており、家庭によっては教育費用の捻出は容易ではない。

このことに関連して、山田教授の講演会において、委員から「現在、医療

費の約3分の1を終末医療に使っているが、ここを見直して、子ども向けに再分配すれば少子化を食い止めることができるか。」との質疑があった。

山田教授からは、「高等教育費の負担を減少させるのが、一番効果的だと思うが、大学進学率が6割の時代に無償化となると、かなりの財源が要る。」と回答があった。

誰もが希望する学びを続けられる環境を整備することが、ひいては将来の国全体の利益につながる。過熱している受験産業の在り方、山田教授が指摘した奨学金の負担軽減も含めて、国に対応を求めていく必要がある。

(9) 仕事及び育児の両立が難しい職場環境

第3回委員会では前出の天野氏の講演資料が示され、女性にも活躍できる場を用意している東京の企業に女性が集まっている現状に、雇用と就業環境の決定権を握っている企業経営者が、長野県の未来を救うとされた。

本委員会では福井県を視察して、幸福度日本一とも言われる県の取組を聴いた。福井県の男性職員の育児休業取得率が96%と高い理由としては、知事の意識が大きいとの回答があり、全県への普及のため、経済界にも同様の要請を行っているとのことである。

また、男性の育児休業取得及び家事・育児への参加促進に取り組む専門家を企業に派遣する男性育休取得支援アドバイザー制度を設け、保育士経験のある男性をアドバイザーによる助言が効果的との説明があった。

委員会では、共働きができる環境を整備する必要性について、委員から次の発言があった。

- ・男性が育児休業を取得するよう、社会の意識を変えていく必要があり、長野県がリーダーシップを発揮して、シンボリックな取組をしていかなければいけない。
- ・ある事業所の例として、子供が生まれた時に育児休業の取得を申し出たところ、「おめでとう」ではなく「えっ、休むの?」と先に言われた。上司や企業経営者の意識改革がまず必要だ。

先述した著書『縛られる日本人-人口減少をもたらす「規範」を打ち破れるか』によれば、インタビューを通じて多くの男性が育児休業の取得は自己のキャリアに傷が付くといった不安を口にするとされる。また、社会心理学者の宮島健氏及び山口裕幸氏の研究によると、日本の男性は、男性の育児休業に対し、「自分は賛成だが、他の男性は否定的」と誤解していることを明らかにした。つまり、多くの人が同じ考え方をしているのに、自分の意見が少数派だと思い込んでいた。

働く人が長時間労働に縛られず、男性も育児、家事に時間を充てられるようにすることで、子どもを産み育てる時間の余裕も出てくる。県は、企業経営者向けに意識改革を促すとともに、国に対して育児休業の取得義務化など、より実効性の高い施策を提言すべきである。

(10) 女性の晩婚化に伴う困難な妊娠・出産

女性の大学進学率が上昇し、法の整備も進み男性同様に女性が社会で活躍できる環境が整備されたことに伴い、女性が仕事を優先して結婚の時期を遅らせるといった理由で晩婚化が進行している。

このこと自体は、女性が自由に選択した結果であり、何ら問題はないが、出産能力（妊孕性^{にんよう}）の低下に気付かず、不妊に悩む女性も多い。

委員会では、県の支援が求めている人に届いていない現状について、次の発言があった。

- ・不妊治療が保険適用になったことで、経済的な負担は改善されたが、制度に関する情報が行き渡っていない。県が不妊治療を支援していることを知らない女性がたくさんいる。

フランス及びスウェーデンでは、妊産婦への対応は大変手厚い。国の支援から外れた部分を県独自の施策で埋める対応が求められる。

(11) 縁結びをする仲介人の不在

明治以降、家の存続を中心に考えた見合い結婚が主流になり、戦後は徐々に恋愛結婚が浸透して、親戚に加えて、職場の上司などが仲介役を務めて誰もが結婚できる時代があったことは先に触れた。産業構造が変化する中、血縁、地縁が薄くなり、個人で結婚相手を見つける時代が変わった。

こども家庭庁を視察した際には、他県の結婚支援の取組状況を調査した結果、各県の平均で3%程度の成婚率があることが同庁職員から示された。成婚実績が高い県では、交際の仕方、交際中の悩みの相談、プロポーズのタイミングなど、一人ひとりへのきめ細かいサポートをしている傾向があり、自治体の結婚相談支援センターに登録する人は、人付き合いが苦手な人が多いので、一人ひとりに寄り添ってアドバイスできるアドバイザーがいるところは強いという。

一方で、委員会では、議員の一派が大学生に対して独自に実施したアンケート結果に触れて、大学生は行政が主体となる出会いの場に参加することに対して8割が抵抗感を示したことが示されており、行政が若者の仲介にどのように関わっていくかが課題となっている。若者は自然な出会いを求めていることは、県立大学の学生と懇談した際に学生から同様の発言があったことから明らかである。

(12) 幼児期保育及び教育の充実

子どもの保育については、国が旗を振り、民間企業による保育園等の開設を推進する等の対策により、全国的に待機児童問題は一定の改善が見られたが、課題がなくなったわけではない。委員会では、委員から次の発言があった。

- ・病児・病後児の保育制度も進んできているが、働く女性にとって、子供が風邪を引いた前後で少し預ける場所が近くにないのが現状。

- ・家族や親族の援助が、1人の女性に対してどの程度整っているかに目を向けることが大事。

フランス及びスウェーデンでは、日本よりも早い段階で国が積極的に子どもの保育に関与しており、さらに、スウェーデンでは、1歳半頃から就学前学校に通うことが一般的だ。スウェーデンの子どもは、遊びを通じて自ら考えて行動することを身に付けるとともに、民主主義の基礎及び人間の価値の平等について徹底的に教えられる。その後、進学した学校においても、心身共にバランスよく成長し、民主主義の価値観を理解し、自分の言動に責任を持つ市民を育てることを目指す教育が行われる。そのため、社会問題に関心を持ち、議論できる能力を求めるので、授業では生徒同士のディスカッションが多いことが特徴となっている。グレタ・トゥーンベリさんが地球温暖化対策を訴える活動は、日本でも話題になった。

第8回委員会で、幼児期教育について、委員から次の発言があった。

- ・スウェーデンは、世界一若い人が幸福な国と言われている。これは小学生段階から自分たちでやりたいことを決めて、自治体が予算を付ける仕組みが取られている。こうした体験を経ないと、主体的にこうしたい、こうすればいいという意識は出てこない。
- ・我が国では、若者の主体性をことごとく教育の場で踏みにじってきたとも言える。若い人たちの、結婚、出産、子育てに対する意識を変えていくには、教育の在り方を変えるところから始めなければいけない。

これらの意見に対して、山田教授からは、親が子どもの行為を制約する発言が学校の教育にも影響を与え、日本の雇用制度が新卒一括採用でやり直しを効きにくくしていることが、挑戦を避けてリスクを回避する行動の背景にあるとの回答があった。

社会全般の仕組みを変革していくことで、結婚も出産もしやすい社会になる可能性がある。

(13) 成人教育の充実

日本総合研究所開発戦略センターを視察した際に、チーフスペシャリスト・村上芽氏から、西欧諸国の少子化対策の取組状況について説明を受けた。

その中で、成人教育発祥の地として知られるデンマークについて説明があった。デンマークは人口約600万人と小国ながら、教育は国家を支える人材を育成するための国家的事業と考え、18歳以上の国民であれば誰でも原則無料で成人向けの学校に入学することが可能で、インフォーマルな領域の成人教養教育が提供される。EU諸国では、教育は成人の就業能力の向上に資するものという考えが強く、充実した人生を生涯送るためにも就業は成人生活の基礎と考えている。そのため、教育課程を終えた後も、労働者を常に労働市場のニーズに合わせる施策が展開されている。

委員からは、成人教育、いわゆるリカレント教育は続けていくべきで、このことが小国としての自負につながるとの発言があった。

(14) 一般県民が関わる政策形成

人口戦略の策定及び策定後の実行に当たって大事なことは、一般県民の意見をいかに拾い上げ、人口戦略に盛り込み、実効性を持たせるか、ここに尽きると考える。

県民の意見を積極的に聴取すべきとの委員からの指摘を受けたことも影響して、県は県民会議準備会合を経て、「私のアクション！未来の長野創造県民会議（以下、「県民会議」という。）を設立し、有識者を超えて幅広い層の意見を取り入れる体制を整えた。

前出の日本総合研究所開発戦略センターの村上芽氏からも、「一番良いと思ったのが HOPE2050 のような取組」と評価された。行政が策定する人口戦略に若者が参加して一緒に作ったという事実が大切であるとのことであり、さらに、15 歳ぐらいの中高生にもこの事実を伝え、自分はどうか考える時間が取れる仕掛けがあるといいとされた。

委員からも、市民参加の重要性について以下の意見があった。

- ・フランスでは家族問題会議から出された意見は、国が尊重して、政策に反映してきた。長野県も、県民会議で議論し、県民の意識を変えていくことが必要。

県民意見を広く集めるために立ち上げた県民会議だが、今後も県政に県民が主体的に参加する取組として大変参考になると考える。重要な計画を決める際には、手間暇を惜しまずに、広く県民と顔を突き合わせて意見交換する取組が求められる。

以下、委員会において議論された主な項目と委員の発言を整理した。

ア 総合 5 か年計画との整合性について

県総合 5 か年計画で少子化対策の方向性を出している中で、今回の人口戦略との整合性をどう取るのか、複数の委員から質問があった。

- ・総合 5 か年計画と今回の人口戦略案の整合性をどう取るのか。
- ・総合 5 か年計画は議決を経ており、極めて重い。県がこれからどういう方向に進めるかを 5 か年で示している。重点項目に 2027 年に出生数 1 万 3400 人という目標が掲げられているが、今回の人口戦略の中には、全く表現がない。

これに対して、執行部から次の回答があった。

- ・5 か年計画は重みのあるものと認識しており、軽んじてはいない。今回の人口戦略は県民が自分事として捉えるように受け止めた上で決めようと考えた。5 か年計画に記載された事項全てが人口戦略案に書き込まれるわけではなく、計画で不足するものを戦略でカバーしたい。

イ 少子化対策の文言について

2024 年 11 月定例会中の委員会で示された人口戦略案から、少子化の文

言がほぼ消えたことへの質問に対し、執行部から次の回答があった。

- ・少子化という文言から、出産しないことが悪いことのように感じられ、女性にはプレッシャーであるという意見が出たこと、さらに人口減少を真正面から受け止めた際、少子化対策のみならず若者及び女性が定住する寛容な社会であることが大事であり、企業にも寛容になるための経営体力をつけなければいけないなど、総合的な取組が必要であることから少子化対策を前面に出さないように変更した。

ウ ビジョン、メッセージ性について

人口戦略案について、分かりやすく、インパクトのある記載とするよう、複数の委員から意見があった。

- ・これだったら少子化が解決するのではないかとといったメッセージが浮かぶことが必要。
- ・若い人たちに夢やビジョンを伝えるのはものすごく大事。
- ・今までの総合5か年計画のような流れでは、若い人たちに伝わるわけではない。ビジョンの在り方は、今後どのようにつくるのか。
- ・長野県がどうやって人口減少を抑えていくか見えない。
- ・人口減少も少子化も他県と争う面があるのだから、長野県としてこういう施策を打つという強いメッセージがないと、県民には響かない。
- ・長野県は、少子化と人口減少対策を何としても食い止めるという強いメッセージを出し続けることが大事だ。
- ・人口戦略を受けて、まず『みんなでやろうよ』というメッセージが行き届くことが大事。従来どおりの広報プラス何かを考えるべき。

エ 少子化対策と福祉政策の違いについて

人口戦略案に、少子化対策と福祉政策が混在していることを指摘する意見が複数の委員からあり、少子化対策に注力するよう求めた。

- ・少子化と人口減少を一緒にすると、どこに焦点を当てるのか、ぶれて見えにくくなってしまう。
- ・子育てを助けるとか、地域を守るとかは、基本的に福祉施策だ。

オ 人口戦略策定の進め方等について

委員からは、次の意見があった。

- ・明るい未来の実現に向けた取組の方向性は間違いないと思う。
- ・人口戦略案中の将来への希望の種という表現は、チャンスと捉えてポジティブに受け止めて、うまく働きかけが行われれば良い面を引き出すだろう。
- ・多くの方に長野県を選んでいただくために何が足りないのかをスタートにしないと、同じことを繰り返して、政策が作れない。
- ・国の施策をきれいに整理して、あと何が必要なのか、抜けているところがどこなのかを提示しないといけない。
- ・幅広に分かり切っていることをやり取りしても、特別委員会は成就しな

いのではないか。もっと深掘りして、課題に取り組んだ結果ここが足りないのではないかというやり取りにしていくべき。

- テーブルの上に乗っている課題は、誰もが分かっている。アンケートから出る課題と、それに対して長野県が今何をやっているのか、何をやるうとしているのか、議論を進めていくべき。
- 選ばれる長野県をつくるには、プラスアルファで、長野県版子育て人口減少対策支援プランを作らなければいけない。
- 焦点を絞っていく議論を、短期的なものと中長期的なものに振り分けることが大事。
- 人口減少を食い止めるための県民会議にしていかなければいけない。そこにターゲットを置かないと、政策を進めるだけの会議をつくっただけになってしまう。
- 県民会議に参加する人は、指令役として所属する団体の構成員らの同意を得て浸透させていかなければいけない。議論するだけにならず、指令役としてよりも、実際に行動に移すプレイヤーになってもらわなければいけない。
- 職員は人口減少対策に熱意を持っていると思う。ただ、この熱意が伝わらない。伝えるために何をすべきかを考えなければ、当事者意識が足りないと言われるものになってしまう。
- どういう形で県民の皆様方に行動変容を起こしていただけるかは、ターゲットを定めながら、打ち込む方法を、我々だけではなくて、県民会議の皆様方と一緒に考えていくことが大切。
- 長野県としての人口減少・少子高齢化対策で、何をどこまでどうやって、何が薄くて、それに対する長野県の施策をどう持っていこうとしているか、県民の皆さんにメッセージを届けるような思いで、分かりやすく案を作っていただきたい。
- 県民会議に実際のプレイヤーを入れなければ県民会議にはなり得ないし、実効性も果たせない。全市町村長に入っていただくべき。
- 多くの県民の皆さんに人口戦略を理解してもらって、県民一人ひとりにいろいろ考えてもらおうとすれば、公民館活動を利用しない手はない。公民館で議論して、行動していけば、みんなで参加しようという仕組みになっていくのではないか。
- 女性特有の健康課題はライフステージによって大きく変化する。直面する心身の困難については、就業への不安とか、物理的な制約を生み出すので、心理的安全性を確保していくために具体的な方向性を明記して取組を広げていくことが大事。
- 生涯のライフステージに応じた支援についての記載がやや欠けていると感じる。女性ならではの健康ケアを意識した就労支援、女性の働きやすさの就労支援について、盛り込むことが大変大事。

6 提 言

「2 長野県の少子化の現状」では、人口の推移に触れながら、これまで行政が取り組んできた少子化・人口減少対策について記述した。「3 海外の少子化対策」では、少子化対策の成功事例、失敗事例を取り上げ、その要因を文化的な背景に踏み込んで考察した。「4 長野県の少子化の原因」では、中央大学の山田教授の講演内容等を中心に、これまでの少子化対策が成功しなかった理由について分析した。「5 長野県の少子化の課題」では、少子化を克服するための課題と方策について記載した。

海外の先進国の事例を見て分かるとおり、成熟した国家では少子化が進む状況は共通している。しかし、フランス及びスウェーデンでは、少子化対策を念頭において施策が行われているわけではなく、国民が自らの権利を主張した結果として、先進国の中では少子化の緩和に成功したとされている。

人口戦略が決定された今、戦略の実現に向けて、県だけでなく各主体が具体的に取り組むことが必要であり、その中心的な存在として県民会議における取組が重要となる。最終的には、県民一人ひとりが自分事として捉えて行動してこそ、社会は変わっていく。

まずは、本県の人口減少の現状について、県民に伝わるよう広報して、意識の共有を図ることが必要である。

一橋大学経済学研究科の山重慎二教授は、かつての日本では、老後の生活を支えてくれる子どもの存在が欠かせなかったが、年金制度の開始など、社会保障制度が拡充したことにより、子どもを持つ意欲が減退したと指摘する。福祉が充実した先進国で少子化現象が起きている一因であるが、その中でも高齢者福祉に対して子育て支援への支出割合が高い国は、出生率が高いことを指摘している。

異次元の少子化対策を打ち出した日本には、子どもの教育費の無償化を大胆に打ち出すなど、安心して子どもを産み育てることができる環境整備に着手していく必要があると考える。

本報告書において課題として挙げた項目の中には、直ちに解消することが難しいものもあるが、2050年の将来を展望したときに、人口が減少しても、女性も若者も集う活気あふれる県を築くことを期待して、課題を絞り、以下の3項目について特に提言する。

- 1 人口減少による将来の影響を具体化し、一人ひとりが身近な問題として捉えられるように「見える化」を施し、総合的な施策推進により確実に県民に伝えること。
- 2 結婚及び出産を考える契機となるライフプラン教育を施し、また、若者の所得向上を促すとともに、恋愛及び結婚に消極的な若者及び結婚を望ん

でも叶えられずに諦めている若者の声に寄り添い、多様な意見を集約して政策に反映させる仕組みを構築し、実現に十分な予算措置を講ずること。

3 国に対して教育費の無償化等、必要な施策を積極的に提言すること。

7 委員会調査の中間まとめ

日本の人口は、江戸時代後期以降、各時代の経済成長期に何度か急激な増加を経験し、21世紀に入るまで増加傾向を続けた。

しかし、戦後、高度経済成長が止まった時期と前後して少子化傾向が始まり、2008年をピークに人口が減少し始め、国の2024年の合計特殊出生率は過去最低水準に落ちた。

国はこれまで既婚者の出産・子育てに係る施策に傾注して実施して一定の効果を上げたが、未婚率の増加により国全体の出生数が上向かず、少子化傾向を反転させることができずにいる。

このまま放置すれば、将来、担い手不足等で社会経済が成り立たなくなることも起こり得るが、現状、国民にとって何ら支障がないため、問題意識は乏しい。

韓国では、雇用及び経済面の不安等を理由に子どもの出産をためらい、現在、先進国で最低の出生率を記録している。

一方、フランス及びスウェーデンでは、各種手当の手厚い支給のほか、大学までの学費をほぼ無料にするなどの施策により、子育ての不安を取り除き、先進国では高い出生率を維持している。

両国では、子育ては親だけではなく国の責任との認識が社会に浸透していて、国民も子育て支援への多額の支出に理解を示している。

「教育は国家百年の大計」。

日本においても、子どもを育てることは未来への投資であることを深く認識し、子どもに優しい社会を構築していく必要がある。

少子化問題は要因が複合的に絡み、一筋縄では解決できない。

家庭を持つ喜びを伝え、若者が出会う機会をつくり、恋愛及び結婚を諦めている若者及び経済的な不安から結婚をためらう若者を支援し、仕事と育児が両立する環境を整備し、幼児教育を充実させ、高等教育の費用負担を大胆に軽減する。

国が主導して、子どもに対する社会全体の意識改革を促しつつ、少子化施策を積み重ねていくことにより、少子化問題を解決する道を開かなければならない。

かつて飢餓にあえいだこともある小国・アイルランドは、EU内で唯一経済成長を続け、約170年ぶりに人口が500万人を超えた。

長野県も「一地方自治体」としての自負を持ち、全国に名を轟^{とどろ}かす「人口増加県」を目指す意気込みが今求められている。

人口戦略の策定はゴールではない。戦略を具体的な施策に落とし込み、実践し、検証を積み重ね、効果的な施策を模索していく息の長い取組が必要とされる。

県の財政支出も的を射た施策に傾注しなければ効果は期待できず、そもそも各人が子どもを持たない個人的な理由も様々であり、すぐに効果が現れるか不透明である。

上記の理由から、本委員会で人口戦略の策定に対する提言として中間報告を行った後、提言内容を踏まえた施策の取組状況等については、所管の常任委員会において継続的に検証していくこととしたい。

最後に、スウェーデンの政策に大きな影響を与えた社会学者のグンナー・ミュールダールの言葉を紹介したい。

「われわれが子どもをもつ家族に対して、よりよい住居、栄養、保健衛生、教育、健全な発育のための同様の援助を提供できるならば、将来世代の質のきわめて大きな改良が確保されることは明白である。」

参考：委員会の開催状況

1 第1回委員会（令和5年7月7日）

- (1) 年間活動計画の決定
- (2) 付議事項に係る調査
- (3) 提出資料
「少子化・人口減少対策戦略検討会議」について

2 第2回委員会（令和5年9月7日）

- (1) 付議事項に係る調査
- (2) 提出資料
 - ア 第1回少子化・人口減少対策戦略検討会議 次第
 - イ 第1回少子化・人口減少対策戦略検討会議 出席者名簿
 - ウ 少子化・人口減少対策戦略検討会議開催要項
 - エ 少子化・人口減少対策の取組について
 - オ 長野県の少子化・人口減少の現状
 - カ 少子化・人口減少対策における主な論点（案）
 - キ 山崎史郎氏講演資料『「異次元の少子化対策」とは』
 - ク 少子化・人口減少対策戦略検討会議について

3 第3回委員会（令和5年11月29日）

- (1) 付議事項に係る調査
- (2) 提出資料
 - ア 第2回少子化・人口減少対策戦略検討会議 次第
 - イ 第2回少子化・人口減少対策戦略検討会議 出席者名簿
 - ウ しあわせ信州創造プラン2.0政策評価（社会増減、合計出生率）
 - エ 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査の概要
 - オ 「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」について
 - カ 今後の長野県の少子化・人口減少対策 議論ペーパー
 - キ （株）ニッセイ基礎研究所 天野 馨南子氏 講演資料
 - ク 第2回少子化・人口減少対策戦略検討会議の概要

4 第4回委員会（令和6年1月23日）

- (1) 付議事項に係る調査
- (2) 講演会
 - ア 講師 信州大学経法学部 広瀬 純夫教授
 - イ 演題 「経済学の実証分析で見る女性の就業と未婚化、少子化との関係」

5 第5回委員会（令和6年2月13日）

- (1) 付議事項に係る調査
- (2) 提出資料

- ア 長野県の将来人口推計について（県推計と社人研推計との比較）
- イ 「長野県少子化・人口減少対策戦略」これまでの検討状況と今後のスケジュール
- ウ 第3回少子化・人口減少対策戦略検討会議の概要について
- エ 長野県少子化・人口減少対策戦略方針（案）
- オ 長野県少子化・人口減少対策戦略方針（案）関連予算パッケージ

6 第6回委員会（令和6年4月22日）

- (1) 年間活動計画の決定
- (2) 付議事項に係る調査
- (3) 提出資料
長野県少子化・人口減少対策戦略（仮称）について

7 県外視察（令和6年5月16日及び17日）

- (1) 付議事項に係る調査
- (2) 視察場所
 - ア 子育て支援拠点「こころん」
 - イ 京都市東山区役所
 - ウ 三重県庁
 - エ 福井県庁

8 第7回委員会（令和6年9月26日）

- (1) 付議事項に係る調査
- (2) 提出資料
 - ア 人口戦略（仮称）骨子案
 - イ 戦略本文のイメージ（Ⅵ オール信州で取り組むこと）
 - ウ 今後戦略に記載を検討する具体的取組のアイデア例
 - エ 人口戦略（仮称） 県民との意見交換実施状況（中間報告）
 - オ 人口減少対策を進めるための県民会議準備会合の概要について

9 第8回委員会（令和6年9月30日）

- (1) 付議事項に係る調査
- (2) 講演会
 - ア 講師 中央大学文学部 山田昌弘教授
 - イ 演題 「日本の少子化対策は、なぜ失敗したのか？ 格差が生み出す日本の少子化」

10 県外視察（令和6年11月8日）

- (1) 付議事項に係る調査
- (2) 視察場所
 - ア こども家庭庁
 - イ 株式会社日本総合研究所

11 第9回委員会（令和6年11月29日）

(1) 付議事項に係る調査

(2) 提出資料

ア 信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年の長野～（仮称）案のポイント

イ 信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年の長野～（仮称）案

（ア） 今後検討すべき具体的取組例

（イ） 戦略案と骨子案との比較表

（ウ） 県民との意見交換実施結果

（エ） 私のアクション！未来の長野創造県民会議（仮称）の概要（案）

（オ） 人口減少対策を進めるための県民会議準備会合の概要について

（カ） PR 資料（戦略案・県民会議）

ウ 委員会提出の決議案の決定（令和6年11月定例会で採択）

（※ 令和6年12月6日に委員会提出の決議案採択

・委第1号「少子化・人口対策の一層の強化を求める決議案」

12 第10回委員会（令和7年2月12日）

(1) 付議事項に係る調査

(2) 提出資料

ア 信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～のポイント

イ 信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～

ウ 戦略案からの主な変更点

エ 「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」スタート！

オ 信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～

「私のアクション！」（案）

13 第11回委員会（令和7年3月3日）

(1) 付議事項に係る調査

(2) 調査中間報告書の決定

常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿

(7・2定例会) (順序不同)

委員会名	定数	委 員					
		自 民 党	改 革 信	新 政 団	公 明 党	共 産 党	無 所 属
総務企画警察	10	大萩宮山堀 畑原本岸内 俊 衡 喜 孝 隆 清 司 昭 人	小高 林 島 東 一 郎 子 武 陽 子	小池久長	加藤康治	毛利栄子	
県民文化健康福祉	10	向西依宮山 山沢田下田 賢正明克英 悟隆善彦喜	荒小 井 林 志 子 武 陽 子	清水正康	勝山秀夫	両角友成	
産業観光企業	9	丸風共大 茂間田井 人 一 史 夫 岳辰武岳	花佐 岡 藤 賢 千 枝 一 枝	小林あや	川上信彦	藤岡義英	
農政林務	9 (欠員1)	垣小丸 内池山 将 栄 邦 清 一 美 昭 二 崇	埋竹 橋 村 茂 直 子 人 子	グレート無茶		和田明子	宮澤敏文
危機管理建設	10	竹服佐青 内 部 木 木 正 宏 祥 美 昭 二 崇	望中丸 月 川 山 義 博 寿 子 寿 司 子	小山仁志	清水純子		小林君男
環境文教	9	早酒寺 川井沢 大 功 地 茂 希	続林 木 和 明 夫 明	百奥 瀬 村 健 仁 智 之 仁	勝野智行	山口典久	
議会運営	11	寺風丸竹早 沢間山内川 功辰栄正大 希 一 一 美 地	林埋佐 橋 藤 和 茂 千 明 人 枝	清水正康	加藤康治	山口典久	

常任委員会・議会運営委員会委員長及び副委員長名簿

(7 ・ 2 定例会)

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長
総務企画警察	大畑俊隆	加藤康治
県民文化健康福祉	清水正康	向山賢悟
産業観光企業	丸茂岳人	小林あや
農政林務	埋橋茂人	垣内将邦
危機管理建設	竹内正美	望月義寿
環境文教	百瀬智之	早川大地
議会運営	寺沢功希	林和明